

世界遺産条約履行のための作業指針 (仮訳)

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ)

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会



世界遺産センター
環境省 仮訳 2021年3月

本作業指針は世界遺産委員会での決定内容を反映するため定期的に改定されます。作業指針の使用にあたってはユネスコ世界遺産センターのホームページ（下記）に掲載されている作業指針の日付を確認し、常に最新版を参照するようにして下さい。

作業指針原文（英語、フランス語）、世界遺産条約原文（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語）、その他の世界遺産関連文書は世界遺産センターから入手できます。

ユネスコ世界遺産センター

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Contact: <https://whc.unesco.org/en/world-heritage-centre>

Links: <https://whc.unesco.org/>

<https://whc.unesco.org/en/guidelines>（英語）

<https://whc.unesco.org/fr/orientations>（フランス語）

目次

章		段落番号
	略語一覧	
I	はじめに	
I.A	作業指針	1-3
I.B	世界遺産条約	4-9
I.C	世界遺産条約締約国	10-16
I.D	世界遺産条約締約国会議	17-18
I.E	世界遺産委員会	19-26
I.F	世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）	27-29
I.G	世界遺産委員会諮問機関	30-37
	ICCRUM.....	32-33
	ICOMOS.....	34-35
	IUCN.....	36-37
I.H	その他の機関	38
I.I	世界遺産保護のパートナー	39-40
I.J	関係条約等	41-44
II	世界遺産一覧表	
II.A	世界遺産の定義	45-53
	文化遺産・自然遺産.....	45
	複合遺産.....	46
	文化的景観.....	47
	動産遺産.....	48
	顕著な普遍的価値.....	49-53
II.B	世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保	54-61
	世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー.....	55-58
	その他の措置.....	59-61
II.C	暫定一覧表	62-76
	手続き及び書式.....	62-69
	計画・評価ツールとしての暫定一覧表.....	70-73
	暫定一覧表作成のための締約国への支援及び能力構築.....	74-76

II.D	顕著な普遍的価値の評価基準	77-78
II.E	真正性及び／又は完全性	79-95
	真正性.....	79-86
	完全性.....	87-95
II.F	保護と管理	96-119
	立法措置、規制措置、契約による保護措置.....	98
	効果的な保護のための境界線の設定.....	99-102
	緩衝地帯.....	103-107
	管理体制.....	108-118bis
	持続可能な利用.....	119
III	世界遺産一覧表への資産記載の流れ	
III.A	推薦の準備	120-128
III.B	推薦の書式及び内容	129-133
	1. 資産の範囲.....	132.1
	2. 資産の内容.....	132.2
	3. 記載の価値証明.....	132.3
	4. 保全状況及び資産に影響を与える諸条件.....	132.4
	5. 保護と管理.....	132.5
	6. モニタリング.....	132.6
	7. 資料.....	132.7
	8. 関係機関の連絡先.....	132.8
	9. 締約国代表署名.....	132.9
	10. 必要部数について（付属の地図を含む）.....	132.10
	11. 用紙及び電子書式について.....	132.11
	12. 送付について.....	132.12
III.C	特異な資産の推薦に係る要件	134-139
	国境を越える資産.....	134-136
	関連性のある資産群.....	137-139
III.D	推薦書の事務局登録	140-142
III.E	諮問機関による審査	143-151
III.F	推薦の撤回	152
III.G	世界遺産委員会による決定	153-160
	記載.....	154-157
	不記載.....	158
	情報照会.....	159

	記載延期.....	160
III.H	緊急的推薦.....	161-162
III.I	世界遺産一覧表記載資産の範囲、登録基準、名称に係る変更.....	163-167
	範囲の軽微な変更.....	163-164
	範囲の重大な変更.....	165
	登録基準の変更.....	166
	資産名称の変更.....	167
III.J	スケジュール - 早見表.....	168
III.K	推薦の審査に係る資金.....	168bis
IV	世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング	
IV.A	リアクティブモニタリング.....	169-176
	リアクティブモニタリングの定義.....	169
	リアクティブモニタリングの目的.....	170-171
	締約国等からの情報収集.....	172-174
	世界遺産委員会による決定.....	175-176
IV.B	危険にさらされている世界遺産一覧表.....	177-191
	危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載に関する指針.....	177
	危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準.....	178-182
	危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き.....	183-189
	危険にさらされている世界遺産の保全状況の定期的レビュー.....	190-191
IV.C	世界遺産一覧表からの抹消に係る手続き.....	192-198
V	世界遺産条約の履行に係る定期報告	
V.A	目的.....	199-202
V.B	手続き及び書式.....	203-207
V.C	審査及びフォローアップ.....	208-210
VI	世界遺産条約を推進するための支援	
VI.A	目的.....	211
VI.B	能力構築及び研究.....	212-216
	世界遺産能力構築戦略.....	213
	能力構築に係る国家戦略及び地域協力.....	214-214bis
	研究.....	215
	国際援助.....	216
VI.C	普及啓発及び教育.....	217-222

普及啓発.....	217-218
教育.....	219
国際援助.....	220-222

VII 世界遺産基金と国際援助

VII.A	世界遺産基金.....	223-224
VII.B	世界遺産条約を支援するためのその他の技術的・財政的資源とパートナーシップの動員.....	225-232
VII.C	国際援助.....	233-235
VII.D	国際援助の原則と優先順位.....	236-240
VII.E	早見表.....	241
VII.F	手続き及び書式.....	242-246
VII.G	国際援助要請の審査.....	247-254
VII.H	契約手続き.....	255
VII.I	国際援助の評価及びフォローアップ.....	256-257

VIII 世界遺産エンブレム

VIII.A	前文.....	258-265
VIII.B	適用範囲.....	266
VIII.C	締約国の責務.....	267
VIII.D	世界遺産エンブレムの適切な使用.....	268-274
	世界遺産一覧表記載記念銘.....	269-274
VIII.E	世界遺産エンブレムの使用に関する原則.....	275
VIII.F	世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き.....	276-278
	国内機関の合意.....	276-277
	クオリティコントロールを必要とする合意.....	278
VIII.G	クオリティコントロールに関する締約国の権利.....	279

IX 情報の管理・提供

IX.A	事務局による情報の保管.....	280-284
IX.B	世界遺産委員会メンバー国及びその他の締約国に対する情報提供.....	285-287
IX.C	一般向けの情報提供、出版物の発行.....	288-290

付属資料

- 付属資料 1: 条約批准書、受諾書、加入書書式見本
- 付属資料 2A: 暫定一覧表提出書式
- 付属資料 2B: 複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦予定の資産についての暫定一覧表提出書式
- 付属資料 3: 特種な資産の世界遺産一覧表への記載に関する指針
- 付属資料 4: 世界遺産条約に関連する真正性
- 付属資料 5: 世界遺産一覧表記載推薦書書式
- 付属資料 6: 諮問機関による推薦審査手続き
- 付属資料 7: 世界遺産条約の適用に係る定期報告の書式
- 付属資料 8: 国際援助要請書
- 付属資料 9: 国際援助要請の審査基準
- 付属資料 10: 顕著な普遍的価値の言明
- 付属資料 11: 世界遺産資産の範囲等の変更
- 付属資料 12: 諮問機関による評価に関する事実誤認提出様式
- 付属資料 13: 締約国による保全状況報告書の提出様式
- 付属資料 14: 世界遺産エンブレムの用途表
- 付属資料 15: アップストリームプロセス要請書

世界遺産の参考文献

略語一覧

DoCoMoMo	モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会 (International Committee for the Documentation and Conservation of Monuments and Sites of the Modern Movement)
ICCROM	文化財保存修復研究国際センター (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)
ICOMOS	国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites)
IFLA	国際造園家連盟 (International Federation of Landscape Architects)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)
IUGS	国際地質科学連合 (International Union of Geological Sciences)
MAB	人間と生物圏計画 (Man and the Biosphere Programme of UNESCO)
NGO	非政府機関 (Non-governmental organization)
TICCIH	国際産業遺産保存委員会 (International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNEP-WCMC	世界自然保全モニタリングセンター (World Conservation Monitoring Centre (UNEP))
UNESCO	ユネスコ (国連教育科学文化機関) (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

I はじめに

I.A 作業指針

1. 世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）は、以下に示す手続きを定めることにより世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」又は「条約」）の履行を促すことを目的とする。

- a) 世界遺産一覧表及び危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載
- b) 世界遺産一覧表記載資産の保護及び保全
- c) 世界遺産基金に基づく国際援助
- d) 条約に対する各国の支援、国際的支援の動員

2. 作業指針は世界遺産委員会での決定を反映するため定期的に改定される。

作業指針改定の歴史については以下の URL を参照。
<https://whc.unesco.org/en/guidelines/>

3. 本作業指針の主な利用者は以下の通り。

- a) 世界遺産条約の締約国
- b) 顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下、「世界遺産委員会」又は「委員会」）
- c) 世界遺産委員会事務局としてのユネスコ世界遺産センター（以下、「事務局」）
- d) 世界遺産委員会諮問機関
- e) 世界遺産一覧表記載資産の保護に携わる遺産管理者、関係者、パートナー

I.B 世界遺産条約

4. 文化遺産及び自然遺産は、一国にとどまらず人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産である。これら価値ある財産がその一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、世界のすべての人々にとって遺産が損なわれることとなる。遺産を構成する個々の資産は、特別に秀でたその性質ゆえに「顕著な普遍的価値」を持つと考えられ、増大しつづける脅威、種々の危機から保護すべく特別な対策を施すに値するものである。

5. 世界の遺産の適切な認定、保護、保全、公開を出来る限り担保するため、ユネスコ加盟国は 1972 年に世界遺産条約を採択した。同条約には、「世界遺産委員会」及び「世界遺産基金」の設立が盛り込まれており、委員会、基金共に 1976 年から活動を行っている。

6. 1972年に条約が採択された後、国際社会は「持続可能な開発」という概念を採択した。自然遺産及び文化遺産を保護、保全することは、持続可能な開発に大いに資するものである。
7. 条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。
8. 個々の資産が有する顕著な普遍的価値を評価することと共に、締約国が世界遺産の保護管理を進めていく上での指針を示すことを目的として、世界遺産一覧表へ資産を記載するための基準及び条件のとりまとめが行われた
9. 世界遺産一覧表に記載されたある資産が重大かつ明確な危険に脅かされている場合には、委員会は当該資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載することを検討する。当該資産を世界遺産一覧表に記載する根拠となった顕著な普遍的価値が失われたときは、委員会は世界遺産一覧表からの削除を検討する。

I.C 世界遺産条約締約国

10. 各国は条約の締約国になることが奨励されている。批准書、受諾所、加入書の見本を付属資料1に示す。（寄託する際には、）署名された原本をユネスコ事務局長宛に送付すること。
11. 条約締約国の一覧表は次のウェブアドレスに掲載されている。
<https://whc.unesco.org/en/statesparties>
12. 条約締約国は、世界遺産の認定や推薦、管理、保護において、人権に基づくアプローチを採用し、遺産管理者、地方自治体、地域コミュニティ、先住民、非政府組織（NGO）及びその他の利害関係者やパートナーを含む幅広い関係者や権利者のジェンダーバランスの取れた参加を確保することが推奨される。 決定 43 COM 11A 参照
13. 条約締約国は、条約の履行に関する窓口として主要な責任を有する政府機関の名称及び連絡先を事務局に提出すること。事務局による公式の連絡及び文書の送付は、この窓口機関に対して行われる。 決定 43 COM 11A 参照
14. 締約国は、定期的に文化遺産及び自然遺産の専門家を集め、条約の履行について議論することが奨励される。その際、適宜、諮問機関の代表及びその他の専門家やパートナーを招聘することも考えられる。 決定 43 COM 11A 参照

- 14bis.** 締約国は、世界遺産委員会、条約の締約国会議、およびユネスコ統治機関によって採択された関連政策の基本理念を、世界遺産条約に関連するプログラムおよび活動に取り込んでいくことが奨励されている。関連政策には例えば、持続可能な開発の視点を世界遺産条約のプロセスに統合するための政策文書、先住民との関わりに関するユネスコの方針、及び持続可能な開発のための 2030 アジェンダや国際人権基準を含むその他の関連する方針や文書がある。
- 決定 43 COM 11A 参照
- 15.** 文化遺産及び自然遺産が存在する締約国の主権を十分に尊重しつつ、条約締約国は、遺産を保護するために協力することが国際社会の集団的利益となることを認識する。世界遺産条約締約国は以下の責務を有する。
- 世界遺産条約第 6 条第 1 項参照
決定 43 COM 11A 参照
- a) 自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと。また、他の締約国の要請に応じて、これらの作業に係る支援を行うこと。
- 世界遺産条約第 4 条及び第 6 条第 2 項参照
- b) 遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること。
- 世界遺産条約第 5 条参照
- c) 特に資産の社会生態学的システムのレジリエンスを考慮し、遺産保護を包括的な計画プログラムと調整メカニズムに統合すること。
- d) 遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること。
- e) 遺産をおびやかす危険への対策を特定するための科学的、技術的研究を進めること。
- f) 遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること。
- g) 遺産の保護、保全、公開を行う国又は地域研修センターの設置、発展を促進し、これらの分野における科学的調査を推進すること。
- h) 自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと。
- 世界遺産条約第 6 条第 3 項参照
- i) 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界遺産委員会に提出すること（これを暫定一覧表と呼ぶ）。
- 世界遺産条約第 11 条第 1 項参照
- j) 世界遺産基金に対し、条約締約国会議で決定された額に基づいて分担金を定期的に拠出すること。
- 世界遺産条約第 16 条第 1 項参照
- k) 世界遺産の保護のための寄附を募るため、国、公共、民間による財団又は団体の設立を検討、推進すること。
- 世界遺産条約第 17 条参照
- l) 世界遺産基金のために行われる国際的募金運動を支援すること。
- 世界遺産条約第 18 条参照

- m) 教育及び広報を通じて、自国民が条約の第1条及び第2条により定義される文化遺産及び自然遺産に対する理解を深め、より尊重するよう努めること。又、遺産を脅かす危険にについて公衆に周知すること。
世界遺産条約第27条参照
- n) 世界遺産条約の履行及び資産の保全状況について、世界遺産委員会に報告すること。
世界遺産条約第29条参照
第11回締約国会議（1997）決議参照
- o) 世界遺産のプロセスと遺産の保全管理システムにおいて、ジェンダー平等を含む持続可能な開発目標に貢献し、それを遵守すること。
16. 締約国は、世界遺産委員会会合及びその下部組織の会合に出席することが奨励される。
世界遺産委員会手続規則第8条第1項参照
- I.D 世界遺産条約締約国会議**
17. 世界遺産条約締約国会議は、ユネスコ総会の会期の間で開催される。締約国会議は、手続規則に従って進行される。手続規則は以下のウェブアドレスに掲載されている。
<https://whc.unesco.org/en/ga>
世界遺産条約第8条第1項参照。
世界遺産委員会手続規則第49条参照
18. 締約国会議では、すべての締約国に適用される同一の割合の世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の構成国を選出する。締約国会議及びユネスコ総会の両者に対して、世界遺産委員会は活動報告を行う。
世界遺産条約第8(1)条、第16条第1項、第29条参照
世界遺産委員会手続規則第49条参照
- I.E 世界遺産委員会**
19. 世界遺産委員会は21の構成国から成り、年1回以上の頻度で会合を開催する（6月～7月頃）。委員会は、ビューロー会議を設置し、委員会会合期間中に必要と判断される回数ビューロー会議を開催する。委員会及びビューロー会議の構成は、次のウェブアドレスを参照。
<https://whc.unesco.org/en/committee>
事務局の世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ連絡をとることができる。
20. 委員会は、手続規則に従って会議の運営を行う。手続規則は次のウェブアドレスで公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/committee>
21. 委員会の構成国の任期は6年間とするが、衡平な代表性を確保し、持ち回りにより機会が均等に与えられるように、締約国各国が自発的に任期を6年から4年に短縮するとともに、再選を自粛することを検討するよう締約国会議は推奨している。
世界遺産条約第8条第2項参照
世界遺産条約締約国会議第7回会合（1989）、第12回会合（1999）、第13回会合（2001）決議参照
世界遺産条約第9条第1項参照
22. 各選挙では、世界遺産委員会の構成国を務めたことのない少なくとも1つの締約国について、その選出において十分な考慮が払われることとする。
締約国会議手続規則第14条第1項参照
決定43 COM 11A参照

23. 委員会の決定は客観的かつ科学的な検討に基づくものであり、委員会の名のもとに実施される査定は完全かつ責任を持って行われなければならない。そのような決定は以下に依存することを委員会は認識する。
- a) 注意深く準備された書類
 - b) 完全かつ一貫性ある手続き
 - c) 資格ある専門家による審査
 - d) 必要な場合は、専門審査員の利用
24. 委員会は、締約国と協力し、以下の主要な機能を有する。
- a) 暫定一覧表及び締約国により提出される推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に記載すること。
世界遺産条約第 11 条第 2 項及び第 11 条第 7 項参照
 - b) 世界遺産一覧表記載資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。
世界遺産条約第 29 条参照
 - c) どの世界遺産一覧表記載資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に記載するか又は削除するかについて決定すること。
世界遺産条約第 11 条第 4 項及び第 11 条第 5 項参照
 - d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
 - e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。
世界遺産条約第 21 条第 1 項及び第 21 条第 3 項参照
 - f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の使途を決定すること。
世界遺産条約第 13 条第 6 項参照
 - g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
 - h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。
世界遺産条約第 29 条第 3 項参照
世界遺産委員会手続規則第 49 条参照
 - i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
 - j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。
25. 条約の履行を促進するため、委員会は戦略目標を策定する。戦略目標は、委員会の目標及び目的を定義するとともに、世界遺産への新たな脅威に確実に効果的な対応がなされるよう、定期的に見直しと改定を行う。
1992 年に委員会で採択された最初の「戦略的方向性」については、文書 WHC-92/CONF.002/12 の付属資料 II を参照。
26. 現在の戦略目標（5つの C）は以下のとおり。
1. 世界遺産一覧表の**信用性（Credibility）**の強化
 2. 世界遺産資産の効果的な**保全（Conservation）**の確実な担保
- 2002 年に世界遺産委員会が改定を行った戦略目標「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）は、下記から入手可能：
<https://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration>

3. 締約国における効果的な**能力構築 (Capacity-building)** の促進
4. **コミュニケーション (Communication)** を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の拡大
5. 世界遺産条約の履行において**コミュニティー (Communities)** が果たす役割の強化

決定 31 COM 13B 参照

I.F 世界遺産委員会事務局 (世界遺産センター)

ユネスコ世界遺産センター
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France
<https://whc.unesco.org/>

27. 世界遺産委員会は、ユネスコ事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。現在、事務局の役割は、この目的のために 1992 年に設立された世界遺産センターが担っている。また、ユネスコ事務局長は、世界遺産センターのセンター長を委員会の幹事 (**Secretary to the Committee**) に任命している。事務局は締約国及び諮問機関を補佐し、協力する。事務局はまたユネスコの他の活動分野及び地方事務所と緊密な連携を図りつつ活動する。

世界遺産条約第 14 条参照
世界遺産委員会手続規則第 43 条参照
回覧書簡 16 (2003 年 10 月 21 日付) 参照
<https://whc.unesco.org/circs/circ03-16e.pdf>

28. 事務局の主要な活動内容は以下のとおり。

決定 39 COM 11 参照
決定 43 COM 11A 参照

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
- b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決議の履行、及び、実施状況の報告。
- c) 世界遺産一覧表推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。
- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
- e) 定期報告の運営

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照
「世界遺産に関するブダペスト宣言」(2002)参照

- f) リアクティブモニタリングミッション¹を含むリアクティブモニタリングの調整及び実施、また、適宜、諮問ミッション²の調整及び参加。
- g) 国際援助の調整。
- h) 世界遺産の保全管理のための予算外資金の動員。
- i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への支援。
- j) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

29. これらの活動の実施にあたっては、委員会の決定及び戦略目標、締約国会議の決議に従うこととし、諮問機関と密接に連携すること。

I.G 世界遺産委員会諮問機関

30. 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）、及び IUCN（国際自然保護連合）とする。

世界遺産条約第 8 条第 3 項参照

31. 諮問機関の役割は以下のとおり。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。

世界遺産条約第 13 条第 7 項参照
決定 39 COM11 参照

¹ リアクティブモニタリングミッションは、脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である（第 169 段落参照）。世界遺産委員会による要請により、関係締約国と協議しつつ、資産の状態、資産に対する危機、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、もしくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、ミッション（現地調査）の結果について委員会に報告するところまでを含む（第 176.e 段落参照）。リアクティブモニタリングミッションの内容（TOR）は、世界遺産委員会により採択された決定に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。ミッションの専門家は、資産が位置する国の国民であってはならない。ただし、可能であれば、資産と同じ地域の出身であることが推奨される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。

² 諮問ミッションは締約国により自主的に開始され、要請を行う締約国の考え、判断に拠るものであり、厳密に条約上に規定されたものでも必須の手続きでもない。諮問ミッションは、具体的な事項に関して、締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定一覧表もしくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスを行ったり、それとは別に、資産の保全状況にかかわったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスをを行ったりする。諮問ミッションの内容（TOR）は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関、その他の機関や専門家との協議のもと決定される。ミッションの専門家は、資産が位置する国の国民であってはならない。ただし、可能であれば、資産と同じ地域の出身であることが推奨される。諮問ミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。ただし、当該締約国が国際援助もしくは決定 38COM12 により承認された諮問ミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる場合を除く。

- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー、世界遺産能力構築戦略、定期報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。また、世界遺産基金の効果的な活用の強化に関する支援を行うこと。
- d) 世界遺産の保全状況を監視し（委員会の要請によるリアクティブモニタリングミッション及び締約国の招聘による諮問ミッションを含む）、国際援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表記載推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会及びビューロー会議に顧問として出席すること。

世界遺産条約第 14 条第 2 項参照

世界遺産条約第 8 条第 3 項参照

ICCROM

- 32. ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）は、本部をイタリア、ローマにおく国際的な政府間機関である。ユネスコによって 1956 年に設立され、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を行うことを目的とする。
- 33. 条約に関する ICCROM の特定の役割は次のものが含まれる。文化遺産に関する研修において主導的な協力機関となること。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際援助要請の審査を行うこと。能力構築へのアドバイス及び支援を提供すること。

ICCROM
Via di S. Michele, 13
I-00153 Rome, Italy
Tel: +39 06 585531
Fax: +39 06 5855 3349
Email: iccrom@iccrom.org
<http://www.iccrom.org/>

ICOMOS

- 34. ICOMOS（国際記念物遺跡会議）は、本部をフランス、シャラントン＝ル＝ポンにおく非政府機関である。1965年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、そして、科学技術の応用を推進することを目的とする。1964年に制定された記念物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ベニス憲章）に示された原則を基盤として活動している。
- 35. 条約に関する ICOMOS の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査。世界遺産の文化資産の保全状況の監視を行うこと。締約国から提出された国際援助要請の審査を行うこと。能力構築へのアドバイス及び支援を提供すること。

ICOMOS
11 rue du Séminaire de
Conflans
94220 Charenton-le-Pont
France
Tel: +33 (0)1 41 94 17 59
Fax: +33 (0)1 48 93 19 16
E-mail: secretariat@icomos.org
<http://www.icomos.org/>

IUCN

- 36. IUCN（国際自然保護連合）は、1948年に設立され、国家政府、NGO、科学者をメンバーとする世界的組織である。IUCN の本部はスイスのグランに置かれている。IUCN の使命は、自然の完全性及び多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源利用を担保するために、世界中の社会に影響を与え、奨励し、支援することである。

IUCN - The International Union for Conservation of Nature
rue Mauverney 28
CH-1196 Gland, Switzerland
Tel: +41 22 999 0001
Fax: +41 22 999 0010
E-Mail: mail@hq.iucn.org
<http://www.iucn.org>

37. 条約に関する IUCN の特定の役割には次のものが含まれる。世界遺産一覧表記載推薦資産の審査を行うこと。世界遺産の自然資産の保全状況の監視、締約国から提出された国際援助要請の審査を行うこと。能力構築へのアドバイス及び支援を提供すること。

I.H その他の機関

38. 委員会は、リアクティブモニタリングミッションを含めて、その計画及びプロジェクトの履行に関して、適切な能力及び専門的知識を有する他の国際機関や非政府機関に協力支援を要請することができる。

決定 39 COM 11 参照

I.I 世界遺産保護のパートナー

39. 推薦及び管理、モニタリングにおいて、包括的で透明性があり、責任のある意思決定に支えられたパートナーシップ型の取り組みを進めることは、世界遺産資産の保護及び条約の履行に大きく貢献するものである。

決定 43 COM 11A 参照

40. 世界遺産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域コミュニティ、先住民族、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 (2007)

決定 39 COM 11 参照

I.J 関連条約等

41. 世界遺産委員会は、ユネスコの関連プログラム及び関連条約とより緊密に連携を図ることの重要性を認識する。関連する地球規模の保全制度、条約及びプログラムの一覧を、第 44 段落に示す。

42. 世界遺産委員会は、事務局の支援を得て、世界遺産条約と文化遺産及び自然遺産の保全に関するその他の条約、計画、国際機関との間での適切な連携及び情報共有を確保する。

43. 委員会は、関連条約に基づく政府間機関の代表者を、オブザーバーとして会合に招聘することができる。又、委員会は、要請に基づいて、他の政府間機関の会議にオブザーバーとして参加する代表者を指名することができる。

44. 文化遺産及び自然遺産の保護にかかる主要な国際条約と計画

ユネスコの条約及び計画

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約 (1954年ハーグ条約) (1954)

第 1 議定書 (1954)

第 2 議定書 (1999)

<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/armed-conflict-and-heritage/convention-and-protocols/>

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(1970)

<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/illicit-trafficking-of-cultural-property/1970-convention>

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (1972)

<https://whc.unesco.org/en/conventiontext>

水中文化遺産の保護に関する条約 (2001)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000126065>

無形文化遺産の保護に関する条約 (2003)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000132540>

文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (2005)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000142919>

人間と生物圏 (MAB)計画

<http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/man-and-biosphere-programme/>

国際地質科学ジオパーク計画 (IGGP)

<http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/earth-sciences/international-geoscience-and-geoparks-programme/>

国際水文学計画 (IHP)

<https://en.unesco.org/themes/water-security/hydrology>

その他の条約

国際捕鯨委員会 (IWC) (1946)

<https://iwc.int>

国際植物防疫条約 (IPPC) (1951)

<https://www.ippc.int>

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約) (1971)

<http://www.ramsar.org>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) (1973)

<http://www.cites.org>

移動性野生動物種の保全に関する条約 (CMS) (1979)

<http://www.cms.int>

国連海洋法条約 (UNCLOS) (1982)

https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_overview_convention.htm

生物の多様性に関する条約 (1992)

<http://www.cbd.int>

盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDROIT 条約 (ローマ, 1995)

<https://www.unidroit.org/cultural-property#Convention1995>

国連気候変動枠組条約 (ニューヨーク, 1992)
<http://unfccc.int>

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (2001)
<http://www.fao.org/plant-treaty/en/>

II 世界遺産一覧表

II.A 世界遺産の定義

文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念物 (*monuments*) : 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 : 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 (*sites*) : 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

文化的景観

47. 文化的景観は、文化的資産（cultural properties）であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

付属資料3参照

動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの推薦は検討対象としない。

顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を記載するための基準の定義を行う。
50. 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び又は自然資産について、世界遺産一覧表への記載推薦書を提出するよう求められる。
51. 世界遺産一覧表に資産を記載する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の言明」を採択する（第154段落参照）。同言明は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
52. 条約は、重大な関心、重要性や価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に記載されるものではない。
53. 委員会に提出された推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置の採用又は提案により示されなければならない。

II.B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保

54. 委員会は、第26回会合（ブダペスト、2002年）で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、信用性を確保するよう努める。

「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）参照
<https://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration>

世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー

55. 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー（The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第 62 段落に規定されている暫定一覧表及び世界遺産一覧表記載推薦書を作成することを促進する。
(<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> 参照)
56. 締約国及び諮問機関は、事務局やその他のパートナーと協力してグローバル・ストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバル・ストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われている。これらの会議及び研究の成果は、締約国が暫定一覧表及び推薦書を作成する際の助けとなるよう公開されている。世界遺産委員会に提出された、専門家会議の報告書や研究の成果は、次のウェブアドレスから入手できる。<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy>.
57. 世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。
58. 世界遺産一覧表に記載される資産の合計数に、制限は課されていない。

代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバル・ストラテジー」及びテーマ別研究に関する専門家会議（1994年6月20日-22日）報告書は、世界遺産委員会第18回会合において採択された（ブーケット、1994年）。

グローバル・ストラテジーは当初文化遺産を想定して作成が進められたが、その後、世界遺産委員会の要請により、自然遺産及び複合遺産を包括するように拡大された。

その他の措置

59. 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の推薦書提出の間隔をあけるように求められる。
- 締約国自身が定める条件に従って推薦の間隔を自発的にあけること。
 - 推薦を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
 - 各推薦を、十分代表されていない締約国の推薦にリンクさせること。
 - 新たな推薦書の提出を一時的に自粛すること。
60. 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。
- 暫定一覧表及び推薦書の作成を優先事項とすること。
 - 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

- c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知識や技術的能力を高めること。
- d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。

61. 委員会は、以下のメカニズムを適用することを決定した。

決定 24COM VI.2.3.3,
決定 28COM 13.1 および
7EXT.COM 4B.1
決定 29 COM 18A
決定 31 COM 10
決定 35 COM 8B.61
決定 40 COM 11
決定 43 COM 11A 参照

2018年2月2日以降

- a) 1 締約国につき完全な推薦書 1 件までを審査する。
- b) 委員会が審査を行う推薦案件数を年間 35 件までとする。この数には、過去の委員会で登録延期又は情報照会にされた推薦及び登録範囲の拡張（資産境界の軽微な変更を除く）、国境を超える資産の推薦、関連性のある資産群の推薦を含む。
- c) 合計年間 35 件の制限を越えた推薦があった場合には、以下の優先順位を適用する。
 - i) 一覧表記載資産をもたない締約国から提出された資産の推薦
 - ii) 一覧表記載資産が 3 件以下の締約国から提出された資産の推薦
 - iii) 第 61 段落の適用により（推薦の 35 件の年間上限が適用され）、関連諮問機関の評価に付されなかった情報照会の推薦の再提出。³
 - iv) 年間 35 件の制限と本優先順位の適用により以前に除外された資産の推薦
 - v) 自然遺産の推薦
 - vi) 複合遺産の推薦
 - vii) 国境を越える資産、複数の国にまたがる資産の登録推薦
 - viii) アフリカ、太平洋地域、カリブ海地域の締約国からの登録推薦
 - ix) 世界遺産条約を批准してから 20 年以内の締約国からの登録推薦
 - x) 5 年以上推薦書が提出されていない締約国からの推薦
 - xi) 委員国の任期中に、自主的に自国の推薦を世界遺産委員会の審議に付すことを差し控えた締約国の推薦。この優先順位は、委員国の任期終了後から 4 年間適用される。

³ この条件は、情報照会決議を受けてから 3 年目に提出された場合にも適用される。

- xii) この優先順位を適用するにあたり、以上に該当しない推薦間での優先順位の決定については、完全な推薦書が受理された日付を、二次的な判定要因として使用する。
- d) 国境を越える推薦、複数国にまたがる関連性のある資産群の推薦を共同で行う締約国は、共通理解の下で、当該推薦を代表する国を共同推薦国のなかから選ぶことができる。この場合、当該推薦は代表締約国の推薦件数のみに計上される。

全ての締約国において確実に円滑な移行が進められるよう、この決定は、4年間試験的に実施され、2018年2月2日に発効することとする。この決定の影響については、委員会の第46回委員会(2022年)において評価を行う。

II.C 暫定一覧表

手続き及び書式

- 62. 暫定一覧表とは、各締約国が世界遺産一覧表へ推薦することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定一覧表に、潜在的に顕著な普遍的価値を有すると考えており、将来推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。世界遺産条約第1条、第2条及び第11条第1項参照
決定 39 COM 11 参照
- 63. 締約国の暫定一覧表にすでに記載されていない資産の世界遺産一覧表への登録推薦は検討に付されない。決定 24 COM para.VI.2.3.2 参照
- 64. 締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域コミュニティ、先住民族、NGO、その他の利害関係者及びパートナーを含む幅広い関係者及び権利者の完全で効果的かつジェンダーバランスのとれた参加を得て、暫定一覧表を作成することが推奨される。先住民族の土地、領地、または資源に影響を与えるサイトの場合、締約国は、そのサイトを暫定一覧表に含める前に、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を先住民族から得るために、代表機関を通じて関係する先住民族と誠意を持って協議および協力することとする。決定 43 COM 11A 参照
- 65. 締約国は、推薦を行う少なくとも1年前までに、事務局に暫定一覧表を提出すること。また、締約国は、少なくとも10年ごとに自国の暫定一覧表を見直し再提出することを推奨されている。
- 66. 締約国は、付属資料 2A 及び付属資料 2B (国境を越える資産として将来推薦する場合) の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定一覧表を作成し、提出すること。同一覧表には、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、顕著な普遍的価値の根拠を記載すること。決定 39 COM 11 参照
- 67. 締約国は、完成した暫定一覧表に正式な署名をした原本を次の宛先に提出すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

68. 締約国から暫定一覧表を受領した時点で、世界遺産センターは、提出書類が付属資料2に合致しているかどうか確認を行う。書類が付属資料2に合致していないと思われる場合は、世界遺産センターは、締約国に照会を行う。全ての情報が提供された時点で、暫定一覧表は事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。また、すべての国の暫定一覧表の要約は毎年、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、暫定一覧表の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ記載が完了した資産及び推薦されたが世界遺産一覧表へ不記載となった資産の暫定一覧表からの削除を行う。

決定 7 EXT.COM 4A 参照

締約国の暫定一覧表は、透明性、情報へのアクセスを確保し、地域レベルおよびテーマレベルでの暫定一覧表の調整 (harmonization) を促進するために、世界遺産センターのウェブサイトおよび/または作業文書で公開される。

決定 41 COM 11 参照

各暫定一覧表の内容に対する唯一の責任は、当該締約国にある。暫定一覧表の公開は、国、領土、都市、区域、またはその境界線の法的地位に関して、世界遺産委員会、世界遺産センター、またはユネスコ事務局の意見の表明を意味するものではない。

69. 締約国の暫定一覧表は次のウェブサイト公開されている。
<https://whc.unesco.org/en/tentativelists>

決定 27 COM 8A 参照

計画・評価ツールとしての暫定一覧表

70. 暫定一覧表は将来の推薦についての示唆を与えるものであり、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。

71. 暫定一覧表は、潜在的な顕著な普遍的価値を裏付ける証拠に基づき、選択的に作成されなければならない。締約国は、委員会の要請に基づいて、世界遺産一覧表におけるギャップ把握のために行われた ICOMOS 及び IUCN による世界遺産一覧表・暫定一覧表の分析を参照することが奨励される。この分析により、世界遺産候補資産のテーマ、地域、地政文化的区分 (geo-cultural groupings)、生物地理区分の比較を行うことが可能である。締約国は、必要に応じて、暫定一覧表の作成過程において、諮問機関からできるだけ早い段階でのアップストリームの助言を求めることが奨励されている。

決定 24 COM para. VI.2.3.2(ii),
決定 39 COM 11 参照

世界遺産センター文書 WHC-04/28.COM/13.B I 及び II 参照
<https://whc.unesco.org/document/5297>
(ICOMOS)
<https://whc.unesco.org/document/5298>
(IUCN)

72. 加えて、締約国は、諮問機関によって実施されている特定のテーマ別研究を参考とすることが奨励される（第 147 段落参照）。これらの研究は、締約国から提出された暫定一覧表のレビュー、暫定一覧表の調整に関する会議の報告書、また、諮問機関及び資格を有する機関や個人により行われたその他の技術研究を情報源としている。過去に行われたこれらの研究の一覧表は、次のウェブサイトに掲載されている。
<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy>
73. 締約国は、地域レベル及びテーマレベルで暫定一覧表の調整を図るよう奨励される。暫定一覧表の調整とは、締約国が諮問機関の支援のもと、各締約国の暫定一覧表をまとめて評価することで、ギャップをレビューし共通のテーマを把握するプロセスである。調整は、締約国と異なる文化的コミュニティとの間に有意義な対話を生み出し、共通の遺産と文化的多様性の尊重を促進する大きな可能性を持っている。調整により、暫定一覧表の改善や、締約国からの新たな推薦、推薦書の作成における締約国グループ間の協力が生まれることが期待される。

テーマ別研究は、世界遺産一覧表への推薦時に締約国によって行われる比較分析とは異なる（第 132 段落参照）。

決定 43 COM 11A 参照

暫定一覧表作成のための締約国への支援及び能力構築

74. グローバル・ストラテジーを履行するには、締約国が暫定一覧表の作成、更新、調整を行い、推薦書の作成を行うための技能の獲得および/または調整を支援するために、多様な受益者グループのための能力構築及び研修における協力が必要となることが考えられる。
75. 暫定一覧表の作成、更新、調整を目的とした国際援助が締約国から要請されることが考えられる（第 VII 章参照）。
76. 諮問機関及び事務局は、評価ミッションの機会を活用して、暫定一覧表及び推薦書の作成方法について、十分に代表されていない国を支援するための地域トレーニングワークショップを開催すること。

決定 43 COM 11A 参照

決定 24 COM VI.2.3.5(ii)参照

II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準のうち 1 つ以上を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（第 49-53 段落を参照）を有するものとみなす。
- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
 - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
 - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

ここにあげる基準は、以前は文化遺産のための登録基準 (i) - (vi) 及び自然遺産のための登録基準 (i) - (iv) の 2 つのグループに分けられていたものである。

第 6 回世界遺産委員会特別会合において、これら 10 の登録基準をひとまとめにすることが決定された（決定 6EXT.COM 5.1）。

- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態、もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの。
- (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、現在も存続している伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準と併せて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

II.E 真正性及び／又は完全性

真正性

- 79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性（オーセンティシティ）の条件を満たすことが求められる。真正性に関する奈良ドキュメントを含む付属資料 4 には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
- 80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化、及び時間の経過とともに蓄積されるそれらの意味に関連して、その情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。

決定 39 COM 11 参照

81. 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが考えられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、主にそれが属する文化的文脈において行われなければならない。
82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性を通じて真実かつ信用性を有する形で表現されている場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
- 形状、意匠
 - 材料、材質
 - 用途、機能
 - 伝統、技能、管理体制
 - 所在地、周辺環境
 - 言語、その他の無形遺産
 - 精神、感性
 - その他の内部要素および外部要素
83. 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。
84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
85. 資産の推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の言明において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。
86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

完全性

87. 世界遺産一覧表に推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

決定 20 COM IX.13 参照

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの属性のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値を表現するために必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴と背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の言明において説明を行うこと。

89. 登録基準(i)から(vi)までに基づいて推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産において、これらの独自性を特徴づけている関係性や動的な機能が維持されていること。

登録基準 (i) - (vi) に基づいて推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。

90. 登録基準(vii)から(x)までに基づいて推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。生物多様性と文化的多様性は密接に関連し、相互依存することがあり、伝統的社会、地域のコミュニティー、先住民族を含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。

決定 43 COM 11A 参照

91. 以上に加えて、登録基準(vii)から(x)に基づいて推薦される資産は、基準毎に完全性の条件が定義されている。

92. 登録基準(vii)に基づいて推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

93. 登録基準(viii)に基づいて推薦される資産は、関連する自然科学的關係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、生物相の定着の例（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、一連の火山作用が網羅され、各種の噴出物や噴火様式の全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

94. 登録基準(ix)に基づいて推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌の変化があり、パッチ状の環境及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他の隣接生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
95. 登録基準(x)に基づいて推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

II.F 保護と管理

96. 世界遺産資産の保護と管理にあたっては、完全性及び/又は真正性の条件を含む記載時の顕著な普遍的価値が、将来にわたって持続、強化されるように担保すること。資産の保全状況一般、そして顕著な普遍的価値についての定期的なレビューを、作業指針⁴に示すように、世界遺産のモニタリング・プロセスの枠組みのなかで実施すること。
97. 世界遺産一覧表に記載されているすべての資産は、適切で長期的な立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策、及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を推薦書に添付すること。

⁴ 作業指針に示すモニタリング・プロセスには、リアクティブモニタリング（段落 169-176）及び定期報告（段落 199-210）がある。

立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 完全性及び/又は真正性を含む、顕著な普遍的価値に対して負の影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力もしくは変化から、確実に資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。
- 決定 39 COM 11 参照

効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値を伝える全ての属性を包含し、資産の完全性及び/又は真正性を確実に担保しなければならない。
- 決定 39 COM 11 参照
100. 基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらを理解することに寄与し、理解を深める潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。
101. 基準(vii)から(x)に基づいて推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表記載の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。
102. 推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区(リザーブ)、生物圏保護区(バイオスフィアリザーブ)、文化的・歴史的保護地区、その他の区域や地域など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが記載の要件を満たすとは限らない。
- 決定 39 COM 11 参照

緩衝地帯

103. 資産を適切に保護するために必要な場合は、適切な緩衝地帯(バッファゾーン)を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的及び/又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられる追加的な保護の網である。推薦資産の周辺環境、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ区域又は属性が含まれるべきである。緩衝地帯を構成する範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての明確な説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を推薦書に明示すること。
107. 緩衝地帯は推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ記載された後に緩衝地帯を変更する場合もしくは緩衝地帯を新たに設置する場合は、軽微な境界の変更のための手続き（第 164 段落及び付属資料 11 参照）に則って、世界遺産委員会の承認を得ること。記載後の緩衝地帯の新たな設置は、通常、軽微な境界の変更とみなされる⁵。

管理体制

108. 各推薦資産は、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画又は文書化された管理体制を備えていること。
109. 管理体制の目的は、推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
110. どのような管理体制が効果的かは、推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、利用可能な資源、その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法や、その他の公式及び非公式の計画的手法が使われることが考えられる。予定された介入についての影響評価は、全ての世界遺産にとって不可欠である。
111. 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。
- a) 地域コミュニティや先住民族を含むすべての関係者が、資産とその普遍的価値、国家的及び地域的な価値、及び社会生態学的な文脈についての理解を十二分に共有していること。
 - b) 多様性、公平性、ジェンダーの平等及び人権の尊重、包括的かつ参加型の計画立案と利害関係者との協議プロセスの使用。
 - c) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
 - d) 災害や気候変動を含む、社会的、経済的、環境的、その他の圧力や変化に対する資産の脆弱性の評価、ならびに影響、変化の傾向及び計画されている人為的介入についてのモニタリング。

決定 39 COM 11 参照
決定 43 COM 11A 参照

⁵ 国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更合意している必要がある。

- e) 参加のための仕組み、様々なパートナー、ステークホルダー間の様々な活動の調整を行うための仕組みの開発。
 - f) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
 - g) 能力構築
 - h) 管理体制の運営に関する説明責任と透明性。
- 112.** 効果的な管理には、推薦資産の保護、保全、及び公開に関する短期、中期、長期的取組のサイクルがある。計画と管理に対する統合的なアプローチが、資産の経時的進化を導き、顕著な普遍的価値の全ての側面を確実に維持していく上で、不可欠である。このアプローチは、資産範囲を超えて緩衝地帯、さらにはより広い周辺環境にも関係するものである。より広い周辺環境には、資産の地形、自然環境、人工的環境や、インフラ、土地利用パターン、空間的構成、視覚的關係性といったその他の要素が関係することもあり得る。また、関係する社会的、文化的慣習、経済的プロセスや、人々の感覚や連想といったその他の無形的側面が含まれることもあり得る。より広い周辺環境の管理は、顕著な普遍的価値を支える上でのその役割と関連している。その効果的な管理は、遺産と社会の相互利益を活用することにより、持続可能な開発にも貢献する可能性がある。
- 決定 39 COM 11 参照
決定 43 COM 11A 参照
- 113.** さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）のプロセスを設定している。
- 114.** 「関連性のある資産群」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制やメカニズムが不可欠であり、推薦書に明記することが求められる（第 137-139 段落参照）。
- 115.** [削除]
- 決定 39 COM 11 参照
- 116.** 推薦サイトの本来の特質が、人為的行為に脅かされいながら、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する（第 IV 章 C 参照）。
- 決定 39 COM 11 参照
- 117.** 締約国には、世界遺産のための効果的な管理活動を実施する責任がある。締約国は、必要に応じて、公平なガバナンスの仕組み、協働管理システム、救済メカニズムを開発することにより、資産の管理者、管理権限を持つ機関、その他のパートナー機関、地域コミュニティ、先住民族、権利所有者及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。
- 決定 43 COM 11A 参照

118. 締約国が世界遺産の管理計画及びトレーニングストラテジーに、災害、気候変動、その他のリスクへの対策の項目を含めることを、委員会は推奨する。 決定 43 COM 11A 参照

118bis. 作業指針の第 179 段落及び第 180 段落にかかわらず、締約国は、資産内またはその周辺での実施が計画されている開発プロジェクト及び活動の前提条件として、環境影響、遺産影響評価、及び/又は戦略的環境評価を確実に実施するものとする。これらの評価は、開発の代替案、および資産の顕著な普遍的価値に対する潜在的な正と負の両方の影響を特定し、資産またはより広い周辺環境内の文化資産または自然遺産における劣化またはその他の負の影響に対する緩和策を推奨する役割を果たす。これにより、顕著な普遍的価値の長期的な保護と、災害や気候変動に対する遺産のレジリエンスの強化が保証される。 決定 43 COM 11A 参照

持続可能な利用

119. 世界遺産は、生物学的大および文化的多様性を維持し、生態系サービスおよびその他の利益を提供し、環境および文化の持続可能性に貢献し得る。資産は、生態学的、文化的に持続可能な継続的かつ提案されている様々な利用を支え得るものであり、また、関係するコミュニティの生活の質と幸福を高める可能性がある。締約国とそのパートナーは、それらの利用が公平であり、資産の顕著な普遍的価値を完全に尊重していることを保証する必要がある。なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。世界遺産に影響を与える法令、政策、戦略は、顕著な普遍的価値の保護を担保し、より広い自然遺産・文化遺産の保全と両立し、資産に関わるコミュニティ、先住民族及びその他の利害関係者の効果的で包括的かつ公平な参加を促進・奨励するものであることが、持続可能な保護、保全、管理、及び公開の必要条件である。 決定 43 COM 11A 参照

III 世界遺産一覧表への資産記載の流れ

III.A 推薦の準備

120. 推薦書は、委員会が世界遺産一覧表への記載を検討するための第一の根拠となる。そのため、推薦書には関連情報がすべて含まれている必要があり、情報源との相互参照が可能でなければならない。
121. 付属資料 3 には、特定のタイプの資産の推薦を準備する際の指針が締約国に示されている。
122. 世界遺産一覧表への推薦の準備を開始する前に、締約国は、第 168 段落に示す推薦のサイクルについて十分に理解しておくこと。予算や時間を掛けて推薦書の本格的な作成を行う前に、当該資産が、完全性、真正性を含め、OUV を有することを証明できるかどうかの潜在的可能性について確認するための準備作業を実施することが望ましい。そのような準備作業としては、入手可能な資産に関する情報の収集、テーマ別研究、完全性、真正性を含めた OUV の証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など、より広い世界的、地域的文脈における初期的な比較研究が挙げられる。この初期段階での作業により、推薦の可能性についての実現可能性を判断し、成功する可能性がなさそうな推薦準備に対して（経済的、人的）資源を費やすことを避けることができる。締約国は、この初期段階において、関係諮問機関にアップストリームアドバイス⁶を求めること、また、推薦の検討の出来るだけ早い段階で、世界遺産センターに連絡をとり、情報やガイダンスを求めることが望ましい。

決定 34 COM 12 (III)参照

「推薦のアップストリームプロセス：推薦プロセスにおける創造的アプローチ」
専門家会議報告書（ブックレット: 2010）参照

決定 36 COM 13.1 参照

決定 39 COM 11 参照

決定 43 COM 11A 参照

⁶ アップストリームプロセス：世界遺産一覧表への記載に向けた推薦に関して、「アップストリームプロセス」は、推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などで構成され、評価段階に入ってから重大な問題に直面する推薦の数を減らすことを目指している。アップストリームプロセスの基本的原則は、可能性のある推薦の準備に至る全過程を通じて、諮問機関及び世界遺産センターが、締約国に直接的にガイダンスと能力構築を提供できることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定一覧表の作成もしくは改訂の時点から開始すべきである。

推薦の文脈で与えられるアドバイスの目的は、締約国が可能性のある推薦を準備するために必要な実現可能性及び／又は行動を評価することを可能にする重要なツールを締約国に提供するために、推薦の技術的メリットと必要な技術的枠組みに関するガイダンスを提供することに限定される。

アップストリームプロセスの要請は、公式フォーマット（作業指針の付属資料 15）を使用して提出する必要がある。要請の数が上限を超えた場合は、第 61 段落 c) の優先順位付けシステムが適用される。

123. 推薦の過程に地域コミュニティや先住民族、政府・非政府・民間組織、その他のステークホルダーが効果的かつ包括的に参加することは、彼らが資産の維持管理において締約国と責任を共有する上で重要である。締約国は、関係者の参加を出来るだけ広く得つつ推薦の準備を行うことが推奨され、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催することによって、先住民族から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意が得られたことを、適宜、示すこと。
124. 締約国は、推薦の準備のために、第 VII 章 E. に示す「準備援助」を要請することができる。
125. 事務局は推薦の過程を通じて支援をする用意があり、締約国は、事務局に連絡をとることが推奨される。
126. また、事務局から以下のような支援を受けることができる。
- a) 適切な地図と写真、及びそれらを入手できる国家機関を特定するための支援
 - b) 成功した推薦書、管理及び立法規定の例の紹介
 - c) 文化的景観、町、運河、遺産の道 (Heritage Routes) といった特種な資産の推薦に係るガイダンス (付属資料 3 参照)。
 - d) 関連性のある資産群、国境を超える資産の推薦に係るガイダンス (第 134-139 段落参照)。
127. 締約国は、年間を通じていつでも推薦書の草案を事務局に提出し、コメントやレビューを求めることができる。しかしながら、前年の **9 月 30 日** までに、2 月 1 日の期限までに提出しようとしている推薦書の草案を事務局に送致することが締約国に強く推奨されている (第 168 段落参照)。この推薦書の草案の提出には、候補地の境界を示す地図が含まれていなければならない。推薦書の草案の提出は、電子書式ないし出力したもの (地図以外の付属資料を除いたもの 1 部のみ) で行うことが出来る。どちらの場合も、カバーレターをつけること。
128. 推薦書の提出は年間を通じていつでも行うことができるが、「完全」な推薦書 (第 132 段落及び付属資料 5 参照) で **2 月 1 日** もしくはそれ以前⁷に事務局に受理された書類のみが、翌年世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載を検討する対象となる。又、締約国の暫定一覧表に掲載されている資産の推薦のみが委員会の審議に付される (第 63 段落及び第 65 段落参照)。

決定 39 COM 11 参照
決定 43 COM 11A 参照

決定 37 COM 12.II 参照

決定 37 COM 12.II 参照
決定 39 COM 11 参照

III.B 推薦書の書式及び内容

129. 世界遺産一覧表記載のための推薦書は、付属資料 5 に示す書式に従って作成すること。

⁷2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

130. 当該書式には、以下の項目が含まれる。
1. 資産の登録範囲 (Identification of the Property)
 2. 資産の内容 (Description of the Property)
 3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)
 4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of conservation and factors affecting the property)
 5. 保護管理 (Protection and Management)
 6. モニタリング (Monitoring)
 7. 資料 (Documentation)
 8. 管理組織の連絡先 (Contact Information of responsible authorities)
 9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party(ies))
131. 世界遺産一覧表への推薦書は、見た目よりも内容に基づいて審査される。
132. 推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件（付属資料5の書式を参照）を満たす必要がある。

決定 37 COM 12.II 参照
決定 39 COM 11 参照
決定 43 COM 11A 参照

エグゼクティブサマリー

エグゼクティブサマリーには、推薦資産の境界と緩衝地帯（該当する場合）の境界を示す地図の縮小版、顕著な普遍的価値の言明案（推薦書 3.3 項に示されたものと同じ文章）など、推薦書の本文から抽出した重要な情報（付属資料5参照）を含むこと。

1. 資産の範囲

推薦する資産の範囲（境界線）を明確に示すこと。なお、（緩衝地帯を設定する場合は）推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること（第 103-107 段落参照）。地図は、陸上及び/又は海上のどの範囲が推薦されているのかを正確に判別できる十分詳細なものであること（付属資料5の 1.e の注釈参照）。可能であれば、当該締約国の最新の公式地形図に資産の境界線及び緩衝地帯（設定する場合）を注記したものを印刷物で提出すること。明確に境界線が示されていない推薦書は、「不完全」とみなされる。

2. 資産の内容

資産の内容には、資産の特徴及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成要素の特徴と解説を記述することが求められる。特に、「関連性のある資産群」の推薦を行う場合は、構成要素を個別に解説すること。

歴史と変遷には、当該資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該資産が顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真正性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。

3. 記載の価値証明

本項では、なぜ資産が顕著な普遍的価値を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。

3.1.a から 3.1.e までの項目の本文には、顕著な普遍的価値の言明案(3.3 項)の記述を支持するより詳細な情報を含めること。

3.1.b では、当該資産の推薦の根拠となる世界遺産の登録基準(第 77 段落参照)を示し、基準ごとにその採用の明確な論拠を示すこと。完全性の言明及び(文化的基準が提案されている場合は)真正性の言明として、当該資産が第 78 段落から第 95 段落に示された条件をどのように満たしているのか示すこと。

3.2 では、当該資産を、国内外の類似の世界遺産、その他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。

3.3 では、締約国が作成した、当該資産の顕著な普遍的価値の言明案(第 49 段落 - 第 53 段落及び第 155 段落参照)を示し、なぜ当該資産が世界遺産一覧表に記載するに値すると考えられるのかを明らかにする必要がある。

4. 保全状況及び資産に影響を与える諸条件

本項では、資産の現在の保全状況に関する正確な情報(資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等)を記載すること。また、資産へ影響を与える諸条件(脅威等)についても記述すること。本項に記載される情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。

5. 保護と管理

保護：第 5 項には、資産の保護に最も関係のある、法的措置、規制措置、契約による措置、計画的措置、制度的措置及び/又は伝統的手法による措置の一覧を示し、当該措置による保護が実際にどのように機能するのかについて詳細な分析を示すこと。又、法令文、規制条文、契約文、計画及び/又は制度に係る文書、もしくは当該文書の要約を英語又はフランス語で添付すること。

管理：適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。持続可能な開発の原則は、緩衝地帯やより広い周辺環境を含む、自然遺産、文化遺産、複合遺産のすべてのタイプの遺産の管理システムに統合されるべきである。

管理計画又は管理体制についての文書を 1 部推薦書に添付すること。管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

資産を世界遺産一覧表に推薦する際に締約国により行われる比較分析と、委員会の要請により諮問機関が行うテーマ別研究を混同しないように注意(第148段落参照)

決定 7 EXT.COM 4A 参照

管理計画、又は管理体制に係る文書についての詳細な分析、解説を推薦書の 5.e 項に示すこと。

上記の資料を含まない推薦は、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

6. モニタリング

締約国は、資産の保全状況を測定・評価する主要な指標（運用中及び又は計画中のもの）、影響を及ぼす諸条件、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について提示すること。

7. 資料

推薦に必要な資料として、上記の資料に加えて、a) 印刷に適した質の画像（少なくとも 300 dpi のデジタル写真、及び、必要な場合は、補完的映像、ビデオ、その他の視聴覚資料）、及び b) 映像資料/視聴覚資料目録及び使用承諾書（付属資料 5, 7.a を参照）を提出すること。推薦書本文は、出力したものに加えて電子書式（ワード及び/もしくは PDF 形式が望ましい）で提出すること。

8. 管理機関の連絡先

管理機関の詳細な連絡先を示すこと。

9. 締約国代表署名

推薦書の最後に、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による直筆の署名を付すこと。

10. 必要部数について（付属の地図を含む）

文化遺産及び自然遺産の推薦書（文化的景観を除く）：同一のものを 2 部

複合遺産及び文化的景観の推薦書：同一のものを 3 部

11. 用紙及び電子書式について

推薦書には、A4 サイズの用紙を用いること。又、電子書式（ワード及び/もしくは PDF 形式）をあわせて提出すること。

12. 送付について

締約国は、正式に署名された英語またはフランス語の推薦書を下記に送付すること。

UNESCO World Heritage Centre
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France
Tel: +33 (0) 1 4568 1136
E-mail: wh-nominations@unesco.org

133. 事務局は、推薦書とともに提出されたすべての資料（地図、計画、写真等）を保管する。

III.C 特異な資産の推薦に係る要件

国境を越える資産

134. 推薦資産は、
- a) 単一の締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば、
 - b) 隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する場合もある（国境を越える資産）。
135. 国境を越える資産の推薦書は、できる限り、関係締約国が条約第11.3条に則り共同で作成し、共同で提出することが望ましい。また、関係締約国が、共同管理委員会または同様の機関を設立して国境を越える資産全体の管理を監督することが強く推奨される。
136. 現在、単一の締約国内にある世界遺産でも、拡張によって国境を越える資産となる場合がある。

決定 7 EXT.COM 4A 参照

関連性のある資産群

137. 関連性のある資産群とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ。
- a) 構成資産は、景観、生態、進化、動植物の生息地の連続性に関わるような、長期にわたる文化的、社会的、又は機能的なつながりを反映すべきである。
 - b) 個々の構成資産は、実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、資産全体の顕著な普遍的価値に貢献しているものであり、特に無形の属性を包含する場合もある。その結果として生じる顕著な普遍的価値は、容易に理解され伝達されなければならない。
 - c) 構成要素の選定を含む資産の推薦過程において、一貫性を保つため、かつ構成要素の過度な断片化を避けるため、資産全体としての管理可能性、統一性について十分考慮すべきである（第114段落参照）。

資産群全体として顕著な普遍的価値を有するものであり、必ずしも個々の構成要素の顕著な普遍的価値については問われていない。

138. 関連性のある資産群は、

決定 7 EXT.COM 4A 参照

- a) 単一の締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば（関連性のある資産群）、
- b) 複数の締約国の領域にまたがり（隣接する必要はない）、関係するすべての締約国の同意を得て推薦される場合もある（関連性のある国境を越える資産群）

139. 関連性のある資産群の推薦は、単一の締約国によるものであれ、複数の締約国による推薦であれ、最初に推薦される資産がそれ自体で顕著な普遍的価値を有していれば、複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる。複数年の推薦サイクルにわたる関連性のある資産群の推薦を計画している締約国は、委員会の活動計画上の便を図るため、その意思を委員会に通知することが推奨されている。

III.D 推薦書の事務局登録

140. 締約国から推薦書を受理した時点で、事務局は受理した旨を連絡し、書類に漏れがないことを確認して、推薦書の事務局登録を行う。事務局は、完全な推薦書については、審査に付すため、関係諮問機関に送致する。事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子書式を提示する。事務局は、諮問機関から要請があった場合、締約国に追加情報の提出を要請することがある。第 168 段落に、推薦書の事務局登録とその後の手続きに係るスケジュールを示す。

決定 39 COM 11 参照

141. 事務局は、受理したすべての推薦書について、受理日、「完全」か「不完全」の別、第 132 段落及び付属資料 5 の内容に照らして「完全」と判定した日付を示した一覧表を作成し世界遺産委員会会合に提出する。

決定 26 COM 14
決定 28 COM 14B.57
決定 39 COM 11 参照

142. 推薦書の提出に始まり世界遺産委員会の決定で完結する推薦のサイクルは、通常、第 1 年次の 2 月に推薦書が提出されてから翌年 6 月の委員会の決定が下されるまでの 1 年 6 ヶ月間を要する。

III.E 諮問機関による審査

143. 諮問機関は、締約国によって推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか、完全性及び（関係する場合は）真正性の条件を満たしているか、また、必要な保護管理上の要件を満たしているかどうか審査を行う。ICOMOS 及び IUCN の審査の手順と書式を付属資料 6 に示す。

決定 39 COM 11 参照

144. 文化遺産の推薦の審査は ICOMOS が行う。

145. 自然遺産の推薦の審査は IUCN が行う。

146. 「文化的景観」に分類される資産の推薦の場合は、ICOMOS が IUCN と適宜協議しながら審査を行う。複合資産の場合は、ICOMOS と IUCN が協同で審査を行う。

147. 世界遺産委員会から要請された場合やその他の必要性に応じて、ICOMOS と IUCN は、推薦資産をその地域的、世界的もしくは特定の主題における文脈の中で評価するため、テーマ別研究を実施する場合がある。この研究は、締約国により提出された暫定一覧表の見直しや、暫定一覧表の調整に係る会議報告書、さらに諮問機関及び認定機関・個人により実施されたその他の技術的調査を参照して行われる。現在までに実施されている研究の一覧表は、付属資料 3 のセクション III、各諮問機関のホームページに掲載されている。なお、これらの研究は、締約国が世界遺産一覧表への資産の推薦の際に行う比較分析とは別のものである（第 132 段落参照）。

148. 以下に、ICOMOS 及び IUCN の審査及び公開（presentation）に係る原則を示す。

決定 28 COM 14B.57
決定 30 COM 13
決定 39 COM 11 参照

- a) 世界遺産条約及び関連する作業指針、委員会決定に示された追加方針に準拠する。
- b) 推薦に関して諮問機関に提供される全ての情報の検討を含め、客観的、厳正、かつ科学的であること。
- c) 審査の過程を通じて、推薦締約国と協議・対話において、一貫した専門性、公平性、透明性を保つ。
- d) 審査と公開の両方において、事務局との合意のもとに採用する標準書式を用いて、匿名での審査を行うデスクレビュー担当者を除いて、審査のプロセスに参加した全ての専門家の名前を明記し、審査に係る全費用の詳細な内訳を添付する。
- e) 該当する主題に精通した地域の専門家を関与させる。
- f) 資産が顕著な普遍的価値を有し、完全性及び/又は真正性の条件、管理計画/体制及び法的保護の条件を満たしているかについて、明確に個別に述べる。
- g) 各資産を、保全状況を含む関連基準の全てに体系的に照らしあわせて、相対的に評価する。すなわち、当該締約国内外の同種の他の資産との比較を行う。
- h) 検討対象の推薦に関連する委員会の決定及び要請を参照する。
- i) 推薦の検討が行われる年の **2 月 28 日** を過ぎて締約国から提出された情報は一切考慮しない。締約国からの情報が期限を過ぎてから到着し、審査上考慮されない場合は、当該締約国に対しその旨を通知する。本提出期限は厳密に執行される。
- j) 適宜、見解の妥当性の裏付けとして、参考とした文献等の一覧表を示す。

149. 諮問機関は、1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送致することが求められる。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送ること。

決定 7 EXT.COM 4B.1
決定 39 COM 11 参照

150. 諮問機関による推薦書の評価における事実誤認に関して詳細を記し、付属資料 12 に示した適切な書式に則って提出された関係締約国からの書簡は、関係諮問機関あての写しとともに、委員会会合開催の 14 日前までに世界遺産センターに受理されなければならない。当該書簡は、委員会会合の初日までに関係する議題の文書に付属資料として添付される。世界遺産センター及び諮問機関は、この書簡に対するコメントを、書式中の該当セクションに付すことができる。

決定 7 EXT.COM 4B.1
決定 37 COM 12.II 参照

151. ICOMOS 及び IUCN は以下の 3 つのなかから勧告を行う。

- a) 無条件で記載を勧告する資産
- b) 記載を勧告しない資産
- c) 情報照会または記載延期を勧告する推薦

III.F 推薦の撤回

152. 締約国は、自らが提出した推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、推薦を撤回することができる。その場合、締約国は、推薦の撤回の意思について事務局に書面により通知すること。締約国は、当該資産の推薦を（撤回後）再提出することができるが、その場合は、新規の推薦として、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに基づいて審査が行われる。

III.G 世界遺産委員会による決定

153. 世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載すべきか記載すべきでないか、情報照会を要求すべきか、もしくは記載延期にすべきか決定する。

記載

154. 推薦資産を世界遺産一覧表に記載することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。

155. 顕著な普遍的価値の言明には、当該資産が記載された登録基準を明らかにし、当該資産が顕著な普遍的価値を有することを確定するに至った本委員会の判断を要約して示す。完全性及び、文化遺産及び複合遺産については真正性の条件に関する評価について記載すること。また、実施されている保護及び管理、および将来にむけた保護及び管理の要件に関する記述も行うこと。顕著な普遍的価値の言明は、当該資産の保護管理を実施する上での根拠となるものである。

必要な場合、締約国との協議並びに諮問機関による確認をうけて、顕著な普遍的価値の言明の保護及び管理部分の記載について、世界遺産委員会で更新することができる。このような更新は、定期報告サイクルの結果をうけて定期的に、または必要に応じて、どの委員会開催時においても行うことができる。

世界遺産センターは、資産名の変更や軽微な境界の変更による面積の変更に関して委員会が決定を採択した場合、それらに基づいて自動的に顕著な普遍的価値の言明の自動的に更新する。また、事実誤認については、関係諮問機関と合意した上で修正を行う。

ユネスコの男女共同参画の枠組みに則り、顕著な普遍的価値の言明の作成にあたっては、性別区別のない言葉づかいをすることが推奨される。

156. 記載の際、委員会は世界遺産に記載された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。
157. 顕著な普遍的価値の言明（資産の世界遺産一覧表記載の根拠となった登録基準を含む）は、委員会が発行する報告書及び刊行物に掲載される。

不記載

158. 推薦資産が世界遺産一覧表へ記載すべきではないと委員会が判断した場合は、当該資産を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の推薦時には提示されなかった別の登録基準により推薦する場合等である。このような場合には、新たな推薦書を作成し提出すること。

情報照会

159. 委員会が追加情報を求めて締約国に**情報照会**をすることを決定した場合は、次の会合に再提出を行い、審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を定める年の**2月1日**⁸までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報と関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から3年以内に再提出が行われない場合は、第168段落に示されたスケジュールに従って、新たな推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。
- 決定 39 COM 11 参照

記載延期

160. より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は**記載延期**を決定することができる。締約国が当該推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、**2月1日**⁹までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された推薦書は、第168段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む1年半の再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、諮問ミッションの招聘を検討することができる。
- 決定 39 COM 11 参照

III.H 緊急的推薦

161. 自然現象や人為的活動による実際の被害を受けている場合、もしくは重大かつ具体的な危険に直面している結果、危機的狀態に陥る可能性があり、その保護を担保するためには委員会による即座の決定を要する緊急事態を呈し、関係諮問機関の報告により顕著な普遍的価値を有することに疑いがないと思われる資産の場合は、推薦書の提出及び審査に関する通常スケジュール及び完全な提出書類及び推薦プロセスの定義から除外する。このような推薦は、緊急的推薦として処理され、その審査は次に開催される委員会の議題に含められる。このような資産は世界遺産一覧表に記載される場合がある。その場合、それらは、危険にさらされている世界遺産一覧表（第177-191段落参照）に同時に記載される。
- 決定 37 COM 12.II 参照
162. 緊急的推薦の手続きは以下のとおり。
- 決定 37 COM 12.II 参照
- a) 締約国は、緊急的推薦手続きの要請とともに推薦書を提出する。当該資産はすでに暫定一覧表に掲載されている必要があり、未掲載の場合は直ちに掲載する。

⁸ 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

⁹ 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

- b) 推薦書には以下を記載すること。
 - i) 資産の内容と正確な境界線
 - ii) 登録基準に照らした顕著な普遍的価値の証明
 - iii) 完全性及び/又は真正性の証明
 - iv) 保護管理体制についての記述
 - v) 緊急性の性質についての説明、及び被害又は特定の危険の中身とその程度、委員会による即時行動が当該資産を確実に保護するために必要な理由
- c) 事務局は、関係諮問機関に推薦書を直ちに転送し、顕著な普遍的価値を証明する可能性のある資産の特質、危険性の中身、及び委員会による決定の緊急性についての審査を要請する。関係諮問機関が適切と判断し、時間が許す場合は、現地調査が行われる場合がある。
- d) 推薦の審議にあたって、委員会は以下を考慮する。
 - vi) 推薦を完成させるための国際的援助の動員
 - vii) 必要に応じて、委員会の勧告を実現するために記載後可及的速やかに実施すべき事務局及び関係諮問機関による追跡調査（フォローアップミッション）

III.I 世界遺産一覧表記載資産の範囲、登録基準、名称に係る変更

範囲の軽微な変更

163. 軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。
164. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する軽微な変更を要望する場合は、付属資料 11 の書式に従って書類を作成し、**2月1日**¹⁰までに事務局を通じて委員会に要請が受理されていなければならない。この場合、事務局は、関係諮問機関に対して、要望のあった変更が、軽微な変更とみなされるかどうかについて、助言を求め、諮問機関の評価を世界遺産に提出すること。委員会は、そのような変更を承認するか、要請された境界線の変更が資産の境界線の重大な変更となるような重大なものであるかを判断する。後者の場合は、新規推薦の手続きが適用される。

決定 39 COM 11 参照

¹⁰ 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

範囲の重大な変更

165. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する重大な変更を要望する場合は、締約国は新規推薦と同様の手続きをとること（事前に暫定一覧表に記載されていないという要件を含めて、第 63 段落及び第 65 段落参照）。この再推薦書の提出期限は **2 月 1 日**¹¹ とし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って 1 年半の審査サイクルに付される。本規定は、範囲の拡張にも縮小にも同様に適用される。
- 決定 39 COM 11 参照

登録基準の変更

166. 締約国が当初の記載に採用された登録基準と異なる基準での記載を希望する場合、もしくは基準の追加を希望する場合は、新規推薦と同様の手続きをとること（事前に暫定一覧表に記載されていないという要件を含めて、第 63 段落及び第 65 段落参照）。この再推薦書は **2 月 1 日**¹² までに事務局に受理されていなければならないこととし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って 1 年半の審査サイクルに付される。審査は、新しい基準に関してのみ実施される。なお、新しい基準が認められなかった場合も、世界遺産一覧表への記載は当初のまま継続される。
- 決定 39 COM 11 参照

名称の変更

167. 締約国¹³は、世界遺産一覧表に記載されている資産の名称変更に関する承認を委員会に要請することができる。名称変更の要請をする場合は、**委員会会合の 3 ヶ月前までに**事務局に要請を提出すること。

¹¹ 2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

¹² 2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

¹³ 国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更合意している必要がある。

III.J スケジュール -早見表

168.

決定 39 COM 11 参照

タイムテーブル (締め切り)	手続き
<u>(第1年次以前) 9月30日</u>	締約国による推薦書草案の事務局への提出期限 (任意)。
<u>(第1年次以前) 11月15日</u>	事務局は締約国に対し、推薦書草案の提出内容に不備がないかどうか (完全かどうか) について回答する。不備がある場合は、具体的な不備の内容について示す。
<u>(第1年次) 2月1日</u>	<p>評価のために関連する諮問機関へ送信するための <u>完全な推薦書</u>の事務局提出期限。</p> <p>推薦書は GMT 17:00 時 (2月1日が週末に当たる場合は直前の金曜日の GMT17:00) までに受理されなければならない。</p> <p>この日以降に到着した推薦書は翌年以降の審査に付される。</p>
<u>(第1年次) 2月1日~3月1日</u>	<p>事務局受理登録を経て、書類に不備がないことを確認した後、関係諮問機関へ推薦書が送付される。</p> <p>事務局は各推薦書を登録し、推薦を行った締約国に推薦書が受理されたこと連絡するとともに、提出内容の確認を行う。事務局は締約国に対して提出内容に不備がなかったかどうか通知する。</p> <p>推薦書に <u>不備があった (不完全な)</u> 場合 (第132段落参照) は、関係諮問機関の審査には付されない。この場合、関係締約国は、不備のない推薦書を作成し、翌年以降の審査のために、翌年の2月1日までに再提出するよう指導される。</p> <p><u>完全な推薦書</u>は審査のために関係諮問機関に送付される。</p> <p>事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。</p>
<u>(第1年次) 3月1日</u>	この日までに、事務局は、推薦書が完全であったかどうか又、提出期限の2月1日までに到着したかどうかについて締約国に対し通知を行う。

<u>(第1年次) 3月～(第2年次) 5月</u>	諮問機関による審査
<u>(第2年次) 1月31日</u>	諮問機関は、 1月31日 までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送知することが要請される。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送る。
<u>(第2年次) 2月28日</u>	関係諮問機関から要請のあった追加情報について締約国が事務局を通じて提出を行う期限。 追加情報は第132段落に規定されている部数と電子書式で事務局に提出すること。新旧文書の混同を避けるために、提出された追加情報が推薦書の本文の変更をとまなう場合は、締約国は原文の修正版を提出する。その際、変更箇所を明示すること。紙への出力とともに、電子版（CD-ROM 又はUSB）を添付すること。
<u>(第2年次) 世界遺産委員会年次会合開催の6週間前</u>	関係諮問機関が審査結果と勧告を事務局に送付。事務局はこれを世界遺産委員会及び締約国に伝達する。
<u>(第2年次) 世界遺産委員会年次会合開会の14日前（休日を除く）まで</u>	締約国による事実誤認の訂正。 関係締約国は、諮問機関により行われた推薦書の審査結果に事実誤認をみつけた場合は、その詳細をつづった書面を、遅くとも委員会開催の14日前（休日を除く）までに、議長に送付することができる（同時に、諮問機関に書面の写しを送る）。
<u>(第2年次) 世界遺産委員会年次会合（6月～7月）</u>	委員会は推薦を審議し、決定を採択する。
<u>世界遺産委員会年次会合直後</u>	締約国への連絡。 事務局は、委員会により審議が行われた推薦資産の関係締約国に対して、委員会の決定を連絡する。 世界遺産委員会による世界遺産一覧表への記載の決定に従って、事務局は当該締約国及び遺産管理者に、登録範囲を示した地図と顕著な普遍的価値の言明（登録基準含む）を送付する。
<u>世界遺産委員会年次会合直後</u>	事務局は、毎年、委員会の年次会合後に最新の世界遺産一覧表を発表する。

	世界遺産一覧表に記載された資産を推薦した締約国の名前は、発表される一覧表中「条約に則って、当該資産の推薦提出を行った締約国」の欄に掲載される。
<u>世界遺産委員会年次会合閉会后 1 ヶ月以内</u>	事務局は世界遺産委員会により採択された決定の全てを報告書にとりまとめ締約国に送付する。

III.K 推薦の審査に係る資金

168bis. 新たに推薦書を提出する締約国は、各委員会会合で提示された世界遺産基金に関連する文書で事務局が示した審査にかかる平均コストを考慮に入れて、諮問機関による推薦審査の資金への自発的な寄付が期待される。様式は以下のとおり。

決定 43 COM 11A
決定 43 COM 14 参照

- a) 寄付は、世界遺産基金の専用サブアカウントに対して行われる。
- b) 後発開発途上国または低所得国（国連経済社会理事会の開発政策委員会によって定義されている）、世界銀行によって定義されている低中所得国、小島嶼開発途上国、および紛争または紛争後の状況にある締約国からの寄付は期待されていない。
- c) 推薦書が完全であると確認され、推薦が審査サイクルに入った後に寄付が行われることが期待される。
- d) このメカニズムは、諮問機関によるサイトの客観的評価や、推薦を扱う際に使用される作業指針で定義されている優先順位付けに影響を与えないものとする。

IV 世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング

IV.A リアクティブモニタリング

リアクティブモニタリングの定義

169. リアクティブモニタリングは、何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関が行う報告である。締約国は、異常事態が発生した場合又は資産の顕著な普遍的価値もしくはその保全状況に影響しかねない工事が実施される場合には、個別の報告書及び影響調査を提出すること。

決定 39 COM 11 参照

また、第 177 段落から 191 段落に示す「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載されている資産又は記載が予定されている資産についても、リアクティブモニタリングの実施が想定されている。また、リアクティブモニタリングの実施は、第 192 段落から第 198 段落に示す「世界遺産一覧表からの最終的な抹消に関する手続き」においても想定されている。

これらの報告は、付属資料 13 の標準書式を用いて、英語もしくはフランス語で作成し、事務局を通じて委員会に提出すること。

- a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の 12 月 1 日まで
- b) 危機遺産一覧表に記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の 2 月 1 日まで

リアクティブモニタリングの目的

170. リアクティブモニタリングのプロセスの採択に際して、委員会は、特に、一覧表から資産が削除される事態を防ぐために可能なあらゆる措置を講じるべきであるとの問題意識にたち、これに関連して締約国に対し可能な限り技術協力を提供することとした。
171. 委員会は、締約国に対して、世界遺産一覧表記載資産の保存のための取り組みに関する進捗状況のモニタリング及び報告を委員会に代って実施する諮問機関への協力を勧告する。

世界遺産条約第 4 条参照

"締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産について自国の領域内に存在するものを確実に認定し、保護、保全、公開し、将来の世代へ伝えていくことが第一義的には自国に課された義務であることを認識する...".

締約国等からの情報収集

172. 世界遺産委員会は、条約締約国に対し、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合もしくは許可しようとする場合は、その旨を、事務局を通じて委員会に通知するように招請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本計画書を起草する前に）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。
173. 世界遺産委員会は、世界遺産の保全状況を調査するミッションの報告書に以下の内容を記載することを求める。
- a) 世界遺産委員会に対して最後に報告が行われて以降、当該資産の保全に関して脅威又ははっきりとした改善が見られるかどうか。
 - b) 資産の保全状況に関する世界遺産委員会の以前の決定に対するフォローアップ。
 - c) 世界遺産一覧表記載の際の根拠となった顕著な普遍的価値、完全性及び/又は真正性に対する脅威、被害、又はそれらの消失についての情報。
174. 事務局が、記載資産の状態に重大な劣化があったとの情報又は必要な改善策が予定期間内に実施されなかったという情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い、締約国からのコメントを求める。

決定 27 COM 7B.106 参照

世界遺産委員会による決定

175. 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。
176. 入手した情報は、締約国及び諮問機関からのコメントと共に、資産ごとに保全状況報告書の形でまとめられ、委員会に提出される。委員会は、以下の対応の一つ又はいくつかを検討する。
- a) 当該資産の状態に重大な劣化は認められないと判断し、従って更なる対策を採る必要は無いことを決定する。
 - b) 当該資産の状態に重大な劣化が認められるが復元が不可能なほどではないと委員会が判断した場合は、締約国が合理的な期間内に資産の復元に必要な対策をとることを条件に、当該資産を一覧表に残すことを決定する。また、同資産の復元に関して世界遺産基金の下で技術協力が行われたことがない場合は、援助要請を提出するように締約国に提案し、技術協力の供与を決定することもできる。状況によっては、締約国は、劣化を防ぎ回復をはかったり、脅威に対処したりするための

決定 39 COM 11

決定 43 COM 11A 参照

必要措置について助言を求めるため、関係諮問機関、その他の機関又は専門家による諮問ミッションを招聘することができる。

- c) 第 177 段落から第 182 段落に示す要件及び基準にあてはまる場合は、委員会は、第 183 段落から第 189 段落に示す手順に従い、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に資産を記載することを決定する。
- d) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が回復不能に失われるほど資産の状態が悪化したことが明らかな場合、委員会は一覧表から当該資産を削除することを決定する。そのような措置をとる前に、事務局は関係締約国に対し通知を行う。締約国からコメントが出された場合は、委員会に伝達される。
- e) 得られる情報が不十分なために委員会が上述の a) b) c) 又は d) の対応をとることができない場合は、委員会は、事務局が、当該締約国と協議の上、当該資産の現状、資産を脅かす危険、及び適切に資産を復元することの実現可能性を確認するための必要な措置を講じるよう事務局に権限を与えるよう決定する。必要な措置の中には、リアクティブモニタリングミッションの派遣や専門家によるコンサルテーション、諮問ミッションが含まれる。事務局は、それらの措置の結果について委員会に報告すること。緊急の対応が求められる場合は、委員会は、緊急支援要請を通じて、世界遺産基金の資金使用を許可することができる。

IV.B 危険にさらされている世界遺産一覧表

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載に関する指針

177. 条約第 11 条第 4 項に従って、委員会は、以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載することができる。
- a) 検討対象の資産が世界遺産一覧表に掲載されており、
 - b) 重大かつ明確な危険にさらされており、
 - c) 当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、
 - d) 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されていること。ただし、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ（「危険にさらされている世界遺産一覧表」への記載そのものが発するメッセージを含む）が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準

178. 資産の状態が以下に示す 2 つの場合のいずれかの基準の 1 つ以上に該当すると判定した場合、委員会は、条約第 1 条および第 2 条で定義される世界遺産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載する場合がある。
179. 文化遺産の場合は、
- a) 確実な危険 - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
 - i) 材料の重大な劣化
 - ii) 構造及び/又は装飾の重大な劣化
 - iii) 建築上又は都市計画上の一貫性の重大な劣化
 - iv) 都市空間又は農村空間、あるいは自然環境の重大な劣化
 - v) 歴史的真正性の重大な消失
 - vi) 文化的意義の重大な消失
 - b) 潜在的な危険 - 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
 - i) 保護の程度を低下させるような資産の法的位置づけの変更。
 - ii) 保全に関する政策の欠如
 - iii) 地域計画事業による脅威
 - iv) 都市計画による影響
 - v) 武力紛争の勃発又は脅威
 - vi) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響
180. 自然資産の場合は、
- a) 確実な危険 - 資産が、以下に示すような明確かつ証明された差し迫った危険に直面している場合。
 - i) 病気など自然的要因又は密猟など人為的要因による、資産が法的保護下に置かれる根拠となった絶滅危惧種やその他の顕著な普遍的価値を有する生物種の個体数の重大な減少。
 - ii) 人間の移住、資産の重要部分を浸水させる貯水池の建設、工業・農業開発（農薬及び化学肥料の使用、大規模公共事業、採掘、汚染、伐採、薪の採取など）などによる、資産の自然美又は科学的価値の重大な劣化。

決定 39 COM 11 参照

- iii) 資産の完全性を脅かす、資産境界又は上流域への人間活動の侵食。
- b) 潜在的な危険 - 資産が、以下に示すような、資産の固有の特徴に有害な影響を与え得る脅威に直面している場合。
 - i) 関係地域の法的保護状況の変更
 - ii) 資産の範囲内又は資産を脅かす影響を持つような場所に計画された移住計画又は開発計画
 - iii) 武力紛争の勃発又は脅威
 - iv) 管理計画又は管理体制の欠如、もしくは不備、又は、不十分な執行。
 - v) 気候的要因、地質学的要因、その他の環境要因による脅威的な影響。

181. 以上に加え、資産の完全性に対する脅威及び/又は有害影響が、人間の関与により改善可能なものである必要がある。文化資産の場合は、自然的要因及び人為的要因の両方が脅威となり得るが、自然資産の場合は、ほとんどの脅威が人為的なものであり、自然的要因が脅威となるのは極めて稀な場合（伝染病など）に限られる。状況によっては、資産の完全性に対する脅威及び/又は有害影響を、大規模公共事業の中止又は法的位置づけの強化になどの行政的、立法的措置により改善することが可能な場合もある。

決定 39 COM 11 参照

182. 委員会は、危険にさらされている世界遺産一覧表への文化遺産又は自然遺産の記載を検討する場合、以下の要素についても補足的に念頭におくことが望ましい。

- a) 一国の政府が世界遺産に影響する決定を下すのは、あらゆる要素をはかりにかけた後である。世界遺産委員会の助言を、資産が脅威にさらされる前に出すことができれば、しばしば決定的な役割を果たし得る。
- b) 特に、確実な危険の場合は、資産が受けた物理的又は文化的劣化は、その影響の強さに照らして判断し、ケースバイケースで分析すべきである。
- c) とりわけ潜在的な危険の場合は、以下の点に配慮するべきである。
 - i) 資産が置かれている社会的・経済的枠組みの通常の開に照らして、脅威の評価を行うべきである。
 - ii) 武力紛争のおそれなど、文化遺産又は自然遺産に対する影響を評価することが不可能な脅威もしばしば存在する。
 - iii) 人口増加など、ある種の脅威は、本質的に「差し迫った」ものとはなり得ず、単に予見されるだけである。

- d) 最後に、委員会は評価を行うにあたって、文化遺産又は自然遺産を脅かす要素として、未知の原因又は 予期できない原因についても考慮すべきである。

危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き

183. 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産の記載を検討する場合、委員会は、可能な限り、当該締約国と協議しつつ、「危険にさらされている世界遺産一覧表から当該資産を削除するための望ましい保全状況」と改善措置計画を策定し採択する。
184. 前段落の改善措置計画を策定するため、委員会は事務局に対して、可能な限り当該締約国と協議しつつ、資産の現状、資産を脅かす危険及び改善措置の実行可能性について確認することを要請する。委員会は、更に、関係諮問機関又はその他の機関によるリアクティブモニタリングミッションを派遣し、資産を訪問し、脅威の性質及び範囲を評価し、実施すべき措置を提案することを決定する場合がある。状況によっては、締約国は、助言と指針を得るための諮問ミッションを招聘することができる。
185. 入手した情報は、適宜、締約国、関係諮問機関又はその他の機関からのコメントと共に、事務局から委員会に提出される。
186. 委員会は、入手可能な情報を審議し、危険にさらされている世界遺産一覧表への記載に関する決定を行う。この決定は、出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。次に、委員会は実施すべき改善措置計画を定める。同計画は、即時に実施に移されることを前提に、関連締約国に提示される。
187. 条約の第 11 条第 4 項に従って、委員会は、当決定について関係締約国に通知を行うとともに、直ちに決定の公示を発行する。
188. 事務局は、最新の「危険にさらされている世界遺産一覧表」を印刷物として出版し、以下のウェブサイトで公開する。
<http://whc.unesco.org/en/danger>
189. 委員会は、世界遺産基金の特別の相当分を、危険にさらされている世界遺産一覧表に記載されている世界遺産への支援のために充当するものとする。

決定 39 COM 11 参照

危険にさらされている世界遺産の保全状況の定期的レビュー

190. 委員会は、危険にさらされている世界遺産一覧表に記載された資産の保全状況について毎年レビューを行う。このレビューには、委員会が必要であると判断したモニタリング手続き及び専門調査団の派遣が含まれる場合がある。
191. 定期的なレビューの結果に基づいて、委員会は、関連締約国との協議の上で、以下について決定する。
- a) 資産を保全するために追加的措置が必要であるかどうか。

- b) 当該資産が危機的状況を脱していた場合、危険にさらされている世界遺産一覧表から削除するかどうか。
- c) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合、192-198 段落に示す手順に従い、危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表の両方から当該資産を抹消するかどうか。

IV.C 世界遺産一覧表からの抹消に係る手続き

192. 委員会は、世界遺産一覧表からの抹消に係る手続きとして、以下の手順を採択した。 決定 39 COM 11 参照
- a) 世界遺産一覧表への記載を決定づけた資産の特徴が失われるほど資産の状態が悪化していた場合。
 - b) 世界遺産の本来の特質が、推薦の時点で既に人間の行為により脅かされており、かつ、その時点で締約国によりまとめられた必要な改善措置が、予定された期間内に実施されなかった場合（第 116 段落参照）。
193. 世界遺産一覧表記載資産の状況に深刻な劣化があった場合、又は、必要な改善措置が予定された期間内に実施されなかった場合、当該資産を有する締約国は事務局に対して、その旨を通知すること。
194. 事務局が、そのような情報を、関係締約国以外の情報源から入手した場合は、当該締約国と協議の上、情報源及び情報の内容について可能な限り確認を行い、締約国からのコメントを求める。
195. 事務局は、関係諮問機関に対して、受け取った情報に対するコメントを求める。
196. 委員会は、入手したすべての情報を審議し決定を行う。条約第 13 条第 3 項に従い、決定は出席しかつ投票した委員会メンバーの 2/3 以上の多数による議決で行う。この問題に関して当該締約国との協議が行われていない限り、委員会はいかなる資産の抹消も決定することはできない。
197. 委員会決定は当該締約国に通知される。委員会は、直ちに本決定について公示する。
198. 委員会の決定により、世界遺産一覧表を変更する必要がある場合は、次に発行される更新版一覧表において変更が反映される。

V 世界遺産条約の履行に係る定期報告

V.A 目的

199. 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に位置する世界遺産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置に関する報告を提出することが求められる。
- 世界遺産条約第 29 条参照
第 11 回締約国会議 (1997 年)
及び第 29 回ユネスコ 総会決議参照
200. 定期報告は、自主的な報告であり、可能な限りそれぞれの地域の締約国によって主体的に行われるべきものである。事務局は、世界レベルでの定期報告プロセスの調整及び推進を行う。締約国は、諮問機関及び事務局に専門的助言を要請することができる。又、諮問機関及び事務局は（関係締約国の同意を得て）、更に専門的な助言を外部に委託することができる。
- 決定 41 COM 11 参照
201. 定期的報告の主要な目的は以下の 4 点である。
- 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと。
 - 世界遺産一覧表記載資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと。
 - 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産についての最新の情報を提供すること。
 - 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組みを提供すること。
202. 定期報告は、条約履行の信頼性を強化するために重要であるとともに、記載資産の長期的な保全をより効果的に行っていくために重要である。それはまた、締約国及び世界遺産が、世界遺産委員会及び総会で採択された政策について実施しているか否かを評価するための重要なツールでもある。
- 決定 41 COM 11 参照

V.B 手続き及び書式

203. 6 年ごとに、世界遺産委員会での審議のため、締約国は定期報告を提出する。6 年間の定期報告サイクルの間に、締約国は以下の順番で地域ごとに報告を行う。
- アラブ
 - アフリカ
 - アジア太平洋
 - ラテンアメリカ及びカリブ海
 - 欧州北米
- 決定 22 COM VI.7 参照
決定 41 COM 11 参照

204. 各サイクルの6年目は、考察及び評価期間である。この機会により、定期報告の仕組みを評価し、次のサイクルが開始される前に、適宜見直しを行うことができる。世界遺産委員会はまた、「グローバル世界遺産報告書」の作成と発行を進めるために、この考察の使用を決定する場合がある。 決定 41 COM 11 参照
205. 適切な間隔において、もしくは必要と判断される際にはいつでも、世界遺産委員会は、「モニタリング指標」及び「定期報告の分析のための枠組み」の採択、改訂を行う。
- 205bis. 定期報告は、地域的な交流及び協力のための機会であり、特に国境を越えた資産や複数国にまたがる資産の場合、締約国間で積極的に協調、同調を図る機会となる。 決定 41 COM 11 参照
206. 定期報告の質問票は、各国のフォーカルポイント及び世界遺産資産のサイトマネージャー（現場管理者）がオンラインで入力する。この質問票の書式は、定期報告の第2サイクルまでさらに検討され、世界遺産委員会の41回会合によって採択された（クラクフ、2017年）。 決定 41 COM 10A 参照
- a) セクション I では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。ここでは専ら、条約の関連条文で定義されている一般的義務に係るものである。
- b) セクション II では、関係締約国の領域内に位置する特定の世界遺産の保全状況について報告する。ここでは、各世界遺産について個別に記述することが求められる。
- 206bis. 定期報告の書式は、定期報告の各サイクル完了後に見直しを行うことができる。作業指針付属資料7に書式の概要を示す。 決定 41 COM 11 参照
207. 情報管理及び分析上の便を図るため、締約国は世界遺産センターのウェブサイト上に開設されたオンライン入力ページを利用して、報告書を英語またはフランス語で提出することが求められる。完全な質問票は、<https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/> に公開されている。 決定 41 COM 11 参照

V.C 審査及びフォローアップ

208. 事務局及び諮問機関は、締約国が、各国の報告書をもとに「世界遺産地域別報告書」をとりまとめることを支援する。同報告書は、次の Web アドレス <http://whc.unesco.org/en/publications> で電子形式、および印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Papers series）で公開される。 決定 41 COM 11 参照
209. 世界遺産委員会は、定期報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

210. 委員会は、締約国が、事務局及び諮問機関と協力して、関連締約国と協議の上、戦略目的に従い構築された長期的フォローアップのための地域別プログラムを作成し、委員会の審議に付すように要請した。定期報告書で特定された締約国のニーズに基づいて、委員会は、これらのプログラムを定期報告のフォローアップとして採択し、定期的に審査を行う。これらは、地域の世界遺産のニーズを正確に反映し、国際援助の付与を促進するものであることが求められる。

決定 36 COM 13.I 参照
決定 41 COM 11 参照

VI 世界遺産条約を推進するための支援

VI.A 目的

世界遺産条約第27条参照

211. 目的は以下の通り。

決定 43 COM 11A 参照

- a) 能力構築及び研究を促進すること。
- b) 文化遺産及び自然遺産を保存する必要性に対する一般市民の認識、理解、評価を向上させること。
- c) 世界遺産のコミュニティー社会における役割を増進すること。
- d) 遺産の保護及び公開について、先住民族を含む地域住民および国民の公平で、包括的で、効果的な参加を拡大すること。

世界遺産条約第5条(a)参照

VI.B 能力構築及び研究

212. 委員会は、戦略目標及び委員会で採択された世界遺産能力構築戦略に則って、締約国における能力構築が進むように努める。

世界遺産に関するブダペスト宣言(2002)参照
決定 43 COM 11A 参照

世界遺産能力構築戦略

213. 世界遺産を保護、保全、公開するには高い水準の技能と学際的なアプローチが必要であることから、委員会は、「世界遺産能力構築戦略」を採択した。能力構築の定義では、能力が存在し、能力構築の対象者とする必要がある3つの広い領域（実践者、機関、コミュニティ及びネットワーク）を特定している。世界遺産能力構築戦略は、行動の枠組みを提供し、国際、地域、または国内レベルで関係者に対し、個々の能力構築活動に加え、地域および国の能力構築戦略の策定するための方向付けを行う。行動は、世界遺産の利益のために能力構築活動を現在提供している、または今後提供する可能性のある多くの関係者によって行われる。能力構築戦略の第一目標は、よりよい条約の履行のために、幅広い関係者が必要な技能を身につけるよう担保することである。重複を避け効果的に戦略を実行するために、委員会は「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー」等の他の取り組みとの連携を図る。委員会は、毎年、関連する能力構築の課題のレビュー、能力構築ニーズの評価、能力構築活動年次報告のレビューを行い、将来の能力構築活動のための勧告を提言する。

「世界遺産能力構築戦略」は第35回世界遺産委員会（ユネスコ、2011年）において採択された（文書 WHC-11/35.COM/9B 参照）。
決定 43 COM 11A 参照

能力構築に係る国家戦略及び地域協力

214. 締約国は、すべてのレベルにおいて、ジェンダーバランスのとれた技術者及び専門家の代表が適切な訓練を受けるように担保することが推奨される。そのために、締約国は能力構築に係る国家戦略を策定すること、又、戦略の一環として研修への地域協力を盛り込むことが推奨される。このような地域及び国家戦略の策定は、世界遺産の能力構築戦略を考慮し、諮問機関及び世界遺産に関連するさまざまなユネスコカテゴリー2 センターによって支援される。
- 214bis. 締約国は、世界遺産と社会のために条約の相互利益を活用する教育および能力構築プログラムを開発することが奨励されている。プログラムはイノベーションと地域の起業家精神に基づいており、特に中規模／小規模／マイクロなレベルを対象として、地域コミュニティと先住民族の持続可能で包括的な経済的利益を促進することを目的とする。また、プログラムは、地域資源の利用促進、地域の文化的小および創造的産業の育成、世界遺産に関連する無形遺産の保護を含む、持続可能な開発プロジェクトへの公的および私的な投資の機会を特定および促進することも目的としている。

決定 43 COM 11A 参照

決定 43 COM 11A 参照

研究

215. 委員会は、条約の効果的な履行のために必要な研究分野における国際協力の実施・調整を行う。また、世界遺産の認定、管理、およびモニタリングには、知識及び理解が不可欠であることから、締約国は、研究を実施するための（人的、財政的）資源を確保することが推奨される。締約国は、必要なすべての同意を得て、地域コミュニティおよび先住民族が保有する伝統知識および先住民の知識を含む、科学的研究および調査方法論を支持することが奨励されている。このような研究と調査は、コミュニティが持ち合わせている紛争解決の伝統的な方法を利用することを含む、紛争の予防と解決といった、持続可能な開発への世界遺産およびその緩衝地帯や周辺環境の保全管理の貢献を実証することを目的としている。

決定 43 COM 11A 参照

国際援助

216. 締約国は世界遺産基金に対し研修及び研究に関する支援を要請することができる(VII 章参照)。

VI.C 普及啓発及び教育

普及啓発

217. 締約国は、自国の世界遺産の保存の必要性についての普及啓発を行うことが推奨される。特に、世界遺産について、現地において適切な顕彰と公開が行われるよう担保することが推奨される。
218. 事務局は、一般市民に対する条約の普及啓発及び世界遺産を脅かす危険の周知を目的とした活動の企画・実施に関して、締約国を援助する。事務局は、締約国に対して、国際援助の枠を通じた資金提供の対象となる、現地での公開、教育プロジェクトについて助言を行う。諮問機関及び適切な国家機関がそのようなプロジェクトについて助言を求められる場合もある。

教育

219. 世界遺産委員会は、教材、教育活動、教育プログラムの開発を奨励、支援する。

国際援助

220. 締約国は、可能な限り、学校、大学、博物館及びその他の地域、国の教育機関の参加を得つつ、各聴衆に合わせたさまざまな学習環境を通じて、世界遺産に関する質の高い教育活動を実施することが推奨される。
221. 事務局は、ユネスコ教育セクターその他のパートナーと協力し、世界各地の中等学校での利用を目的とした世界遺産教育教材「子供のための世界遺産(World Heritage in Young Hands)」を作成し、出版している。同教材は他の教育レベルにも準用できる。

世界遺産条約第 27 条第 1 項
参照

決定 43 COM 11A 参照

「子供のための世界遺産
("World Heritage in Young
Hands")」は下記 URL より
入手可。
<https://whc.unesco.org/en/wheducation/>

222. 締約国は、普及啓発および教育のための活動又はプログラムの開発及び実施のために、世界遺産基金による国際的援助を要請することができる(VII章参照)。

VII 世界遺産基金と国際援助

VII.A 世界遺産基金

223. 世界遺産基金は、ユネスコ財政規則の規定に準拠して、条約により設立された信託基金である。基金の資金は、締約国が条約に拠出する分担金及び任意拠出金、および基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金から成る。 世界遺産条約第 15 条参照
224. 基金の規約は、<http://whc.unesco.org/en/financialregulations> に掲載の文書 WHC/7 に示されている。

VII.B 世界遺産条約を支援するためのその他の技術的・財政的資源とパートナーシップの動員

225. 可能な範囲で、国際援助のための追加的資金を他の資金源から調達するために世界遺産基金を運用する。
226. 委員会は、世界遺産一覧表記載資産のための国際援助キャンペーンやその他のユネスコプロジェクトのために世界遺産基金に対して支払われた拠出金は、条約の第 V 節に則り、かつ当該キャンペーン又はプロジェクトの実施のために作成される協議書に準拠して、受けつけ、運用することを決定した。
227. 締約国が、世界遺産基金に対する分担金の支払いに加えて、更なる条約支援を行うことを歓迎する。この任意の支援の方法としては、世界遺産基金に対する追加的拠出、又は、資産に対する直接的な財政的貢献、技術的貢献が考えられる。 世界遺産条約第 15(3) 条参照
228. 締約国は、世界遺産の保護を目的としてユネスコにより組織される国際的な募金運動に参加することが推奨される。
229. 世界遺産のためのキャンペーンやその他のユネスコプロジェクトに対して、寄附を行うことを検討する締約国等は、世界遺産基金を通じて寄附を行うよう推奨される。
230. 締約国は、世界遺産保全の努力を支援するための募金を目的とする国、公的及び民間の財団又は団体の設立を推進することが推奨される。 世界遺産条約第 17 条参照
231. 事務局は、世界遺産保全のための財政的、技術的資源の動員を支援し、世界遺産委員会の決定、戦略及びユネスコ規則に準拠して、公共機関又は民間機関とのパートナーシップ関係の構築などを通じて、資源動員に積極的に取り組む。 「包括的パートナーシップ戦略」は「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための個別戦略」を含む。
決定 192 EX/5.INF 参照
決定 43 COM 11A 参照

232. 事務局は、世界遺産基金の利益となる外的資金調達の際の原則として、ユネスコの「包括的パートナーシップ戦略」を参照すること。この文書は、次のウェブアドレスで入手できる。
<http://en.unesco.org/partnerships> 決定 39 COM 11 参照

VII.C 国際援助

233. 条約は、締約国が自国の領域内に位置する、世界遺産一覧表に記載されている又は潜在的に記載されることが適当な文化遺産、自然遺産を保護するための国際援助を提供する。国際援助は、世界遺産及び暫定一覧表掲載資産の保全管理について、十分な（人的、財政的）資源が国内では確保できない場合に、国による取組を補完するものとして位置づけられる。 世界遺産条約第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条～第 26 条参照
234. 国際援助は、世界遺産条約に基づいて設置された世界遺産基金を第一の資金源とする。委員会は、2 年ごとに国際援助の予算の決定を行う。 世界遺産条約 セクション IV 参照
235. 世界遺産委員会は、締約国の要請に応じて、様々な国際援助の調整と割り当てを行う。以下に、国際援助の種類を、優先順に示す。詳細は早見表を参照。 決定 30 COM 14A 参照
 決定 36 COM 13.1 参照
- a) 緊急援助
 - b) 保全及び管理に係る援助（研修・研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合）
 - c) 準備援助

VII.D 国際援助の原則と優先順位

236. 国際援助の供与は、危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載されている資産を優先する。委員会は、世界遺産基金による援助の相当分が、危険にさらされている世界遺産一覧表記載資産に確実に割り当てられるようにするための特別予算枠を設けている。 世界遺産条約第 13 条第 1 項参照
237. 世界遺産基金に対する分担金又は任意拠出金の支払いに未払いがある締約国は、国際援助を受けることができない。但し、緊急援助の要請についてはこの限りではない。 決定 13 COM XII.34 参照
238. 戦略目標を達成するため、委員会は、委員会の決定もしくは、定期報告書のフォローアップとして委員会が採択する地域別プログラムにおいて設定された優先順位に従い、国際援助の供与を行う（第 210 段落参照）。 決定 26 COM 17.2
 決定 26 COM 20
 決定 26 COM 25.3
 決定 36 COM 13.1 参照
239. 上記第 236 段落から第 238 段落に概説した優先順位に加え、国際援助供与に係る委員会決定は、以下の点についての考察のもとに採択される。 決定 43 COM 11A 参照
- a) 当該援助が、触媒作用・相乗効果（「シードマネー」）により、他の資金源からの財政的及び技術的支援を引き出す可能性。

- b) 当該国際援助の要請が、以下の締約国によるものかどうか： 決定 31 COM 18B 参照
- 国連経済社会理事会開発政策委員会の定義による後発開発途上国又は低所得国
 - 世界銀行の定義による低中所得国
 - 小島嶼開発途上国(SIDS)
 - 紛争終結国
- c) 世界遺産に対して講じるべき保護措置の緊急性。
- d) 被援助国から当該活動に対する立法上及び行政上のコミットメント、さらに可能な場合は、財政上のコミットメントが得られるかどうか。
- e) 当該活動が、戦略目標の推進、または委員会によって採択された政策（持続可能な開発の視点を世界遺産条約のプロセスに統合するための政策文書、世界遺産への気候変動の影響に関する政策文書等）の実施に及ぼす影響。 作業指針第 26 段落参照
- f) 当該活動が、リアクティブモニタリングの過程及び/又は地域別定期報告の分析を通じて特定された（援助）ニーズにどの程度応えているか。 決定 20 COM XII 参照
- g) 当該活動が、科学的研究及び費用対効果の高い保全技術の開発という点において模範となるかどうか。
- h) 当該活動の費用及び期待される効果。
- i) 専門家の研修及び一般市民への普及啓発に関する教育効果。
- j) 特にジェンダーの平等と地域コミュニティや先住民族の関与についての活動の包括的な性質。
- 240.** 文化遺産と自然遺産の間の資源配分、及び保全及び管理に係る援助と準備援助の間の資源配分についてバランスを保つ。この配分については、委員会が、定期的に見直しを行い決定する。但し、2年ごとの2年目については、議長もしくは世界遺産委員会がこれを行う。 国際的援助予算総額の 65% を文化資産、35% を自然資産に充当する。
決定 31 COM 18B 参照
決定 36 COM 13.I 参照
決定 37 COM 12.II 参照

VII.E 早見表

241.

決定 36 COM 13.I 参照
決定 30 COM 13.13 参照
決定 43 COM 11A 参照

国際援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	認証機関
緊急援助	<p>本支援は、危険にさらされている世界遺産一覧表又は世界遺産一覧表に掲載されている資産で、重大な被害を受けている資産又は突然の予測されなかった現象により差し迫った危機に脅かされている資産の確実な危険又は潜在的危険に対処することを目的として要請できる。地盤沈下、広域火災、爆発、洪水、戦争などの人的災害が含まれる。本支援は、腐敗、汚染、浸食といった漸進的原因による被害及び悪化については対象としない。厳密に世界遺産資産に関係した緊急事態に対応するものである。(決定 28 COM 10B 2.c 参照)。必要な場合は、1カ国内に存在する複数の資産に対して利用される場合もある(決定 6 EXT. COM 15.2 参照)。右に示した予算上限額は、世界遺産資産 1 件についてのものである。</p> <p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 資産を保護するための緊急的措置の実施 (ii) 資産の緊急計画策定 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 5.000 まで</p> <p>US\$ 5.001 から 75.000 まで</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>
準備援助	<p>本支援は、以下を目的として要請することができる(以下優先順位の高いものから)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界遺産一覧表への記載がふさわしい資産の国別暫定一覧表の作成、改定；諮問機関によるテーマ別研究のような、承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイトを優先的に掲載することについて締約国のコミットメントが求められる。 (ii) 同一の地政治文化的地域内における国別暫定一覧表の調整のための会議の開催 (iii) 世界遺産一覧表推薦書の作成(基礎情報の収集、完全性、真正性を含めた OUV の証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など推薦資産とその他の類似資産との比較を行う比較研究を含む)(付属資料 5 の 3.2 参照)。承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイト及び/又は、特に世界遺産一覧表に掲載された遺産をもたない若しくは十分代表されていない締約国において、初期調査の結果更なる検討が正当化されているサイトを優先する。 (iv) 世界遺産委員会で検討するための、保全及び管理に関する援助要請の作成 	<p>US\$ 5.000 まで</p> <p>US\$ 5.001 から 30.000</p>	<p>随時</p> <p>10月31日</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>
<p>保安全管理に係る援助</p> <p>(研修、研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合)</p>	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界遺産の認定、モニタリング、保全、管理、保護に係る全レベルの一般職員及び専門職員の研修(集団研修中心) 	<p>(i)から(vi)について：</p> <p>US\$ 5.00 まで</p>	<p>(i)から(vi)について：</p> <p>随時</p>	<p>(i)から(vi)について：</p> <p>世界遺産センター長</p>

国際援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	認証機関
	<p>(ii) 世界遺産に資する科学的調査、または世界遺産資産の保全、管理、公開に係る科学的課題及び技術的課題についての研究</p> <p>(iii) 世界遺産に利益をもたらす遺産保護に関する国の政策または法的枠組みの確立/改訂</p> <p>注: ユネスコにより行われている個々の研修コースへの要請は、事務局から入手可能な、標準の「フェローシップ申請」書式を用いて行うこと。</p> <p>(iv) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のための専門家、技術者、経験者の派遣</p> <p>(v) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために締約国が必要とする機材の供与</p> <p>(vi) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために実施される活動への低利子融資、又は無利子融資。利子の長期返済も可。</p> <p>(vii) 地域的、国際的取組み（プログラム、活動、会議の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象地域内の国において条約への関心を醸成することを支援する - 条約の適用に対してより活発な参加を促進するため、条約の履行に関する困難な課題に対して普及啓発を行う。 - 経験を共有する機会を提供する - 教育、広報、普及啓発計画及び活動（特に、世界遺産保全活動に若者の参加がある場合）の共同実施を推進する。 <p>(viii) 国内的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> - 条約をより知らしめるために開催される（特に若者の間での）会議又は、条約第17条に規定される世界遺産関連団体の設立のための会議 - 条約及び世界遺産一覧表の（特定の資産のためではなく）一般的な普及啓発活動のための、特に若者を対象とした、教材、広報材料（パンフレット、出版物、展示物、映画、マルチメディア等）の作成、検討。 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 5,001 から 30,000 まで</p> <p>US\$ 30,000 超</p> <p>(vii)及び(viii) について：</p> <p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から 10,000 まで</p>	<p>10月31日</p> <p>10月31日</p> <p>(vii)及び(viii) について：</p> <p>随時</p> <p>10月31日</p>	<p>委員会議長</p> <p>委員会</p> <p>(vii)及び(viii)に ついて：</p> <p>世界遺産セン ター長</p> <p>委員会議長</p>

VII.F 手続き及び書式

242. 国際援助の要請を提出する全ての締約国は、各要請の想起、計画、詳細検討に際して、事務局及び諮問機関と協議することが推奨される。締約国の活動を推進するため、参考となる国際援助要請書の事例の提供も、要請により可能である。
243. 国際援助の申請書式を、付属資料 8 に示す。（国際援助の）種別、金額、提出期限、および承認権限機関については 第 VII.E 章の早見表にまとめて示した。
244. 要請は、英語又はフランス語により作成し、しかるべく署名を付した上で、締約国のユネスコ国内委員会、ユネスコ常駐代表及び/又は適切な政府機関（省庁）により下記住所に送致すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 12 76

E-mail: wh-intassistance@unesco.org

245. 国際援助要請は、締約国から電子メール、または世界遺産センターホームページ(<http://whc.unesco.org>)のオンライン書式から入力することで提出することができるが、正式な署名を付した原本を追って提出すること。
246. 申請書式中で要求されているすべての情報を提供することが大切である。適宜、必要に応じて、追加情報、報告書等によって要請書の補足を行っても良い。

決定 43 COM 11A 参照

VII.G 国際援助要請の審査

247. 締約国による支援要請書に不備がなければ、すべての要請は、要請金額に関係なく、事務局によって審査される。さらに、US\$30,000 を超える要請は、次のように審査される。
- 文化遺産に関する国際援助の要請の審査は、ICOMOS（すべての種別の援助） および ICCROM（準備援助を除くすべての種別の援助） が行う。
 - 自然遺産に関する国際援助の要請の審査は、IUCN が行う。
 - 複合遺産に関する国際援助の要請の審査は、ICOMOS と IUCN（すべての種別の援助） および ICCROM（準備援助を除くすべての種別の援助） が行う。

決定 43 COM 11A 参照

事務局は、10 営業日以内に緊急援助の要請を処理する。

必要に応じて、事務局は、US\$30,000 未満の要請の審査について、諮問機関と協議する場合がある。

ICOMOS、IUCN、および ICCROM は、事業への 1 つ以上の諮問機関の関与を特に要求するすべての要請について協議を受ける。

248. [段落削除] 決定 43 COM 11A 参照
249. [段落削除] 決定 43 COM 11A 参照
250. [段落削除] 決定 43 COM 11A 参照
251. 国際援助要請の審査基準の要点を付属資料 9 に示す。 決定 31 COM 18B 参照
決定 43 COM 11A 参照
252. US\$5,000 を超える国際援助の要請は、緊急支援を除き、世界遺産センター地域デスクの代表、諮問機関の代表、可能であれば世界遺産委員会議長、もしくは議長により任命された人物（オブザーバー権限）から成るパネルが、年 1 回ないし 2 回の会合をもち、審議を行い、議長及び／又は委員会への勧告を行う。 決定 31 COM 18B 参照
決定 36 COM 13.I 参照
決定 43 COM 11A 参照
253. 議長は、自らの出身国が提出した要請については、承認する権限をもたない。この場合は、委員会により審査が行われる。
254. US\$5,000 を超える準備援助もしくは保全及び管理に関する援助の要請書は **10 月 31 日**以前に（10 月 31 日を含む）事務局に受理されていないなければならない。不完全な書類は、11 月 30 日までに完全な書類が再提出されなかった場合、締約国に差し戻され、次のサイクルに提出しなければならない。完全な申請書は 1 月に開催される最初のパネルにおいて審議される。パネルが肯定的な提言/否定的な提言を行った申請は、議長/委員会での決定を得るために議長/委員会に提出される。最初のパネル後に修正された申請書について、2 回目のパネルが開催される場合は、少なくとも委員会の 8 週間前までに開催される。重大な修正のために差し戻された申請書は、（事務局で）受理された日にちに応じて、パネルで審査される。微細な修正のために差し戻され、再審査を必要としない申請書は、最初に審査が行われた年の年内に再提出しなければならない。さもなければ、次回のパネルに再提出される。提出の手順の詳細を示した図を付属資料 8 に示す。

VII.H 契約手続き

255. ユネスコ及び関係締約国又はその代表は、ユネスコ規則に則り、又、承認された申請書にもともと記載されていた作業計画と予算内訳に基づいて、承認された国際援助の実施に関する合意書を締結する。

VII.I 国際援助の評価及びフォローアップ

256. 要請された国際援助の実施状況に関して、モニタリング及び評価を、活動完了後 3 カ月以内に実施する。この評価結果は、諮問機関と事務局が協働して照合を行い、定期的に委員会による審査を受ける。

257. 委員会は、国際援助の実施、評価及びフォローアップを審査し、国際的援助の効果を評価するとともに優先順位の見直しを行う。

VIII 世界遺産エンブレム

VIII.A 前文

258. 第2回世界遺産委員会（ワシントン、1978年）において、委員会は Michel Olyff 氏のデザインによる世界遺産エンブレムを採用した。このエンブレムは、文化資産と自然資産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、二つが密接に結ばれている。本エンブレムは地球のように丸く、同時に、保護を表すシンボルである。条約の象徴であり、締約国の条約への固い支持を意味し、世界遺産一覧表記載資産を顕彰する。一般市民の条約の知識と結びつき、条約の信用性及び名声の証である。そして何よりも、条約の存在理由である「普遍的価値」の印である。
259. 委員会は、エンブレムの使用について、色及び大きさについては、用途や技術的制約に応じて、また、芸術的な考えから自由に決定して良いと決定した。但し、エンブレムの使用に当たっては、常に、“WORLD HERITAGE. PATRIMOINE MONDIAL”という文字をつけなければならない。なお、“PATRIMONIO MUNDIAL”とある部分（エンブレムの頭頂部）は、エンブレムが使用される国の国語による訳語で置き換えることができる。

決定 43 COM 11A 参照



260. エンブレムの不適切な使用を防止しつつ、出来る限りエンブレムが人の目にふれるようにするため、委員会は、第 22 回世界遺産委員会（京都、1998 年）において、以下に示す「世界遺産エンブレムの使用に関する指針及び原則」を採択した。加えて、「用途表」（付属資料 14）」に補足的指針を示す。 決定 39 COM 11 参照
261. 条約にはエンブレムへの言及はないが、委員会は 1978 年の採択以来、条約の下に保護され世界遺産一覧表に記載された資産の印として当該エンブレムの使用を推進してきた。
262. 世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの用途の決定及び使用方法に関する政策決定を行う。2007 年 10 月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO¹⁴）」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料 14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。 決定 39 COM 11 参照
263. 第 26 回世界遺産委員会（ブダペスト、2002 年）の要請に基づき、2003 年 5 月 21 日のパリ会議で、世界遺産エンブレムは、周囲を囲む文字の有無にかかわらず、「工業所有権の保護に関するパリ条約（1883 年採択、1967 年ストックホルムにて改訂）」第 6ter 条に基づいて加盟国に通知、受理された。これにより、ユネスコ及び世界遺産条約と関係のないところで世界遺産エンブレムを使用したり、その他乱用されたりすることがないように、パリ条約加盟国が国内制度によって防止策をとることをユネスコは要請する。 決定 26 COM 15 参照
決定 39 COM 11 参照
264. 本エンブレムには、募金を誘引する潜在性があり、エンブレムを付した製品のマーケティング価値を為けることに利用できる。条約の目的を推し進め、条約について世界中に知らしめるためにエンブレムを活用する一方で、エンブレムの不正確な使用、不適切な使用、未認可の商業利用等を防止する必要とのバランスをとることが必要である。
265. エンブレムの使用に関する指針及び原則、及び品質管理規定は、（エンブレムを使用して行われる世界遺産の）普及啓発活動への協力を妨げるものであってはならない。エンブレム利用の審査及び決定を管轄する部局は、以下に示す条件、及び用途表（付属資料 14）に示す条件に基づいて決定を行うことができる。 決定 39 COM 11 参照

VIII.B 適用範囲

266. ここに示す指針及び原則は、以下の主体によるエンブレムの使用のすべてに適用される。 決定 39 COM 11 参照

¹⁴ ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（“Directives concerning the Use of the Name, Acronym, Logo and Internet Domain Names of UNESCO”）の最新版は、第 34 回ユネスコ総会の決議 86 の付属資料、若しくは <http://unesdoc.unesco.org/images/0015/001560/156046e.pdf> を参照。

- a) 世界遺産センター
- b) ユネスコ広報部その他のユネスコ部局
- c) 各締約国の条約の履行責任機関または国内委員会
- d) 世界遺産資産
- e) その他契約に基づく使用者（特に、商業目的による使用を主とする者）

VIII.C 締約国の責務

267. 条約締約国は、それぞれの国内において委員会が認定していない団体又は目的にエンブレムが使用されることがないように、可能な範囲であらゆる対策を講じることが求められる。締約国が、商標関連諸法を含む国内法を最大限活用することが推奨される。

VIII.D 世界遺産エンブレムの適切な使用

268. 世界遺産一覧表に記載された資産は、ユネスコのロゴと本エンブレムを併用して顕彰すること。但し、当該資産を視覚的に損なうことのないように配慮すること。

世界遺産一覧表記載記念銘

269. 資産が世界遺産一覧表に記載された場合は、締約国は、可能な限り、記載を記念する記念銘を設置すること。記念銘は、当該国の国民及び外国からの訪問者に向けて、訪れた資産が国際社会に認定された特別の価値を有することを周知することを目的とする。言い換えれば、当該資産は特別な存在であり、一国のみに留まらず世界全体にとって価値あるものである。しかしながら、これら記念銘は、世界遺産条約について、少なくとも世界遺産の概念と世界遺産一覧表について、一般市民に周知するという役割もあわせ持つ。

270. 委員会は、記念銘の製作に関し、以下の指針を採用した。

- a) 記念銘は、資産の外観を損なわないように、かつ容易に訪問者の目につくように設置すること。
- b) 世界遺産エンブレムを記念銘上に表示すること。
- c) 銘文は、資産の顕著な普遍的価値について言及すること。この点では、資産の傑出した特徴を簡潔に説明することが有益である。締約国は、様々な世界遺産関係出版物や世界遺産の展示会で使用されている展示説明文を使用することもできる。それらは事務局から手に入れることができる。

- d) 銘文は、世界遺産条約、特に世界遺産一覧表、及びこの一覧表への記載が意味する国際的な認知について言及すること。
(但し、第何回の世界遺産委員会で記載されたかについてまで言及する必要はない。) 外国からの訪問者が多く訪れる資産においては、複数の言語で文章を作成することが適切と考えられる。

271. 以下に本委員会による文例を示す。

『(資産名称) は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載されています。世界遺産一覧表への記載は、文化遺産又は自然遺産としての顕著な普遍的価値をもち、全人類の利益のために保護すべき遺産であることを証明するものです。』

“(Name of property) has been inscribed upon the World Heritage List of the *Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage*. Inscription on this List confirms the Outstanding Universal Value of a cultural or natural property which deserves protection for the benefit of all humanity.”

272. 上記に続けて当該資産の簡潔な説明を付加することも考えられる。

273. 更に、国内機関 (National Authority) は、世界遺産のレターヘッド、パンフレット、スタッフのユニフォームなどに幅広くこのエンブレムを利用するよう推進すること。

274. 世界遺産条約及び世界遺産資産の関連製品の製造権を得た第三者は、エンブレムが適正に見えるようにしなければならない。又、当該製品専用としてエンブレム又はロゴに変更を加えてはならない。

VIII.E 世界遺産エンブレムの使用に関する原則

275. 管轄当局は、エンブレムの使用に関する決定を行うにあたって、以下の原則を適用するよう求められる。

決定 39 COM 11 参照

- a) エンブレムは、条約について周知するために、条約の作業に実質的な関連を有する全てのプロジェクト (技術的、法的に可能であれば既に承認、採択されたものを含む) に利用することが望ましい。

- b) エンブレムの利用を承認する決定は、販売される商品の数量や想定される収益ではなく、エンブレムを使用する製品の質及び内容によって決定されるべきである。承認の主な判断基準は、世界遺産の原則および価値感に関わる提案製品の教育的、科学的、文化的、芸術であるべきである。カップ、Tシャツ、ピン、その他旅行者の観光みやげなど、教育的価値を持たない製品若しくは極乏しい製品にエンブレムを使用することを、むやみに承認すべきではない。但し、委員会の会合や記念銘披露の式典などの特別なイベントには、本方針の例外的扱いが検討される。
- c) エンブレムの使用許可に関する決定は、あいまいさを残さず、世界遺産条約に明示された目的及び価値観はもとより、同条約に暗示される目的及び価値感にも適合するものでなければならない。
- d) 以上の原則に則って許可された場合を除き、営利団体は、世界遺産への支持を表すためという理由で商品等に直接エンブレムを使用してはならない。一方、委員会は、個人、組織又は企業が、自ら適用と考える世界遺産関連書物又は製品を出版、販売することは自由であると認識している。しかし、世界遺産のエンブレムを使用することは、委員会の占有的特権であり、公式の認可は、本「指針及び原則」及び「用途表」の規定するところに従って運用される。
- e) その他の契約による関係者によるエンブレムの使用は、通常、提案された使用が、直接世界遺産資産をとり扱う場合に限り認可される。そのような使用は、関係国の国内機関の承認を得た後に許可することができる。
- f) 例えば、一般的なセミナー、科学的テーマ及び/又は保全技術についてのワークショップなど、具体的な世界遺産が関係していない又は主要な論点ではない場合、「指針及び原則」及び「用途表」に準じて、限定的許可を与えることができる。そのような使用を求める要請は、どのように条約の作業を高めることが期待できるかについて具体的に説明することが求められる。
- g) エンブレムの使用許可は、例外的な場合又は世界遺産一般もしくは特定の世界遺産に対するはっきりとした利益が証明できる場合を除き、旅行代理店、航空会社、その他商業目的を主として業を営むものに与えてはならない。このような使用の要請については、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠した承認を必要とする。この要請は、関係する国内機関の公式の承認を必要とし、かつユネスコ世界遺産センターとの間との具体的なパートナーシップ合意を結ぶ必要がある。

「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための個別戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」(192EX/5.INF) 及び PACT 戦略 (文書 WHC-13/37.COM/5D)
決定 37 COM 5D 参照

事務局は、旅行会社、その他類似の企業から、エンブレムの使用に対する金銭の支払いと交換に、広告、旅行、又はその他のプロモーションの申し入れを受け入れてならない。

- h) 商業上の収益が想定される場合、事務局は、世界遺産基金に収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び基金への利益配分についての合意内容を記録した契約書又はその他の合意書を締結すること。商業目的の利用の場合、事務局の職員等にかかる人権費及び関連経費のうち通常の業務の範囲を超える分については、エンブレム使用許可の申請者が全額負担する。

また、国内機関は、資産又は世界遺産基金に、収益の妥当な割合が振り込まれるよう手配し、事業及び売上げの配分についての合意内容を書面にすることが求められる。

- i) 事務局が頒布する必要があると考える製品を製造するためにスポンサーを探す場合は、少なくとも、「カテゴリー別パートナーとの取り決めのための個別戦略」を含む「包括的パートナーシップ戦略」（192EX/5.INF）及び PACT 戦略（文書 WHC-13/37.COM/5D）の基準及び委員会が規定する追加的資金調達のガイダンスに則って行う。そのような製品の必要性は、書面により解説し、その正当性を証明することとし、委員会が規定する方法により承認を受ける必要がある。
- j) ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名を伴った世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針では「商業利用」をみなす。そのような利用については、具体的な契約合意（2007年ユネスコロゴ指令、第3条 2.1.3 から採用された定義）によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。

VIII.F 世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き

国内機関（National authority）の合意

276. 国内機関は、当該事業（国内事業、国際事業）が自国の領域内に存在する世界遺産資産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関の決定は、「指針及び原則」及び「用途表」に準拠して行われること。
277. 締約国は、事務局に対して、エンブレムの使用についての管理を担当する機関の名称及び住所を連絡することが推奨される。

決定 39 COM 11 参照

1999年4月14日付け回覧書簡
<https://whc.unesco.org/circs/circ99-4e.pdf>

クオリティコントロールを必要とする合意

278. その他のエンブレムの使用承認申請については、以下の手順を適用する。
- a) エンブレムの使用目的、使用期間及び領域に関する法的有効性を示した要請書を、世界遺産センター長宛に送付する。

決定 39 COM 11 参照

- b) 世界遺産センター長は、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する。「指針及び原則」及び「用途表」にないケースもしくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。許可されたエンブレムの使用に関して、年次報告が世界遺産委員会に提出される。
- c) 不特定の期間にわたり、広域に頒布される製品へのエンブレム使用承認は、製造者が関連国と協議を行い、関連資産に関する文章及び画像についての裏書を、事務局への費用負担を発生させることなく得ることを条件とする。又、このことがなされた証明を添付すること。承認される文章は、委員会の公用語の1つ又は当該国の言語を用いること。締約国が、第三者のエンブレム使用を承諾する際の書式のモデルを以下に示す。

内容承諾書 (Content Approval Form)

[責任を有する国内団体の名称]は、[国の名称]の領域内に存在する世界遺産資産に関する文章および写真の内容についての承認を行う責任機関として正式に認定された機関として、ここに、[製造者名]が、世界遺産[資産の名称]に関して提示した文章及び画像を [承認する] [以下の変更を条件として、承認する] [承認しない]。(適用されない記載事項を削除し、必要に応じて、修正文又は署名付き訂正箇所リストを添付する。)

[Name of responsible national body], officially identified as the body responsible for approving the content of the texts and photos relating to the World Heritage properties located in the territory of [name of country], hereby confirms to [name of producer] that the text and the images that it has submitted for the [name of property(ies)] World Heritage property(ies) are [approved] [approved subject to the following changes requested] [are not approved]

注：

すべてのページに、国内責任者のイニシャルを付すことが推奨される。

国内機関は、内容の審査のため、受領確認時点から1ヶ月間が与えられる。管轄国内機関が書面により期間延長を要請しない限り、一ヶ月が経過した時点で、製造者は内容が暗黙に承諾されたものとみなしてよい。

文章は、両者の都合の良いように、委員会の2つの公用語のうちの1つ又は資産が存在する国の公用語（複数の公用語がある場合はそのひとつ）で作成し、国内機関に提示されることとする。

- d) 要請を審査し、適当であると判断したのち、事務局は、パートナーと合意書を締結することができる。
- e) 世界遺産センター長が、要請されたエンブレムの使用が適切でないかと判断した場合、事務局は書面によりその決定について申請者に通知する。

VIII.G クオリティコントロールに関する締約国の権利

279. エンブレムの使用承認は、国内機関が関係製品に対して品質管理を行うことができるという条件と切り離すことはできない。
- a) 条約締約国だけが、各国の領域内に存在する資産に関して、世界遺産エンブレムのもとに配給される製品の内容（画像及び文章）に対する許可権限を有する。
 - b) エンブレムを法的に保護する締約国は、エンブレムの使用を検閲しなければならない。
 - c) その他の締約国は、提案された使用を審査することを選択するか、提案を事務局に照会することができる。締約国は、適切な国内機関を特定し、提案された使用を審査することを希望するか、不適切な使用について特定するかについて事務局に通知する責任を有する。事務局は、管轄する国内機関の一覧表を維持する。

IX 情報の管理・提供

IX.A 事務局による情報の保管

280. 事務局は、世界遺産委員会及び世界遺産条約締約国会議に関連する全ての文書をデータベースにして管理する。当該データベースは、<https://whc.unesco.org/en/documents> に公開されている。
281. 事務局は、暫定一覧表、世界遺産推薦書について地図及びその他の締約国提出情報を含め、ハードコピー及び可能なものは電子書式によりアーカイブ化する。事務局はまた、諮問機関による審査やその他の書類、締約国との通信文及び各種報告書（リアクティブモニタリング及び定期報告を含む）、事務局及び世界遺産委員会からの通信文、資料など、記載資産に係る関連情報のアーカイブ化を行う。
282. アーカイブ化した資料は、長期にわたる保存に適した形で保管される。紙資料、電子形式のそれぞれに適切な方法で保管される。締約国に公開するための資料は、要請に応じて用意される。

283. 委員会によって世界遺産一覧表に記載された資産の推薦書の閲覧は、要請に応じて認められる。締約国自身が、各自のホームページに推薦書を掲載することが強く推奨される。又、そのようにした場合は、事務局へ連絡することが推奨される。推薦書を作成する締約国は、自国の領域内の資産を認定し推薦書を作り上げる際のガイドとしてこの情報を利用することが考えられる。

284. 各記載資産に対する諮問機関の審査及び委員会決定は、世界遺産センターのウェブサイト内の世界遺産一覧表の各資産専用のページで入手できる。一覧表に記載されなかったサイトについての諮問機関の審査（結果）は、世界遺産センターのウェブサイト内の当該推薦が審議された委員会会合専用のページで入手できる。

決定 43 COM 11A 参照

IX.B 世界遺産委員会メンバー国及びその他の締約国に対する情報提供

285. 事務局は、委員会メンバー国用のメーリングリスト (wh-committee@unesco.org)及び、締約国用のメーリングリスト (wh-states@unesco.org)を運用する。このリストの作成の為、締約国は、適切な電子メールアドレスを提供するよう求められる。電子メールのメーリングリストは、締約国に対する伝統的連絡手段に置き換わるものではなく、これを補完して、事務局文書の作成状況、会合スケジュールの変更、委員会メンバー国及び締約国に関する種々の課題に関する連絡を、タイムリーに伝達することを可能にするものである。

286. 委員会メンバー国、その他の締約国及び諮問機関を利用者とする特定の情報は、アクセスが制限された世界遺産センターのウェブサイト (<https://whc.unesco.org>) で入手できる。

決定 43 COM 11A 参照

287. 事務局はまた、委員会決定及び締約国会議決議をデータベースにして管理する。それらは <https://whc.unesco.org/en/decisions> で公開されている。

決定 28 COM 9 参照

IX.C 一般向けの情報提供、出版物の発行

288. 事務局は、可能な限り、世界遺産及びその他の関連事項に関する情報で、一般公開・著作権フリーの情報へのアクセスを提供する。

289. 世界遺産に関連した課題に関する情報は、事務局のウェブサイト (<https://whc.unesco.org>)、諮問機関のウェブサイトや図書館で入手できる。オンラインデータベースおよび関連ウェブサイトの一覧表を巻末の参考文献に示す。

290. 事務局は、「世界遺産一覧表」、「危険にさらされている世界遺産一覧表」、「世界遺産解説」、「世界遺産ペーパー」シリーズ、ニュースレター、パンフレット、および情報キットなど幅広い出版物の作成を行っている。さらに、専門家を対象にした情報や一般の読者を対象とした情報の提供を展開している。世界遺産に関する出版物の一覧表を、巻末の参考文献及び <https://whc.unesco.org/en/publications> に示す。

これらの出版物は、直接一般の読者に配布されるほか、締約国及び世界遺産パートナーによる全国的、国際的ネットワークを通じて頒布される。

付属資料



条約の批准書、受諾書 見本

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage) が 1972 年 11 月 16 日に第 17 回ユネスコ総会で採択された。

そこで、_____ 政府は、上述の条約をよく検討した上ここに同条約を
[批准し、 _____ 同条約に含まれる条項を履行することを誠実に約束する。

[受諾し、

上記の証として、私は本書に署名押印した。

署名押印は 20 _____ 年 _____ 月 _____ 日に行われた。

(押印)

国家元首の署名

又は、首相の署名

又は、外務大臣の署名

- 条約批准書／受諾書の見本は、ユネスコ世界遺産センター及び <https://whc.unesco.org/en/convention/> で入手できる。
- 記入済み書式の署名原本は、できれば英語又はフランス語の公式訳を添え、ユネスコ事務局長宛 (Director-General, UNESCO, 7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France) に送付するものとする。



条約の加入書 見本

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage) が 1972 年 11 月 16 日に第 17 回ユネスコ総会で採択された。

そこで、_____ 政府は、前述の条約をよく検討した上ここに同条約に加入し、同条約に含まれる条項を履行することを誠実に約束する。

上記の証として、私は本書に署名押印した。

署名押印は 20 _____ 年 _____ 月 _____ 日に行われた。

(押印)

国家元首の署名

又は、首相の署名

又は、外務大臣の署名

- 条約加入書の見本は、ユネスコ世界遺産センター及び <https://whc.unesco.org/en/convention/> で入手できる。
- 記入済み書式の署名原本は、できれば英語又はフランス語の公式訳を添え、ユネスコ事務局長宛 (Director-General, UNESCO, 7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France) に送付するものとする。
-



暫定一覧表提出書式

締約国： 提出日：

提出者：

氏名： 電子メール：

住所： Fax：

所属： 電話：

資産名：

州、県又は地域：

緯度・経度座標又はユニバーサル横メルカトル (UTM) 座標：

内容：

顕著な普遍的価値の言明：

(世界遺産一覧表への記載に値する資産価値の予備的認定)

適合する登録基準 [作業指針第 77 段落参照]：

(提案基準に対応する以下のボックスをチェックし、各項目を用いて証明すること)

(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(vii)	(viii)	(ix)	(x)
-----	------	-------	------	-----	------	-------	--------	------	-----

真正性及び完全性、又はそのいずれかの言明 [作業指針第 78～95 段落参照]：

他の類似資産との比較：

(この比較では、世界遺産一覧表記載の有無によらず、他の資産との類似性、及び本件資産が傑出している理由について、その概略を述べるものとする)

- 暫定一覧表提出書式の見本は、ユネスコ世界遺産センター及び <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> で入手できる。
- 暫定一覧表作成に関する詳しい指針は、作業指針第 62～67 段落にある。
- 記入済み暫定一覧表提出書式の一例が <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> で参照できる。
- 締約国が提出した全暫定一覧表が <https://whc.unesco.org/en/tentativelists> で入手できる。
- 記入済み暫定一覧表提出書式の署名原本は、英語又はフランス語でユネスコ世界遺産センター宛 (UNESCO World Heritage Centre, 7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France) に送付するものとする。
- 締約国は、本情報を電子フォーマット (USB フラッシュドライブ若しくは CD-ROM) 又は電子メールで wh-tentativelists@unesco.org にも提出するよう推奨される。



複数の国にまたがる資産、
国境を越える資産として推薦予定の資産についての
暫定一覧表提出書式

締約国： 提出日：
提出者¹⁵：
氏名： 電子メール：
職名：
住所： Fax：
所属： 電話：

1.a 複数の間にまたがる／国境を越える推薦候補資産の名称¹⁶：

1.b 他の参加締約国：

1.c 各国構成資産の名称（複数可）：

1.d 州、県又は地域：

1.e 緯度・経度座標又はユニバーサル横メルカトル（UTM）座標：

2.a 複数の間にまたがる／国境を越える推薦候補資産の概要¹⁷：

2.b 構成資産の内容（複数可）：

3. 推薦候補資産が全体として顕著な普遍的価値¹⁸を有することの言明：
（世界遺産一覧表への記載に値する推薦候補資産の全体としての価値の予備的認定）

3.a 適合する登録基準¹⁹ [作業指針第 77 段落参照]
（提案基準に対応する以下のボックスをチェックし、各項目を用いて証明すること）

(i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi) (vii) (viii) (ix) (x)

¹⁵ 本提出は、1.b 項に示されたすべての締約国がそれぞれの提出文書の送付が完了して初めて有効となる。

¹⁶ 本項に記載する本文は、複数の間にまたがる／国境を越える同一の推薦候補資産の提案に関与する締約国のすべての提出文書において同一とする。

¹⁷ 資産が複数の間にまたがる／国境を越える場合、いかなる変更も関係する全締結国の同意を必要とする。

¹⁸ 資産が複数の間にまたがる／国境を越える場合、いかなる変更も関係する全締結国の同意を必要とする。

¹⁹ 資産が複数の間にまたがる／国境を越える場合、いかなる変更も関係する全締結国の同意を必要とする。

3.b 真正性及び完全性、又はそのいずれかの言明 [作業指針第 79～95 段落参照] :

3.c.1 構成資産の選定に関する価値証明（全体としての推薦候補資産との関連で） :

3.c.2 他の類似資産との比較²⁰ :

（この比較では、世界遺産一覧表記載の有無によらず、他の資産との類似性、及び本件推薦候補資産が卓越した特徴をもつ理由について、その概略を述べるものとする）

²⁰ 資産が複数の間にまたがる／国境を越える場合、いかなる変更も関係する全締結国の同意を必要とする。



特種な資産の世界遺産一覧表への 記載に関する指針²¹

国際記念物遺跡会議（ICOMOS）によるテーマ別研究の一覧表は <https://www.icomos.org/en> で入手できる。

国際自然保護連合（IUCN）によるテーマ別研究の一覧表は <http://www.iucn.org/> で入手できる。

はじめに

1. 本付属資料は、世界遺産一覧表への記載に向けた締約国の資産候補推薦書作成の指針とするため、特殊な資産に係る情報を提供する。以下の情報は、世界遺産一覧表の資産登録基準を定める作業指針第II章とともに用いるべき指針を構成する。
2. 世界遺産委員会は、文化的景観、町、運河、及び道のテーマに関する専門家会合の結論を承認してきた（下記パートI）。
3. 世界遺産委員会が要請したその他の専門家会合の報告は、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー（Global Strategy for a representative, balanced and credible World Heritage List）」の枠組みの中で、パートIIで言及されている。
4. パートIIIは、諮問機関が行った多様な比較研究及びテーマ別研究の一覧である。

I. 文化的景観、町、運河及び道

5. 世界遺産委員会は、いくつかの特殊な文化遺産及び自然遺産を認定し、定義してきており、世界遺産一覧表への記載に向け推薦される資産の評価を促進するため、具体的指針を採択した。指針は、今後追加される可能性はあるものの、これまで以下の分野を扱っている。
 - a) 文化的景観
 - b) 歴史的町並みと街区
 - c) 運河に係る遺産
 - d) 遺産の道

²¹ 委員会は、将来、他のタイプの資産に関する追加の指針を作成する可能性がある。

文化的景観²²

定義

6. 文化的景観は文化遺産であり、世界遺産条約第1条に定める「人工と自然との結合の所産（combined works of nature and of man）」に相当する。これは、人間を取り巻く自然環境からの制約や恩恵又は継続する内外の社会的、経済的及び文化的な営みの影響の下に、時間を超えて築かれた人間の社会と居住の進化の例証である。
7. 文化的景観は、顕著な普遍的価値を有することと同時に、明確に限定された人文地理学上の地域において代表的であることの双方に基づきつつ、また当該地域の本質的なかつ特色ある文化的な諸要素を例証するに足るという観点から選択されるべきである。
8. 「文化的景観」という用語には、人間と人間を取り巻く自然環境との相互作用に現れる多様性が含まれる。
9. 文化的景観は、しばしば持続可能な土地利用に関する独特の技術を反映しており、その文化的景観を成り立たせる背景となる自然環境の特徴や制約を考慮するならば、それは人と自然との特殊な精神的関係をも反映している。文化的景観の保護は、持続可能な土地利用における現代の技術への応用という観点からも貢献しうるものであり、その景観について自然の価値を維持したり、高めたりすることにも繋がる。土地利用の伝統的な形態が継続的に存在することは、世界中の多くの地域において生物多様性を維持することにも繋がる。したがって、伝統的な文化的景観の保護は、生物多様性の保持の観点からも有益である。

定義とカテゴリー

10. 文化的景観は次の3つの主なカテゴリーに分類される。
 - (i) このカテゴリーは最も容易に認定することができるもので、**人間の意志により設計され、意図的に創り出された景観**であると明確に定義されている。これには、審美的目的で造営された庭園及び公園緑地の景観が含まれ、（常にとは限らないが）しばしば宗教的又は他の歴史的価値のある建造物群を伴う。
 - (ii) 第2のカテゴリーは、**有機的に進化してきた景観**である。これはもともと社会的、経済的、行政的及び宗教的事由又はそのいずれかの事由により生まれた景観が、自然環境と関わり、自然環境に応じて変化することで今日の形が形成されてきたものである。こうした景観は、その形態及び構成要素の特徴に進化の過程が反映されている。このカテゴリーは次の2つの下位カテゴリーに分けられる。
 - 残存している（あるいは化石化した）景観で、進化の過程が過去のある時期に突然又は徐々に停止したものである。ただし、その重要な特徴がいまだに物質として目に見えるものである。

²² 本文は、「文化的景観に関する専門家グループ（1992年10月24～26日フランス、ラ・プティット・ピエール）」が作成したものである（世界遺産センター文書 WHC-92/CONF.202/10/Add 参照）。その後、作業指針への記載が第16回世界遺産委員会（1992年サンタフェ）で承認された（世界遺産センター文書 WHC-92/CONF.002/12 参照）。

- 継続している景観で、伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中のものである。それと同時に、長い時間をかけた進化を示す重要な物証となるものである。

- (iii) 第3の категорияは、**関連する文化的景観**である。こうした景観の世界遺産一覧表への登録は、自然的要素が宗教的、芸術的又は文化的に強力な関連性を有することを証明できる場合であり、文化的な価値を示す物証は重要ではなく、存在しないこともあり得る。

文化的景観の世界遺産一覧表への登録

11. 文化的景観を世界遺産一覧表に登録する度合いは、その目的に適った性質と明瞭さに関連する。選択される事例は、いかなる場合においても、文化的景観が例証する総合性を適切に代表するのに足るものでなければならない。文化的に重要な交易とコミュニケーションのネットワークを代表するような線状に長く展開する地域を指定する可能性は排除されるべきではない。
12. 保護と管理のための一般的な基準は、文化的景観においても等しく適用されうる。文化及び自然の両側面から捉えられる景観に見られる価値の全範囲に留意することが重要である。登録推薦は地域社会の協力と十分な合意のもとに準備されるべきである。
13. 「文化的景観」という類型が存在することは、**作業指針**の第77段落に定める登録基準に基づく世界遺産一覧表への登録において、文化遺産と自然遺産の両方の登録基準に引き続き関連して（第46段落に定める複合遺産の定義を参照）例外的な重要性を示す資産が存在する可能性を排除するものではない。複合遺産として評価する場合においては、その顕著な普遍的価値について文化遺産及び自然遺産に関するそれぞれの登録基準を同時に満たす必要がある。

歴史的町並みと街区²³

定義とカテゴリー

14. 世界遺産一覧表の登録資格がある都市建造物群は、次の3つの主要なカテゴリーに分類される。
 - (i) **現在そこに人が暮らしていないが、今も変わらずに過去の考古学的証拠を示している町並み**。また、これらは一般にその真正性に関する基準を満たし、かつその保全状況を比較的容易にコントロールすることができる。
 - (ii) **現在もそこに人が暮らしている歴史的町並み**であって、まさにその特質によって、社会経済的、文化的な変化の影響を受けて発展してきたもので、なおかつ今後も発展し続けるであろうもの。このような場合においては、変化し続ける状況に対する真正性の評価は難しく、どのような保全方針を採用しても議論の余地が残る。
 - (iii) **20世紀の新しい町並み**であって、逆説的とも言えるが、上記の2つのカテゴリーに通じる共通点を同時に有しているもの。もともとの都市的構成が明瞭に認識す

²³ 本文は、「歴史的町並みについて協議する専門家会合」（1984年9月5～7日、ICOMOSによりパリで開催）の結論について第8回世界遺産委員会（1984年、ブエノスアイレス）が行った討議の後、1987年1月版の**作業指針**に記載された。

ることができ、かつその真正性は否定できないものの、その発展を十分にコントロールすることができないため、その将来の姿は予測することができない。

歴史的町並みと街区の世界遺産一覧表への登録

15. 歴史的町並み及び街区の重要性については、以下に示す要因に基づき検討される。

(i) すでに人の居住が見られない町並み

すでに人の居住が見られない町並みの評価は、一般に考古学的資産に関わるもの以外に特段の困難は生じない。その様式の混じりけのなさ故に、記念物がそこに集中しているが故に、時には重要な歴史的関連性の故に注目に値する、選りすぐりの建造物群が、独自性又は典型的特性を要求する登録基準から導かれてきたからである。都市の考古学的遺跡は全体をひとまとまりとして登録することが重要である。記念物の一群又は小さな建造物群では、今は消失している多様で複雑な都市機能を示唆するには十分と言えない。そうした都市遺跡は、可能な場合はつねに、周囲の自然環境と共に全体として保全すべきである。

(ii) 現在も人の居住が見られる歴史的町並み

現在も人の居住が見られる歴史的町並みの場合は、困難な問題が多い。その主な理由は都市構造の脆弱さであり（工業時代が出現してから、多くの場合、都市構造は深刻な破壊を受けてきた）、周辺環境が都市化した急激なスピードである。登録の基準を満たすには、町並みの建築学的関心を理由とする認識をさせるべきであり、町並みが過去に果たしてきたと考えられる役割に関する知的根拠のみに基づき考慮すべきではなく、また文化資産の世界遺産一覧表への登録基準(vi)に規定する歴史的象徴としての価値（作業指針第77段落(vi)参照）のみに基づき考慮すべきではない。一覧表登録の資格を有するものは、建造物群の空間的構成、構造、材料、形態、さらに可能であれば機能が、資産推薦のきっかけとなった文明又は文明の継承を基本的に反映しているべきである。4つのカテゴリーに区分することができる。

- a) 特定の時代又は文化の典型的な町並みであって、ほぼ全体が保存されており、その後の開発からほとんど影響を受けずに残っているもの。ここでは登録資産はその周辺環境を伴った町並み全体であり、周辺環境も保護する必要がある。
- b) 特有の方向に沿って進化し保存されてきた町並みであって、時として並はずれた自然環境、空間構成、そして連続する歴史の各時代を代表する建造物のただ中に存在している。ここでは明確に定義された歴史的部分が現代の環境に優先する。
- c) 「歴史的地区」は古来の町並みとまったく同じ区域であり、今は周囲を近代都市に取り囲まれている。ここでは、歴史上最大だった範囲でこの資産の正確な境界を定め、隣接する環境のため適切な支援を行う必要がある。
- d) 都市の中の特定の地区や区域、あるいは孤立した一群の場所などは、これまで生き延びてきた残留状態にあるとしても、消滅した歴史的町の特徴について首尾一貫した証拠を提供してくれる。その場合、残存している地域と建造物は、かつての全体像の十分な証明となるべきである。

歴史的地区や歴史的区域は、特に重要な関心対象となる町についてその特徴を直接示している極めて重要な古来の建造物を数多く包含する場合に限り、一覧表に記載されるべきである。孤立して関連性のない建造物がいくつかあり、それ自体は、都市構造がもは

や認められなくなった町を代表するものだと主張されていても、そうした建造物の登録推薦は推奨されない。

しかしながら、限られた面積を占めるだけだが、都市計画の歴史に大きな影響を及ぼしてきた資産については、推薦も可能である。その場合、推薦においては、一覧表に記載されるべきは記念的意義をもつ一群であること、またその町は資産の所在地として付随して言及されているだけであることを、明確にすべきである。同様に、明らかに顕著な普遍的価値を有する建造物がひどく荒廃した都市環境にあるか、又は十分にその町を代表しているとは言えない都市環境にある場合、その町について特に言及せずに一覧表に記載するべきであることは当然である。

(iii) 20世紀の新しい町並み

20世紀の新しい町並みの質を評価することは難しい。現代の都市計画の事例としてどれが最もふさわしいかは、歴史だけが教えてくれる。例外的な状況はさておき、新しい町並みに関する書類審査は延期が望ましい。

現状では、小中規模の都市地域の方が成長の可能性を管理できる状態にあるため、世界遺産一覧表に登録する優先権を与えるべきである。これに対し、巨大都市圏では、全体としての登録に向け納得いく根拠になるはずの十分に網羅した情報も文書も簡単には用意できないからである。

ある町を世界遺産一覧表に登録することで将来に及ぼしうる影響を考えると、こうした登録は例外的なものとするべきである。一覧表への登録は、建造物群とその周辺環境とを確実に保護するため、法律上および行政上の措置がすでに講じられていることを意味する。どのような保全プログラムも関係住民の積極的参加がなければ実行は難しく、関係住民側が十分な説明に基づく認識をもつこともまた欠かせない。

運河に係る遺産

16. 「運河」の概念は「運河遺産専門家会合報告書」（1994年9月、カナダ）で詳細に論じられている²⁴。

定義

17. ひとつの運河は人間が巧みに計画したひとつの水路である。本質的にあるいはこの種の文化遺産を代表する例外的な事例として、歴史的又は技術的観点から顕著な普遍的価値を持ち得る。このような意味での運河は、記念碑的な作品、線状に延びる文化的景観のうちの特例、あるいは複合的な文化的景観の統合された構成要素として理解される。

運河に係る遺産の世界遺産一覧表への登録

18. 真正性は総体的に価値及び価値相互の関係にかかっている。遺産要素としての運河特有の特徴は長い時間をかけた進化である。これは、それぞれの時代における運河の使われ方、及び運河が経てきた関連技術の変化とつながりがある。こうした変化の度合いは遺産の要素を構成することができる。

²⁴第19回世界遺産委員会（1995年ドイツ、ベルリン）により議論された（世界遺産センター文書 WHC-95/CONF.203/16 参照）「運河遺産」に関する専門家会合（1994年9月15～19日、カナダ）（世界遺産センター文書 WHC-94/CONF.003/INF.10 参照）。

19. 運河の真正性と歴史的解釈には、不動産（**世界遺産条約**の対象）、考える可動資産（船、一時的な航行用商品）、及び関連する構造物（橋梁など）と景観の間の結びつきが包含される。
20. 運河の重要性は、下記のような技術的、経済的、社会的、及び景観的な要素に基づき審査することができる。

(i) 技術

運河は、かんがい、航行、防衛、水力発電、洪水軽減、干拓、給水といった多様な目的に役立てることができる。以下の項目は、重要な意味をもつことがある技術分野である。

- a) 水路のライニングと防水
- b) 建築や技術といった他分野の比較構造特性に準拠した航路の工学的構造
- c) 建設手法の高度化の進展
- d) 技術移転

(ii) 経済

運河は、経済発展および物品や人の輸送などさまざまな形で経済に貢献している。運河は、大量の貨物を効果的に運搬する目的で作られた最初の人工の道だった。運河は、かんがいに利用することにより、昔も今も経済発展の要としての役割を果たしている。以下の要素が重要である。

- a) 国づくり
- b) 農業の発展
- c) 産業の発展
- d) 富の形成
- e) 他の分野や産業に応用された工学的スキルの発達
- f) ツーリズム

(iii) 社会的要素

運河の建設が過去にもたらし、運河の運用が今ももたらし続けている社会的影響は次のとおりである。

- a) 社会的及び文化的成果を伴う富の再分配
- b) 人の移動と文明グループの交流

(iv) 景観

こうした大規模な土木工事は昔も今も自然の景観に影響を与え続けている。関連する産業活動と変化し続ける定住パターンが、景観の形態とパターンに目に見える変化をもたらす。

遺産としての道

21. 「道」すなわち文化的ルートの概念が「われわれの文化遺産の一部としての道」に関する専門家会合（1994年11月スペイン、マドリード）で議論された²⁵。

定義

22. 遺産としての道の概念は豊かで創造力に富むものであり、相互理解、歴史への複合的アプローチ、平和の文化がすべて作用する特別な枠組みを提供することが示されている。
23. 遺産としての道は有形の要素から構成されており、国や地域を越えた交流と多面的な対話をもたらすことから文化的に重要であり、道に沿って展開される空間的、時間的な移動の相互作用を例証している。

遺産としての道の世界遺産一覧表への登録

24. 遺産としての道が世界遺産一覧表への登録にふさわしいかどうかを決定する際には、以下の点が検討されるべきである。
- (i) 顕著な普遍的価値を保持するための要件を想起すべきである。
 - (ii) 「遺産としての道」の概念は、
 - 移動の活動力とやり取りの観念が、時間的にも空間的にも**継続している**ことに基づき、
 - 道を構成している単なる集合を超越する価値を有し、その道が獲得している文化的重要性を通じて、**総体**を包括し、
 - **国家間若しくは地域間**のやりとりと対話に焦点を当て、
 - 発展することで宗教的、商業的、行政的その他の初期の目的に追加された異なる諸側面によって、**多次元的**である。
 - (iii) 遺産としての道は、文化的景観の特殊で動的なタイプとして認識されうるものであり、最近の議論によって**作業指針**への記載が受け入れられるようになったとおりである。
 - (iv) 遺産としての道の認定は、道そのものの重要性を証明する強固さと物的諸要素の集積による。
 - (v) 真正性に関する条件は、その道の重要性及び遺産としての道を構成するその他の諸要素を根拠として適用されるべきである。その場合、道の存続期間のほか、今日においてどれほど利用されているかと同時に、その影響下にある人々の発展に対する妥当な願いを考慮することとする。

なお、これらの観点においては、道を取り巻く自然環境の枠組み及び無形的及び象徴的な次元をも留意することとする。

²⁵ 第19回世界遺産委員会（1995年ドイツ、ベルリン）により議論された（世界遺産センター文書 WHC-95/CONF.203/16 参照）、「われわれの文化遺産の一部としての道」に関する専門家会合（1994年11月24～25日スペイン、マドリード）（世界遺産センター文書 WHC-94/CONF.003/INF.13 参照）。

II. 地域別及びテーマ別専門家会合の報告書

25. 世界遺産委員会は、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー (Global Strategy for a representative, balanced and credible World Heritage List)」の枠組みの中で、異なる種類の資産について多くの地域別及びテーマ別専門家会合の開催を要請してきた。これらの会合の成果は推薦書を作成する際に締約国の指針とすることができる。世界遺産委員会に提出された専門家会合の報告書は、<https://whc.unesco.org/en/globalstrategy> で入手できる。

III. 諮問機関によるテーマ別研究及び比較研究

26. 諮問機関は、文化資産及び自然資産の推薦書の評価に関する責務を果たすため、評価の背景を提供する目的で、多くの場合パートナー団体と共に、さまざまなテーマ分野で比較研究とテーマ別研究を行ってきた。

これらの報告書には次のものが含まれ、大部分がそれぞれのウェブサイトから入手できる。

「地球の地質史：世界遺産への化石遺跡推薦に関する評価の背景となる枠組み」 (1996年9月)

「運河関連の国際記念物一覧表」 (1996年)
<http://www.icomos.org/studies/canals-toc.htm>

「世界遺産の橋梁」 (1996年)
<http://www.icomos.org/studies/bridges.htm>

「世界遺産一覧表の森林保護地域 (グローバル・オーバービュー)」 (1997年9月)
<http://www.unep-wcmc.org/wh/reviews/forests/>

「世界遺産一覧表の湿地及び海洋保護地域 (グローバル・オーバービュー)」 (1997年9月)
<http://www.unep-wcmc.org/wh/reviews/wetlands/>

「世界自然遺産の人間による利用」 (1997年9月)
<http://www.unep-wcmc.org/wh/reviews/human/>

「化石人類遺跡」 (1997年)
<http://www.icomos.org/studies/hominid.htm>

「ラテンアメリカの都市建築遺産」 (1998年)
<http://www.icomos.org/studies/latin-towns.htm>

「古代の劇場と円形劇場」 (1999年)
<http://www.icomos.org/studies/theatres.htm>

「世界遺産遺跡としての鉄道」 (1999年)
<http://www.icomos.org/studies/railways.htm>

「生物多様性に特別な重要性を有する世界遺産一覧表の保護地域 (グローバル・オーバービュー)」 (2000年11月)
<http://www.unep-wcmc.org/wh/reviews/>

「産業遺産の一部としての労働者の村」 (2001年)
<http://www.icomos.org/studies/villages-ouvriers.htm>

「世界地質遺産のためのグローバル・ストラテジー」 (2002年2月)

「アフリカ南部のロックアート遺跡」 (2002年)
<http://www.icomos.org/studies/sarockart.htm>



世界遺産条約に関連する真正性

はじめに

本付属資料は、1994年11月1～6日に日本の奈良で開催された「世界遺産条約に関連した真正性に関する奈良会議（Nara Conference on Authenticity in Relation to the World Heritage Convention）」の参加者45名によって起草された「真正性に関する奈良文書」を転載したものである。奈良会議はUNESCO、ICCROM（文化財の保存及び修復の研究のための国際センター）、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）の共催であった。

世界遺産委員会は、第18回委員会（1994年タイ、プーケット）で、真正性に関する奈良会議の報告書を検討した（世界遺産センター文書 WHC-94/CONF.003/16 参照）。

その後、専門家会合を重ね、世界遺産条約に関連した真正性の概念を練り上げてきた（作業指針の文献一覧参照）。

I. 真正性に関する奈良文書（オーセンティシティに関する奈良ドキュメント）

前文

1. 我々、日本の奈良に集まった専門家は、保存の分野における従来の考え方に挑み、また保存の実践の場で文化と遺産の多様性をより尊重するよう我々の視野を広げる方法及び手段を討論するために、時宜を得た会合の場を提供した日本の関係当局の寛大な精神と知的な勇氣に、感謝を表明したい。
2. 我々はまた、世界遺産一覧表に申請された文化財の顕著な普遍的価値を審議する際に、全ての社会の社会的及び文化的価値を十分に尊重する方法で真正性（オーセンティシティ）のテストを適用したいという世界遺産委員会の要望により提供された討論の枠組みの価値にも、感謝を表明したい。
3. 真正性（オーセンティシティ）に関する奈良ドキュメントは、我々の現代世界において文化遺産についての懸念と関心の範囲が拡大しつつあることに応え、1964年のベニス憲章の精神に生まれ、その上に構築され、それを拡大するものである。
4. ますます汎世界化と均一化の力に屈しようとしている世界において、また文化的アイデンティティの探求がときには攻撃的ナショナリズムや少数民族の文化の抑圧という形で現れる世界において、保存の実践の場で真正性（オーセンティシティ）を考慮することにより行われる重要な貢献は、人類の総体的な記憶を明確にし、解明することにある。

文化の多様性と遺産の多様性

5. 我々の世界の文化と遺産の多様性は、すべての人類にとってかけがえのない精神的及び知的豊かさの源泉である。我々の世界の文化と遺産の多様性を保護し及び向上させることは、人類の発展の重要な側面として積極的に促進されるべきである。
6. 文化遺産の多様性は、時間と空間の中に存在しており、異なる文化ならびにそれらの信仰体系のすべての側面を尊重することを要求する。文化の価値が拮抗するような場合には、文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する。

7. すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形また無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない。
8. 個々にとっての文化遺産はまた万人にとっての文化遺産であるという主旨のユネスコの基本原則を強調することが重要である。文化遺産とその管理に対する責任は、まず最初に、その文化をつくりあげた文化圏に、次いでその文化を保管している文化圏に帰属する。しかし、これらの責任に加え、文化遺産の保存のためにつくられた国際憲章や条約への加入は、これらから生じる原則と責任に対する考慮もまた義務づける。それぞれの社会にとって、自らの文化圏の要求と他の文化圏の要求の間の均衡を保つことは、この均衡の保持が自らの文化の基本的な価値を損なわない限り、非常に望ましいことである。

価値と真正性（オーセンティシティ）

9. 文化遺産をそのすべての形態や時代区分に応じて保存することは、遺産がもつ価値に根ざしている。我々がこれらの価値を理解する能力は、部分的には、それらの価値に関する情報源が、信頼できる、又は真実であるとして理解できる度合いにかかっている。文化遺産の原型とその後の変遷の特徴及びその意味に関連するこれら情報源の知識と理解は、真正性（オーセンティシティ）のあらゆる側面を評価するために必須の基盤である。
10. このように理解され、ベニス憲章で確認された真正性（オーセンティシティ）は、価値に関する本質的な評価要素として出現する。真正性（オーセンティシティ）に対する理解は、世界遺産条約ならびにその他の文化遺産の目録に遺産を記載する手続きと同様に、文化遺産に関するすべての学術的研究において、また保存と復原の計画において、基本的な役割を演じる。
11. 文化財がもつ価値についてのすべての評価は、関係する情報源の信頼性と同様に、文化ごとに、また同じ文化の中でさえ異なる可能性がある。価値と真正性（オーセンティシティ）の評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことは、このように不可能である。逆に、すべての文化を尊重することは、遺産が、それが帰属する文化の文脈の中で考慮され評価しなければならないことを要求する。
12. したがって、各文化圏において、その遺産が有する固有の価値の性格と、それに関する情報源の信頼性と確実性について認識が一致することが、極めて重要かつ緊急を要する。
13. 文化遺産の性格、その文化的文脈、その時間を通じての展開により、真正性（オーセンティシティ）の評価は非常に多様な情報源の真価と関連することになる。その情報源の側面は、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因を含むであろう。これらの要素を用いることが、文化遺産の特定の芸術的、歴史的、社会的、学術的次元の厳密な検討を可能にする。

別紙1：フォローアップのための提案

1. 文化及び遺産の多様性を尊重するには、特定の記念物と遺跡の真正性の定義又は決定を試みる際に、機械的なやり方や標準的な手続きを避ける意識的取り組みが必要となる。
2. 文化及び遺産の多様性を尊重する方法で真正性を判断する取り組みは、それぞれの文化の特性とニーズに特有の分析プロセス及びツールの開発を促進するアプローチを必要とする。そうしたアプローチには一般に次のようないくつかの側面が見られる。
 - 真正性の評価に必要とされる学際的な協力及び手に入る限りの専門的知見と知識の適切な利用を確実なものにする取り組み。
 - 帰属する価値が、その文化及びその影響力の多様性、特に記念物及び遺跡を真に代表するものであることを確実にする取り組み。
 - 将来の取り扱いとモニタリングの実践的な手引きとして、記念物及び遺跡に関する真正性に独特な特性を明確に記録する取り組み。
 - 価値と状況の変化を踏まえ真正性の評価を更新する取り組み。
3. とりわけ重要なのは、その資産に帰属する価値が尊重されるよう万全を期すことであり、また、価値に関する判断には、その価値に関して可能な限り学際的かつコミュニティにおける合意形成の取り組みが確実に含まれるようにすることである。
4. 各アプローチでは、それぞれの文化の多様な表現と価値に対する尊重と理解を世界規模で向上させるために、とりわけ文化遺産の保全関係者との国際的な協力を構築し、促進すべきである。
5. この対話を継続し、世界の多様な地域と文化に拡大していくことが、人類に共通する遺産の保全において真正性の検討そのものの実際の価値を高めていくための前提条件である。
6. 過去の痕跡を保護するための具体策にたどりつくためには、遺産のこうした基本的特質の次元で一般の人々の意識向上が絶対なくてはならない。つまり、文化的資産そのものが代表する価値への理解をこれまでより深めること、ならびにそうした記念物及び遺跡が現代社会で果たしている役割を尊重することである。

別紙2：定義

保全：文化遺産を理解し、その歴史と意味を知り、その材料の保護、さらに、必要な場合には、その公開、修復、改良を確実にを行うために計画されたあらゆる取り組み。（文化遺産には、世界遺産条約第1条に定義される文化的価値のある記念工作物、建造物群及び遺跡が含まれると理解されている。）

情報源：文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能な物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべて。

II. 年代順文献一覧：真正性について

奈良会議以前の刊行物で、奈良で行われた真正性に関する議論の土台づくりに役立ったもの：

Larsen, Knut Einar, *A note on the authenticity of historic timber buildings with particular reference to Japan*, Occasional Papers for the World Heritage Convention, ICOMOS, December 1992.

Larsen, Knut Einar, *Authenticity and Reconstruction: Architectural Preservation in Japan*, Norwegian Institute of Technology, Vols. 1-2, 1993.

奈良会議の準備会合、ノルウェー、ベルゲンで開催、1994年1月31日～2月1日：

Larsen, Knut Einar and Marstein, Nils (ed.), *Conference on authenticity in relation to the World Heritage Convention Preparatory workshop*, Bergen, Norway, 31 January - 2 February 1994, Tapir Forlag, Trondheim 1994.

奈良会議、1994年11月1～6日、日本、奈良

Larsen, Knut Einar with an editorial group (Jokilehto, Lemaire, Masuda, Marstein, Stovel), *Nara conference on authenticity in relation to the World Heritage Convention. Conférence de Nara sur l'authenticité dans le cadre de la Convention du Patrimoine Mondial*. Nara, Japan, 1-6 November 1994, Proceedings published by UNESCO - World Heritage Centre, Agency for Cultural Affairs of Japan, ICCROM and ICOMOS, 1994.

奈良会議には世界26カ国と国際機関から45名の専門家が集結した。彼らの論文等は、上記の会議録に所収されている。奈良文書は会議参加者12名による作業部会で作成され、レイモンド・ルメール (Raymond Lemaire) とハーブ・ストーベル (Herb Stovel) が編集したものである。この会議録には、世界の他の地域にも奈良文書に関する議論を広げるため、ICOMOSのメンバー他を招待した。

奈良会議後の重要な地域別会合 (2005年1月現在)：

Authenticity and Monitoring, October 17-22, 1995, Cesky Krumlov, Czech Republic, ICOMOS European Conference, 1995.

1995年10月17～22日には欧州ICOMOS会議がチェコ共和国のチェスキークルムロフで開催され、ICOMOSの欧州メンバー18名が会して、真正性の概念を適用することに対する国別の見解が14カ国から発表された。発表を総合すると、分析プロセスのなかで真正性を取り上げることに重要性があると確認された。この分析プロセスは、われわれが保全の問題に対する正直で誠実で偽りのないアプローチを保証する手段として、保全の問題に適用しているものである。また会議では、文化的景観及び都市環境に真正性に関する分析を適切に適用する目的として、動的な保全という概念の強化が強調された。

Interamerican symposium on authenticity in the conservation and management of the cultural heritage, US/ICOMOS, The Getty Conservation Institute, San Antonio, Texas 1996.

1996年3月に米国テキサス州サンアントニオで開催されたこの真正性に関する会議には、北米、中米、南米のICOMOS国内委員会から参加者が集まり、奈良の真正性概念の適用について討議した。会議はサンアントニオ宣言を採択した。宣言では、真正性とアイデンティティの関係、歴史、材料、社会的価値、動的及び静的遺跡、資産管理、及び経済について論じるとともに、真正性の「証拠」とされているものを拡大し、その真の価値、完全性、背景、アイデンティティ、用途及び機能の現れも含めるべきとする勧告、さらに遺跡の異なる類型に関する勧告も含まれていた。

Saouma-Forero, Galia, (edited by), *Authenticity and integrity in an African context: expert meeting, Great Zimbabwe*, Zimbabwe, 26-29 May 2000, UNESCO - World Heritage Centre, Paris 2001.

世界遺産センターが開催したグレート・ジンバブエ会合（2000年5月26～29日）は、アフリカを背景とした真正性と完全性の両者に焦点を当てた。講演者18名は、文化遺産かつ自然遺産でもある資産の管理から生じる課題を取り上げた。会議の成果は上記の刊行物となった。会議出席者から出された一連の勧告も記載されている。そうした勧告のなかには、真正性を示しているさまざまな特性の中に、**管理システム、言語その他の無形遺産**を加えるようにとする提言があり、さらに持続可能な遺産管理プロセスにおける地元コミュニティの位置付けに重点が置かれている。

世界遺産条約の文脈の再建築に関する討議（2005年1月現在）：

The Riga Charter on authenticity and historical reconstruction in relationship to cultural heritage adopted by regional conference, Riga, 24 October 2000, Latvian National Commission for UNESCO - World Heritage Centre, ICCROM.

Incerti Medici, Elena and Stovel, Herb, *Authenticity and historical reconstruction in relationship with cultural heritage, regional conference, Riga, Latvia, October 23-24 2000: summary report, UNESCO - World Heritage Centre, Paris, ICCROM, Rome 2001.*

Stovel, Herb, *The Riga Charter on authenticity and historical reconstruction in relationship to cultural heritage, Riga, Latvia, October 2000, in Conservation and management of archaeological sites, Vol. 4, n. 4, 2001.*

Alternatives to historical reconstruction in the World Heritage Cities, Tallinn, 16-18 May 2002, Tallinn Cultural Heritage Department, Estonia National Commission for UNESCO, Estonia National Heritage Board.



世界遺産一覧表記載推薦書書式

本書式は **2005年2月6日以降**に提出されるすべての推薦書に使用されなければならない。

- 推薦書書式は、次のウェブアドレスから入手することができる。
<https://whc.unesco.org/en/nominationform>
- 推薦準備に関する更なる手引きは、作業指針の第 III 章で確認することができる。
- 英語またはフランス語で推薦書式を完成し、署名された原本を以下に送付すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

電話 : +33 (0) 1 4568 1136

E メール : wh-nominations@unesco.org

エグゼクティブサマリー

締約国が提供するこの情報は、世界遺産委員会の決定後に事務局が更新する。その後、締約国に戻され、資産が世界遺産一覧表に記載される根拠を確認する。

締約国	
州、県又は地域	
資産の名称	
最も近い秒で表した地理的座標	
推薦資産の境界の文章による説明	
境界と緩衝地帯（存在する場合）を示す、推薦資産の A4 または A3 サイズの地図	推薦書に含まれているか、付け加えられた、推薦資産と緩衝地帯（存在する場合）を示す入手可能な最大縮尺の地形図または地籍図原本の縮小版である A4 または A3 サイズの地図を添付する。
資産の推薦の登録基準（簡条書き） (作業指針の第 77 段落を参照)	
顕著な普遍的価値の言明案（推薦資産が具現化する顕著な普遍的価値と考えられるものを 1、2 ページ程度の書式に明確に記載する）	第 155 段落に従って、顕著な普遍的価値の言明は、以下で構成すること。 a) 資産の概要 b) 登録基準の説明 c) 完全性の言明（すべての資産） d) 基準(i)から(vi)に基づいて推薦された資産の真正性の言明 e) 保護管理の要件 付属資料 10 の書式を参照
正式な地方機関／官庁の名称および連絡先	組織： 住所： 電話： FAX： Eメール： ウェブアドレス：

世界遺産一覧表記載資産

注：推薦準備において、締約国は本書式を使用するが、注釈を削除すること。

推薦書書式	注釈
1. 資産の範囲	第 2 項と併せて、推薦書で最も重要な項目である。正確な資産の所在地および地理的にどのように定義されるのかを委員会に対して明確にしなければならない。関連性のある資産群を推薦する場合、構成要素の名称、地域（様々な構成要素で異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入する。複数の構成要素を識別するその他の区分を追加することもできる（ページ索引または地図番号等）。
1.a 国（異なる場合は締約国）	
1.b 州、県、地域	
1.c 資産の名称	世界遺産に関する刊行物に記載される資産の正式名称である。簡潔であること。スペースと句読点を含み 200 字を超えてはならない。 関連性のある資産群を推薦する場合（作業指針の第 137 段落から第 139 段落を参照）、 集合体 （例：フィリピンのバロック様式教会群）の名称を記載する。関連性のある推薦資産の構成要素名を含んではならず、これは 1.d および 1.f の一部として表に含むこと。
1.d 最も近い秒で表した地理的座標	この欄には、推薦資産のほぼ中央地の経緯度座標（最も近い秒で表す）または UTM 座標（最も近い 10 メートルで表す）を記載する。その他の座標系を使用してはならない。疑問がある場合は、事務局に相談されたい。 関連性のある資産群を推薦する場合、各構成要素名、その地域（または必要に応じて最も近い町）およびその中心地の座標を示す表を提供する。座標表記の例： N 45° 06' 05" W 15° 37' 56" または UTM Zone 18 Easting: ⁵ 45670 Northing: ⁴⁵ 86750

ID 番号	構成要素の名称	地域／地区	中央地の座標	推薦資産の構成要素の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	地図番号
001						
002						
003						
004						
その他						
総面積 (ヘクタール)				ha	ha	

推薦書書式	注釈
<p>1.e 推薦資産の境界と緩衝地帯の境界を示す地図および計画書</p>	<p>推薦書に添付し、大きさおよび日付とともに以下を列挙する。</p> <p>(i) 資産全体を示す入手可能な最大縮尺の、推薦資産を示す地形図の原本。推薦資産の境界と緩衝地帯の境界を明確に示すこと。資産が利益を得る特別な法的保護地区の境界は、地図上に記録し、推薦書の保護管理項目に基づいて含めること。関連性のある資産群の推薦には複数の地図が必要である（1.d の表を参照）。境界線内、境界線近くまたは境界線上の開発案の影響を明確に評価できるようにするために、提出される地図は、近隣の開拓地、建物、道等の地理的要素を特定できるよう、入手可能で実用的な最大縮尺のものであること。適切な縮尺の選択は、推薦する遺跡の境界を明確に示すために不可欠であり、記載を推薦する遺産の区分に関係していなければならない。文化遺産は、地籍図を必要とし、自然遺産または文化的景観は、地形図（通常 25000 分の 1 から 50000 分の 1 の縮尺）を必要とする。</p> <p>境界線を太くすると、資産の実際の境界を不明瞭にする場合があるため、地図上の境界線の幅には最高度の注意が必要である。</p> <p>地図は以下のウェブアドレスから入手できる。 https://whc.unesco.org/en/mapagencies.</p> <p>すべての地図は、座標値の完全なセットとともに、地図の反対側の少なくとも 3 カ所のポイントでジオリファレンスが可能であること。トリミングされていない地図は、縮尺、方位、図法、データ、資産名称および日付を示すこと。可能な場合、地図を巻いて、折り曲げないこと。</p> <p>デジタル方式の地理的情報は、可能な場合には推奨され、GIS（地理情報システム）への取り込みに適しているが、印刷された地図の提出の代わりとすることはできない。この場合、境界（推薦資産と緩衝地帯）の描写をベクトル形で表示し、可能な限り最大の縮尺で作成すること。締約国は、この選択肢に関する更なる情報を得るために、事務局に連絡されたい。</p> <p>(ii) 締約国内での資産の位置を示す案内図</p> <p>(iii) 個々の特徴を適切に示す計画書および特別に作成された地図は、有用であり、これらも添付することができる。</p> <p>諮問機関および世界遺産委員会へのコピー送付および提示を容易にするために、A4（または「レター」）サイズに縮小したもの、および主要地図のデジタル画像ファイルも可能な場合は推薦書に含めること。</p> <p>緩衝地帯が提案されない場合、推薦資産の適切な保護に緩衝地帯が必要ではない理由に関する記載を推薦書に含めなければならない。</p>

推薦書書式	注釈
<p>1.f 推薦資産の面積(ha.)および提案緩衝地帯の面積(ha.)</p> <p>面積 推薦資産： _____ ha 緩衝地帯： _____ ha 計： _____ ha</p>	<p>関連性のある資産群を推薦する場合（作業指針の第 137 段落から第 140 段落を参照）、構成要素名、地域（様々な構成要素で異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入する。</p> <p>関連性のある資産群の推薦表は、個別の推薦地域と緩衝地帯の大きさを示すためにも使用すること。</p>
<p>2. 内容</p>	
<p>2.a 資産の内容</p>	<p>本項は、推薦日における推薦資産の内容から開始すること。資産の重要な特徴すべてに言及すること。</p> <p>文化遺産の場合、本項は、資産を文化的に重要にするあらゆる要素の説明を含む。これには、建物、その建築様式、建設日、材料等の記述を含めることができる。本項は、庭や公園など、環境の重要な側面も記述すること。ロックアート遺跡については、例えば、説明はロックアートのほか、周囲の景観にも言及すること。古都や歴史的地区の場合は、個別の建物ごとに記述する必要はないが、重要な公共の建物は個別に記述し、地域の計画または配置、その街路パターン等の説明を行うこと。</p> <p>自然遺産の場合、説明は、重要な物理的特性、地質、生息環境、種および個体数、その他の重要な生態学的特徴・過程を扱うこと。実用可能な場合には種一覧表を提出し、絶滅危惧種の存在を強調すること。天然資源開発の範囲と方法を記述すること。</p> <p>文化的景観の場合、上記のすべての事項に基づいた解説が必要となる。人々と自然の相互作用に特別な注意を払うこと。</p> <p>第 1 項（資産の範囲）で特定した推薦資産全体を記述すること。関連性のある資産群を推薦する場合（作業指針の第 137 段落から第 140 段落を参照）、構成要素をそれぞれ個別に記述すること。</p>
<p>2.b 歴史と変遷</p>	<p>資産がどのようにして現在の形や状態に至ったか、また、過去にどのような重大な変化を経てきたのかを記述する。これには、最近の保全の歴史が含まれる。</p> <p>記念建造物、遺跡、建物または建物群の場合、建設段階についての一定の説明を含むこと。竣工時からの大きな変更、取壊しまたは再建築があった場合、これらも記述すること。</p> <p>自然遺産の場合、説明は、資産の進化に影響を与えた歴史上または先史時代の重要事実を対象とし、人類とのその相互作用を説明すること。これは、狩猟、漁業または農業のための資産およびその天然資源の利用における変化、または気候変動、洪水、地震その他の自然要因がもたらした変化を含む。</p>

推薦書書式	注釈
	当該情報は、文化的景観の場合も求められる。この場合、地域における人的活動の歴史のあらゆる側面を対象とする必要がある。
3. 記載の価値証明²⁶	<p>価値証明は、以下の項目に基づいて記載すること。</p> <p>本項は、なぜ資産が「顕著な普遍的価値」を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。</p> <p>作業指針の要件を注意深く参照して、推薦書の本項全体を記述すること。資産またはその管理に関する詳細な説明資料を含めないこと。これは、その他の項目で扱われる。ただし、資産の顕著な普遍的価値の定義に関連する重要項目を対象とすること。</p>
3.1.a 資産の概要	<p>総合的所見は、(i) 事実情報の概要、(ii) 資質の概要で構成すること。</p> <p>事実情報の概要は、地理的内容と歴史的内容、および主な特徴を記載する。資質の概要は、意思決定者と一般大衆に対して、持続すべき顕著な普遍的価値の潜在性を示し、また、その顕著な普遍的価値の潜在性を伝え、保護、管理およびモニタリングを必要とする特性の概要も含めること。概要は、推薦の価値を証明するために、記載されたすべての基準に関連していること。総合的所見は、よって、推薦および記載提案の全体的な論拠を要約する。</p>
3.1.b 記載が提案される根拠となる基準（およびこれらの登録基準に基づいた記載の価値証明）	<p>作業指針の第 77 段落を参照</p> <p>引用した基準それぞれについて、個別の価値証明を行う。</p> <p>推薦の根拠となるこれらの基準に資産がどのように適合するのかを簡潔に述べ（必要な場合、推薦書の「内容」および「比較分析」項目を参照するが、これらの項目の文を重複してはならない）、各基準について関連する特性を記述する。</p>
3.1.c 完全性の言明	<p>完全性の言明は、作業指針のセクション II.D に記載された完全性の条件を資産が満たすことを証明すること。これは、これらの条件をより詳細に記述する。</p> <p>作業指針は、資産について、以下の程度を評価する必要性を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> •その顕著な普遍的価値を表すために必要なすべての要素を含んでいる。 •資産の重要性を伝える特徴および過程を完全に表現することを確実にする適切な規模である。 •開発および／または放置の悪影響に苦しんでいる（第 88 段落）。

²⁶ 第 132 段落および第 133 段落も参照

推薦書書式	注釈
	<p>作業指針は、様々な世界遺産基準に関する具体的な手引きを提供しており、これを理解することが重要である（第 89 段落から第 95 段落）。</p>
<p>3.1.d 真正性の言明（基準(i)から(vi)に基づいて行われた推薦）</p>	<p>真正性の言明は、作業指針のセクション II.D に記載された真正性の条件を資産が満たすことを証明すること。これは、これらの条件をより詳細に記述する。</p> <p>本項は、推薦書の第 4 項（およびおそらくその他の項）により詳細に記載される情報を要約し、これらの項に記載されたものほど詳細には再現しないこと。</p> <p>真正性は、文化遺産と「複合」資産の文化的側面に限り適用される。</p> <p>作業指針は、「資産は、（提案された推薦基準で認識された）その文化的価値が様々な特性を通じて信念に満ちて、かつ、確実に表現されている場合、真正性の条件を満たすと解することができる」と述べている（第82段落）。</p> <p>作業指針は、以下の種類の特性が顕著な普遍的価値を伝え、表現していると考えられることを示唆している。</p> <ul style="list-style-type: none"> •形式および意匠 •材料および物質 •用途および機能 •伝統、技術および管理体制 •所在地および環境 •言語その他の無形遺産の形式 •精神および感覚 •その他の内的／外的要因
<p>3.1.e 保護管理の要件</p>	<p>本項は、資産の顕著な普遍的価値が経時的に維持されることを確実にするために、保護管理の要件がどのように満たされるのかを記載すること。保護管理の全体的な枠組みの詳細と、資産の保護に関する長期の具体的な予測の特定をいずれも含めること。</p> <p>本項は、推薦文書の第 5 項（および第 4 項と第 6 項の可能性もある）により詳細に記載される情報を要約し、これらの項に記載されたものほど詳細には再現しないこと。</p> <p>本項の文は、保護管理の枠組みを最初に概説すること。これは、必要な保護の仕組み、管理体制および／または管理計画（現在備わっているもの、または策定が必要なもの）であって、顕著な普遍的価値をもたらす特性を保護および保全し、資産に対する脅威や、資産の脆弱性に対処するものを含むこと。これらには、強固で有効な法的保護の存在、明確に文書化された管理体制を含めることができる。これには、主要な利害関係者または利用者団体との関係、適切な職員および財源、発表の主な要件（必要な場合）、および効果的で、迅速に応答できるモニタリングが含まれる。</p> <p>次に、本項は、資産の保護や管理に関する長期的な課題を認識し、これらにどのように対処するのかが長期的な戦略になることを述べる必要がある。それは、資産に対する最</p>

推薦書書式	注釈
	<p>も重大な脅威や、強調されてきた真正性および／または完全性の脆弱性や負の変化に言及し、保護管理がこれらの脆弱性や脅威にどのように対処し、不利な変化を軽減するのかを述べることに関連する。</p> <p>世界遺産委員会によって認識される正式な言明として、顕著な普遍的価値に関する本項は、締約国が資産の長期的な保護管理のために行っている最も重要なコミットメントを伝えること。</p>
<p>3.2 比較分析</p>	<p>世界遺産一覧表に記載されているか否かを問わず、類似資産との資産の比較を行うこと。比較は、推薦資産がその他の資産との間で有している類似性や、推薦資産を際立たせる理由を概説すること。比較分析は、国内および国際的状況のいずれにおいても推薦資産の重要性を説明することを目指すこと（第 132 段落を参照）。</p> <p>比較分析の目的は、既存のテーマ別研究を用いて一覧表に余地があることを示すこと、また、関連性のある資産群の場合、構成要素の選択の価値を証明することである。</p>
<p>3.3 顕著な普遍的価値の言明案</p>	<p>顕著な普遍的価値の言明は、資産を世界遺産一覧表に記載する時に世界遺産委員会によって採択される正式な言明である。世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載することに同意した場合、なぜ資産が顕著な普遍的価値があると考えられるのか、関連する基準、完全性および（文化遺産については）真正性の条件をどのように充足するのか、また、顕著な普遍的価値を長期的に持続するために保護管理要件をどのように満たすのかを包含した顕著な普遍的価値の言明にも同意する。</p> <p>顕著な普遍的価値の言明は、簡潔であり、標準書式に記載されること。これらは、資産の価値に関する認識を高め、その保全状況の評価を導き、保護管理を満たすのを助けること。委員会が採択した後で、顕著な普遍的価値の言明は、資産およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲示される。</p> <p>顕著な普遍的価値の言明の主な項目は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 総合的所見 b) 基準の価値証明 c) 完全性の言明（すべての資産） d) 基準(i)から(vi)に基づいて推薦された資産について真正性の言明 e) 保護管理の要件
<p>4. 保全状況および資産に影響を与える諸条件</p>	
<p>4.a 現在の保全状況</p>	<p>本項で示された情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングするために必要なベースラインデータとなる。本項では、資産の物理的な状態、資産の顕著な普遍的価値に対</p>

推薦書書式	注釈
	<p>する脅威、および資産の保全措置に関する情報を提供すること（第132段落を参照）。</p> <p>例えば、古都または歴史的地区では、大規模または小修繕工事を必要とする建物、記念建造物その他の建造物のほか、最近または今後の主な修繕プロジェクトの規模および期間を示すこと。</p> <p>自然遺産の場合、種の動向または生態系の完全性に関するデータを提供すること。推薦書は比較目的で後年使用され、資産の状態の変化を追跡するため、これは重要である。</p> <p>資産の保全状況のモニタリングに使用される指標および統計上のベンチマークについては、下記第6項を参照すること。</p>
4.b 資産への影響要因	<p>本項は、資産の顕著な普遍的価値に影響または脅威を与える可能性が高いすべての諸条件に関する情報を提供すること。また、そのような問題に対処する際に遭遇する困難も記述すること。本項で示唆されている諸条件がすべて、どの資産にも適しているわけではない。これらは、標示であり、締約国が各特定資産に関連する諸条件を確認する助けとなることを目的としている。</p>
(i) 開発圧力（例：侵入、適応、農業、採鉱）	<p>資産に影響を与える開発圧力の種類（例えば、取壊し、再建または新築に関する圧力、真正性または完全性を害する、既存の建物の新しい用途への適応、農業、林業、放牧の侵入後の、または管理の行き届いていない観光その他の用途による生息地の改変または破壊、不適切または持続不可能な天然資源の開発、採鉱により生じた損傷、自然の生態学的過程を乱す可能性が高く、資産の上または付近に新しい生息中心地を生み、資産やその環境を害する外来種の持込み）を箇条書きにする。</p>
(ii) 環境圧力（例：汚染、気候変動、砂漠化）	<p>建物の基礎構造、動植物に影響を与える環境悪化の主な原因を列挙し、手短かに述べる。</p>
(iii) 自然災害と防災措置（地震、洪水、火災等）	<p>資産に対する予見可能な脅威を示すこれらの災害、また、物理的防護措置または職員訓練により、これらに対処する危機管理計画を策定するためにどのような措置が取られたのかを箇条書きにする。</p>
(iv) 世界遺産への責任ある訪問	<p>資産への訪問状況（特に利用可能なベースラインデータ、資産の要素における活動の集中や将来計画されている活動を含む使用パターン）を提供する。</p> <p>記載その他の要因により予測される訪問レベルを記述する。</p> <p>資産の環境容量、また、どのようにその管理を強化し、悪影響を与えることなく現在または予測される訪問者数や関連する開発圧に適合できるのかを明示する。</p> <p>訪問者の圧力および行動（無形の特性に影響を与えるものを含む）により起こり得る資産の悪化形態を考慮する。</p>

推薦書書式	注釈
<p>(v) 資産および緩衝地帯内の居住者数</p> <p>人口予測：</p> <p>推薦資産地域内 _____</p> <p>緩衝地帯内 _____</p> <p>計 _____</p> <p>年 _____</p>	<p>推薦資産または緩衝地帯内に暮らす住民数の入手可能な最も優れた統計または予測人数を記載する。この予測または算出が行われた年を表示する。</p>
<p>5. 資産の保護管理</p>	<p>推薦書の本項は、法的、規制、契約による、計画的、制度的措置および／または伝統的措置（作業指針の第 132 段落を参照）、ならびに世界遺産条約が義務付ける資産の保護管理を実施する管理計画その他の管理体制（作業指針の第 108 段落から第 118 段落）を明確に表すことを目的としている。政治面、法的地位および保護措置、また、日々の行政および管理の実用性を扱うこと。</p>
<p>5.a 所有権</p>	<p>土地所有権の主な区分（国、地方、民間、コミュニティー、伝統的、慣習的、非政府所有権等を含む）を示す。</p>
<p>5.b 保護指定</p>	<p>関連する法的、規制、契約による、計画的、制度的および／または伝統的な資産の地位を列挙する。例えば、国立または県立公園、歴史的建造物、国法または慣習に基づく保護地区その他の指定。</p> <p>指定された年およびその地位が定められた根拠法を提出する。</p> <p>英語またはフランス語で資料を提出できない場合、重要規程を強調した英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出すること。</p>
<p>5.c 保護措置を実施する手法</p>	<p>第 5 項 b に示された法的、規制、契約による、計画的、制度的および／または伝統的な地位により与えられた保護が、実際にどのように機能するのかを記述する。</p>
<p>5.d 推薦資産が所在する市町村および地域に関連する既存の計画（例：地域または地方の計画、保全計画、観光振興計画）</p>	<p>採択された合意済計画を日付および準備を担当する機関とともに列挙する。関連する規定を本項に要約すること。第 7 項 b に示した添付資料として、計画書のコピーを含めること。</p> <p>存在する計画書が英語またはフランス語以外の言語のみの場合、重要規程を強調した英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出すること。</p>
<p>5.e 資産管理計画その他の管理体制</p>	<p>作業指針の第 132 段落で述べられているように、適切な管理計画その他の管理体制は必要不可欠であり、推薦書に記載すること。管理計画その他の管理体制の効果的な履行の担保も期待される。持続可能な開発の原則が管理体制に統合されるべきである。</p>

推薦書書式	注釈
	<p>第 7 項 b に示したとおり英語またはフランス語で、管理計画書または管理体制に関する文書のコピーを推薦書に添付すること。</p> <p>存在する管理計画書が英語またはフランス語以外の言語のみの場合、英語またはフランス語での規定の詳しい解説を添付すること。この推薦書に添付された管理計画書の題名、日付および作者を記載する。</p> <p>管理計画書または文書化された管理体制の詳細な分析または解説を提出すること。</p> <p>管理計画を実施するための予定表が推奨される。</p>
5.f 資金源と規模	<p>年基準で資産に利用できる資金源およびその水準を示す。妥当性またはその他の方法で利用可能な資源の推定、特に、相違や不足または支援を必要とする分野を特定するものも示すことができる。</p>
5.g 保護管理技術の専門性、研修の提供者	<p>国内当局その他の組織から資産に提供される専門知識および研修を示す。</p>
5.h 訪問者用施設およびインフラ	<p>本項は、訪問者が現地で利用できる包括的な施設を記述し、これらが資産の保護管理要件に関して適切であることを証明する。訪問者のニーズに応えるために施設やサービスが効果的で包括的な資産の表現をどのように行うのかを記載すること。これには、資産への安全で適切なアクセスの提供に関することが含まれる。本項は、通訳／解説（看板、トレイル、通知もしくは広告、ガイド）、資産専用の博物館／展示、訪問者もしくは通訳センターを含む訪問者用施設、および／またはデジタルテクノロジーやサービス（宿泊施設、レストラン、駐車場、研究所、捜索救難等）の利用可能性を検討すること。</p>
5.i 資産の公開および広報に関する政策およびプログラム	<p>本項は、将来の世代への文化遺産および自然遺産の提示と伝達に関する条約第 4 条および第 5 条を参照する。締約国は、推薦資産の発表および宣伝に関する政策およびプログラムの情報を提供することを推奨される。</p>
5.j 人員配置および専門知識（職業的、技術的、保守管理）	<p>資産の良好な管理に必要とされる、取得可能なスキルおよび資格を示す。これには、訪問および将来の研修のニーズに関連するものが含まれる。</p>
6. モニタリング	<p>推薦書の本項は、経時的に動向を示すことができるよう定期的に見直し、報告することができる、資産の保全状況に関する証拠を提供することを目的とする。</p>
6.a 保全状況を測定する主要指標	<p>資産全体の保全状況の基準として選択された重要な指標を表形式で列挙する（上記第 4 項 a を参照）。これらの指標を見直す周期性、および記録を残す場所を示すこと。これらは、資産の重要な側面を表明し、顕著な普遍的価値の言明（上記第 2 項 b を参照）と可能な限り緊密に結びつけることができる。可能な場合、数字で表すことができるが、不可能な場合は、同じ地点で写真撮影をするなど、繰り返し</p>

推薦書書式	注釈
	<p>が可能な種類のものにできる。優れた指標の例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 自然遺産における種の数またはキーストーン種の個体数 (ii) 古都または歴史的地区における大規模修繕が必要な建物の割合 (iii) 主要な保全プログラムが完了するまでの予測年数 (iv) 特定の建物または建物の要素における安定性または移動度 (v) 資産における何らかの種類の侵入が増加するまたは減少する割合

指標	周期性	記録場所

推薦書書式	注釈
6.b 資産のモニタリングのための行政措置	第 6 項 a に述べたモニタリングを担当する機関の名称および連絡先を記載する。
6.c 過去の報告結果（調査結果）	概要とともに、資産の保全状況に関する従前の報告を列挙し、情報源の出版物（例えば、ラムール、MAB 等の国際協定およびプログラムに従って提出された報告書）の抜粋および参照を提供する。
7. 資料	推薦書の本項は、推薦を完全なものにするために提出しなければならない資料のチェックリストである。
7.a 写真・視聴覚資料目録および使用承諾書	<p>締約国は、資産の良質な全体像を示す十分な数の最近の画像（プリント、スライド、また、可能な場合は電子書式、ビデオおよび航空写真）を提供すること。</p> <p>スライドは 35mm 版とし、電子画像は解像度が少なくとも 300dpi（ドット毎インチ）の jpg 形式とする。映像資料が提供される場合、品質保証のため Beta SP 形式が推奨される。</p> <p>この資料には、以下に記載する画像目録および写真・視聴覚資料使用承諾書を添付すること。</p> <p>資産を解説する公開ウェブページで使用される少なくとも 1 枚の写真を含めること。</p> <p>締約国は、形式またはサポート（デジタルを含む）の如何を問わず、提供された画像の全部または一部を拡散し、一般公開し、出版し、複製し、活用する非独占的な権利を、文書により、無償でユネスコに譲渡し、これらの権利を第三者にライセンス許諾することを推奨される。</p> <p>非独占的な権利の譲渡は、知的財産権（写真家／映像監督の権利、または異なる場合は著作権所有者の権利）を侵害せず、ユネスコによって画像が配布される際は、書式に明確に提供されている場合、写真家／映像監督のクレジットが常に与えられる。</p> <p>当該権利譲渡から生じる可能性がある収益はすべて、世界遺産基金に贈られる。</p>

**写真・視聴覚資料目録
および使用承諾書**

ID 番号	形式（スライド／プリント）	説明文	撮影日 （月／年）	写真家／映像監督	著作権所有者（写真家／映像監督と異なる場合）	著作権所有者の連絡先（名前、住所、電話／FAX および E メール）	非独占的な権利譲渡

推薦書書式	注釈
7.b 保護指定に関する文書、資産管理計画書または文書化された管理体制のコピー、ならびに資産に関するその他の計画の抜粋	上記第5項b、第5項dおよび第5項eに示された文書を添付する。
7.c 資産の最近の記録または目録の書式および日付	資産の直近の記録または目録の書式および日付を示すわかりやすい明細を提供する。まだ入手可能な記録のみを記述すること。
7.d 目録、記録および史料が保管されている場所の住所	目録、記録（建物、記念建造物、動植物種）を保管している機関の名称および住所を記載する。
7.e 参考文献	標準文献目録様式を用いて主な参考文献を列挙する。
8. 管理機関の連絡先	推薦書の本項は、事務局が世界遺産ニュースその他の発行物に関する最新情報を資産に提供できるようにする。
8.a 作成者 氏名： 肩書： 住所： 市、県／州、国： 電話： FAX： Eメール：	推薦書の作成を担当する個人の氏名、住所その他の連絡先を提供する。Eメールアドレスも含む。
8.b 公式地方機関／官庁（現地管理機関）	地域で資産の管理を担当する官庁、博物館、機関、コミュニティまたは管理者の名称を提供する。通常の報告機関が国家機関の場合、その連絡先を提供されたい。
8.c その他の地方機関	世界遺産に関連する行事や発行物に関する無償の世界遺産ニュースレターを受領すべきすべての博物館、訪問者センターおよび公式観光事務所の正式名称、住所、電話番号、FAXおよびEメールアドレスを列挙する。
8.d 公式ウェブサイト http:// 担当者名： Eメール：	推薦資産の既存の公式ウェブサイトを提供されたい。当該ウェブサイトが将来に向けて計画されている場合、担当者名とEメールアドレスを示すこと。
9. 締約国代表署名	推薦書は、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による署名を付して完成すること。



諮問機関による推薦審査手続き

本付属資料は、以下を含む。

- A. ICOMOS による文化遺産の審査手続き
- B. IUCN による自然遺産の審査手続き
- C. 諮問機関の連携：文化遺産・自然遺産および文化的景観の審査手続き

更なる情報については、作業指針の第 143 段落から第 151 段落も参照されたい。

A. ICOMOS による文化遺産の審査手続き

文化遺産の推薦審査において、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）は作業指針に従う（第 148 項を参照）。

ユネスコ世界遺産センターが新規の推薦書が完全であることを確認した後で、完全とみなされた推薦書一式は、ICOMOS に提出され、ICOMOS 世界遺産ユニットによって取り扱われる。この時点から、推薦締約国との対話および協議が開始され、審査過程を通じて継続する。ICOMOS は、利用可能な資源を公平に、効率的かつ効果的に配分し、すべての推薦締約国との対話の機会を最大化するために最善の努力を行う。

ICOMOS の審査手順には、図 1 に説明した以下の段階が含まれる。

1. 追加情報の要請

追加情報または既存情報の説明が必要とされた場合、ICOMOS は、ニーズを満たす方法を探すために締約国との対話を開始する。これは、書簡、対面会議、遠隔会議その他 ICOMOS と当該締約国との間で合意された通信形態を含めることができる。

2. デスクレビュー

各推薦は、ジオカルチャー的な文脈で資産に関する知識が豊富で、推薦資産の「顕著な普遍的価値」の提案について助言を与える最大 10 人の専門家によって評価される。これは、基本的に、ICOMOS 会員、その国内および国際委員会内の専門の学者によって、またはその他の多くの専門家ネットワークもしくはは連結している機関内の個人によって行われる「ライブラリー」活動である。

3. 現地調査（オンサイトミッション）

これは、個別資産の管理、保全および真正性の側面を実際に経験している専門家によって行われる。これらの専門家を選ぶ手順は、ICOMOS のネットワークを十分に活用する。国際産業遺産保存委員会（TICCIH）、国際造園家連盟（IFLA）およびモダンムーブメントに関わる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織（DoCoMoMo）など、ICOMOS がパートナーシップ契約を結んでいる専門家機関の助言として、国際科学委員会および個人会員の助言が求められる。

現地調査を行う専門家の選抜において、ICOMOS の方針は、可能な限り推薦資産が所在する地域から選ぶことである。当該専門家は、遺産管理および当該資産種類の保全の経験があることを求められる。必ずしも高学歴の専門家である必要はない。彼らは、職業上の処遇の平等に基づいて現地の管理者と話すことができ、管理計画、保全活動、訪問者の対応等について情報を得た上で評価を行えることが期待される。詳細な説明が彼らに提供されるが、これには書類一式からの関連情報のコピーが含まれる。彼らの訪問日およびプログラムは締約国との協議において合意され、締約国は、マスコミに関して、ICOMOS の審査ミッションを目立たせないことを確実にするよう求められる。ICOMOS の専門家は、当該資産の実用面に関して内密に報告書を提出し、また、その報告書で推薦のその他の側面についてコメントすることもできる。

3bis その他の情報源

ユネスコチェア、大学および研究機関など、その他の関連機関にも審査の過程で意見を聞き、必要に応じて審査報告書に記載することができる。

4. ICOMOS パネルによるレビュー

ICOMOS 世界遺産パネルは、世界のすべての地域を集合的に代表する個人の ICOMOS 会員で構成され、幅広い関連文化遺産のスキルおよび経験を有している。これらの会員の中には、固定期間パネルの一員である者もいれば、審査される推薦資産の特徴に応じて1年間のみ任命される者もいる。ICOMOS は、パネル会員の中に、過去に締約国代表団の構成員であった経験があるが、今は世界遺産委員会の委員ではない専門家を含める。これらの専門家は、個人の職業的な能力で役割を果たす。

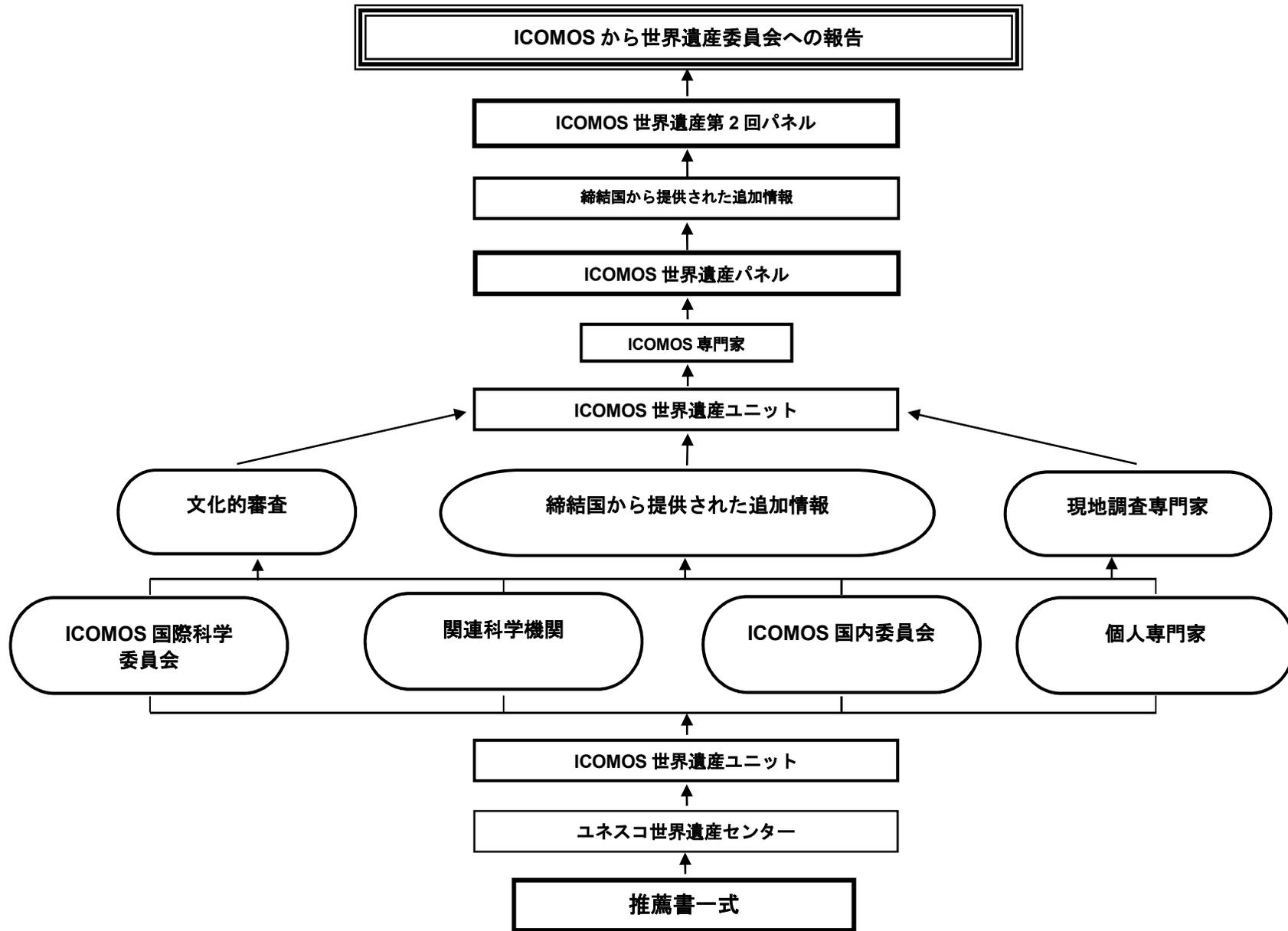
パネルは、最初に12月、次に3月の2回、会合する。最初の会合で、デスク専門家とサイトミッションの報告に基づいて、各推薦を審査する。

パネルは、合意により推薦に関する勧告に至ることを目指している。

第1回のパネルでは、最終的な共同勧告に達する推薦がある一方で、より多くの情報の必要性または推薦書のアプローチに適応する必要性に関して、締約国と更に対話を重ねることに合意する場合もある。パネルが推薦は顕著な普遍的価値を証明する可能性がないと結論付けた場合、ICOMOS は、この段階で締約国に連絡をする。条約の2つの作業言語のいずれかで、審査手順に関する状況や課題、および補足情報の追加要請を概説した簡潔な中間報告書が推薦締約国に1月に提供され、世界遺産委員会の議長に配布するために世界遺産センターにコピーが送付される。

第2回のパネルでは、受領した追加情報または締約国との対話の結果に基づいて、まだ勧告に至っていない推薦の更なる審査を行う。パネルは、その後、残りの共同勧告に合意する。第2回のパネル会合の後で、すべての審査文書が完成し、締約国に配布するために世界遺産センターに送付される。パネルのメンバーの氏名および資格は、その後、世界遺産センターに提供され、ICOMOS のウェブサイトに掲示される。

ICOMOS の審査は、顕著な普遍的価値の評価を行う。これには、基準および完全性と真正性の要件の適用性、法的保護、管理および保全状況の妥当性の評価が含まれる。また、最終的に、記載に関する世界遺産委員会への勧告を起草する。



B. IUCN による自然遺産の審査手続き

1. 自然遺産の推薦審査において、IUCN（国際自然保護連合）は、*作業指針*に従う（第 148 段落を参照）。審査手順（図 2 を参照）は、5 つの要素を含む。

- (i) **データアッセンブリー**：世界遺産センターから推薦書一式を受領後、世界自然保護区データベースその他の IUCN グローバルデータベースおよびテーマ別研究を用いて、資産の標準的分析を編集する。これは、UNEP 世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）と連携して行われる生物多様性の価値に関する比較分析を含むことができる。データ分析の主な調査結果は、審査ミッション中および手順のその他の段階における締約国との対話のテーマである。
- (ii) **外部レビュー**：推薦書は、資産および／または推薦の主題である価値に関する知識が豊富であり、主に IUCN の専門家委員会およびネットワークの会員である独立専門家、または IUCN の提携機関の専門家メンバーにデスクレビューのために送付される。IUCN のデスクレビューを導くために用いられる文書は、IUCN のウェブサイト：www.iucn.org/worldheritage で公開されている。
- (iii) **資産への審査ミッション（Evaluation mission）**：適格な 1 名または 2 名の IUCN の専門家が各推薦資産を訪れ、地域に関する詳細を確認し、現場管理を審査し、関連当局や利害関係者と推薦に関して討議する。保全および博物学に関するグローバルな視点に加えて、条約に関する知識を理由に選ばれた IUCN の専門家は、通常、IUCN 世界保護地域委員会の経験豊富なメンバーである。（この現地調査は、特定の状況下では ICOMOS と共同で行われる。以下のパート C を参照すること。）IUCN の現地審査ミッションの報告書式は、IUCN のウェブサイト：www.iucn.org/worldheritage で公開されている。
- (iv) **その他の情報源**：IUCN は、追加文献も参考にし、地域の NGO、コミュニティー、先住民その他推薦の利害関係者からのコメントを受け取ることもできる。必要な場合、IUCN は、ラムサール条約、人間と生物圏保護計画および世界ジオパークネットワークなど、その他の国際保全制度とも調整し、必要に応じて大学や研究機関の意見も求める。
- (v) **IUCN 世界遺産パネルによるレビュー**：IUCN 世界遺産パネルは、IUCN の事務総長によって設立され、世界遺産委員会の諮問機関として業務に関する質の高い、独立した技術的および科学的助言を IUCN に与え、また、IUCN のプログラム全体を通じて世界遺産に関する IUCN の業務に戦略的助言を与える。世界遺産パネルの具体的な任務は、世界遺産条約の作業指針が定めた要件に則して、自然資産および複合資産の世界遺産一覧表への推薦をすべて厳格に審査し、各新規推薦に関する IUCN の立場についてパネルの勧告を導くことである。パネルは、必要な場合、世界遺産一覧表への文化的景観の推薦に関しても、ICOMOS にコメントする。パネルは、通常、審査過程で少なくとも 2 回（12 月に 1 回目（第 1 年次）と 3 月か 4 月（第 2 年次）に 2 回目）会合する。

パネルのメンバーは、上級 IUCN 職員、IUCN 委員会の委員、ならびに世界遺産に関する IUCN の業務に関して高い経験値および認められた最先端の専門知識や知見（特定のテーマ別および／または地域的な視点のバランスを含む）を理由に選ばれた外部専門家で構成される。これには、過去に締約国代表団の構成員であった経験があるが、現在は世界遺産委員会の委員ではない専門家も含まれる。これらの専門家は、個人の職業的能力で役割を果たす。IUCN 世界遺産パネルは、各推薦資産の IUCN 審査報告書を完成する前に、すべての現地審査報告書（通常、ミッション団

から直接フィードバックを聞く)、レビューアーのコメント、UNEP-WCMC その他の分析およびその他の背景資料をすべて見直す。会員資格、IUCN 世界遺産パネルの参照および作業方法の条件は、IUCN のウェブサイトで開催されており、世界遺産委員会に提出される。

各審査報告書は、推薦資産の顕著な普遍的価値の提案、その他の類似遺産（世界遺産およびその他の保護地区をいずれも含む）とのグローバル比較分析、また、完全性や管理問題の見直しを簡潔に述べている。これは、基準の適用性の評価および世界遺産委員会への明確な勧告を結論付ける。審査手順に関わったすべての専門家の名前は、レビューアーが匿名の審査を行った場合を除いて、最終評価報告書に記載される。

IUCN は、推薦手順のあらゆる段階において、推薦締約国との対話を行う。IUCN は、利用可能な資源を公平に、効率的かつ効果的に配分し、すべての推薦締約国との対話の機会を最大化するために最善の努力を行う。対話は、審査過程の早い段階で開始して、12月のIUCN世界遺産パネル会合の後で強化し、以下を含む。

- i) 審査ミッションの前に、IUCN は、説明が必要な推薦資料の問題について追加情報を要請し、審査ミッションの準備のために常時締約国と連絡を取る。
- ii) 審査ミッション中、IUCN のミッション団は、締約国の代表者および利害関係者と現地で詳細な討議を行うことができる。
- iii) 審査ミッションの後で、IUCN は、ミッション団が特定した課題を討議し、必要に応じて、締約国に追加情報を要請することができる。
- iv) 通常 12月に開かれる IUCN の第 1 回世界遺産パネル会合の後で、IUCN は、パネルが提起した課題を討議し、必要に応じて、締約国に追加情報を要請することができる。条約の 2 つの作業言語のいずれかで、審査に関する状況や課題を概説し、補助的情報が必要な場合その詳細を示した簡潔な中間報告書が推薦締約国に送付され、世界遺産委員会の議長に伝達するために世界遺産センターにコピーが送付される。対話および協議は、合意された遠隔会議および／または対面会議のいずれかにより行われる。

IUCN は、指定された期日までに締約国が書面で世界遺産センターに正式に提出したすべての情報を審査において考慮する（作業指針の第 148 段落を参照）。ただし、上記のすべての段階で、推薦の利害関係者は、希望する場合、自由に IUCN に連絡し、情報を提供することもできる。

IUCN は、委員会が以前に参照したり、延期したりした推薦の事例、または委員会が政策課題に関して何らかの立場を取った場合など、推薦に関する世界遺産委員会の過去の決定もすべて常に十分検討する。

再推薦、既存世界遺産の拡張および境界修正の場合、IUCN は、以前に世界遺産委員会に報告された当該資産の保全状況に関するすべての問題も検討する。IUCN は、当該資産の保全状況に関する重要問題を、これが審査の過程で初めて確認された場合、保全状況の報告手順を通じて委員会に報告することを検討することもできる。

比較の根拠としての生物地理区分体系

2. 審査において、IUCN は、グローバル比較分析へのアプローチの中心的な要素として、Udvardy の「世界の生物地理区分」（1975 年）や、より最近の世界の陸上、淡水および海

洋生態学等の生物地理区分体系を使用する。これらの体系は、推薦資産を同様の気候および生態学的条件の遺跡と比較する客観的手段を提供する。

3. ただし、これらの生物地理区分体系は、比較のための基準としてのみ使用され、世界遺産がこの基準のみに基づいて選ばれたり、すべての当該区分体系の表示が選択手順の基礎となったりすると黙示しないことが強調される。指針として、世界遺産は顕著な普遍的価値がなければならない。

保全重要地域を特定する制度

4. IUCN は、世界自然保護基金（WWF）のグローバル 200 エコリージョン、WWF/IUCN の植物多様性の中心地、コンサベーションインターナショナルの生物多様性ホットスポットおよび高生物多様性自然地域、バードライフインターナショナルの固有鳥生息地および重要野鳥生息地、その他絶滅ゼロ同盟地等の生物多様性の保全の鍵になる地域など、保全重要地域を特定する制度も用いる。これらの制度は、生物多様性の保全について推薦資産の重要性に関する追加情報を提供する。ただし、これらの場所がすべて世界遺産一覧表に含まれることを想定しない。指針として、世界遺産は顕著な普遍的な価値がなければならない。

地球科学的価値について資産を審査する制度

5. 地質学的な価値を理由に推薦された資産の審査において、IUCN は、ユネスコ地球科学部門、国際地形学会、国際洞窟学連合および国際地質科学連合（IUGS）など、幅広い専門機関の意見を聞く。

審査手順で使用された追加参考文献

6. 審査手順には、IUCN および幅広い国際保全機関が出版した世界の自然保護地域に関する主要な参考文献の検討も含まれる。これらの文書は併せて、世界各地で自然保護地域の保全の重要性を比較できる、制度全体の概要を提供する。IUCN は、自然世界遺産の範囲や世界遺産となる可能性がある資産の相違を特定する、幅広いテーマ別研究も行っている。これらは、IUCN ウェブサイト：www.iucn.org/worldheritage で閲覧することができる。

IUCN は、遺跡の価値および保全問題についての洞察を得るために、推薦資産に特有の参考文献も利用する。

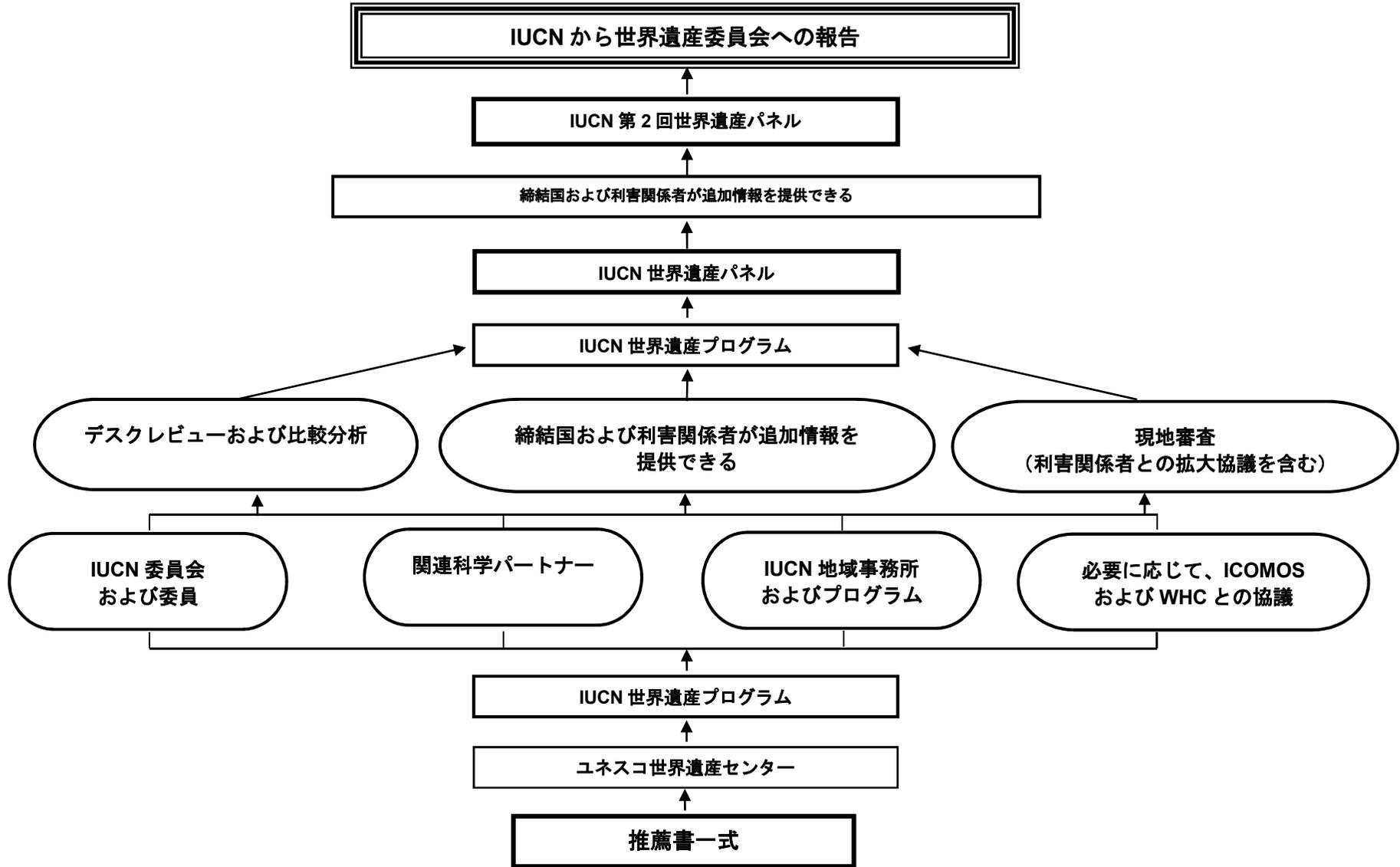
文化的景観の審査(付属資料 3 も参照)

7. IUCN は、多くの文化遺産、特に、文化的景観として推薦されるものに関心を持っている。このため、その時々において、ICOMOS との推薦文化的景観の共同現地調査に参加する（以下のパート C を参照）。
8. 付属資料 3 の第 11 段落に特定された一定の文化的景観が持つ自然の資質に従って、IUCN の審査は、以下の諸条件に関係している。
 - (i) 自然・半自然体系および動植物の野生種の保全
 - (ii) 持続可能な利用制度（農業、伝統的漁業、林業）内での生物多様性の保全
 - (iii) 持続可能な土地および水利用
 - (iv) 景観美の増強
 - (v) 植物園または樹木園等の生息域外コレクション
 - (vi) 人類と自然の相互関係の顕著な事例
 - (vii) 歴史的に重要な発見

以下の表は、付属資料 3 に掲げた文化的景観の区分の文脈において上記のそれぞれを定め、これにより、それぞれの検討がどこで最も生じやすいのかを示す（検討がない場合は、絶対に生じないことを意味するのではなく、その可能性が低いに過ぎない）。

文化的景観の種類 (付属資料 3 を参照)	最も関連する可能性が高い自然の検討（上記第 16 段落を参照）						
意匠された景観					(v)		
有機的に進化する景観 －継続	(i)	(ii)	(iii)	(iv)			
有機的に進化する景観 －化石	(i)					(vi)	
関連する景観							(vii)

図 2: IUCN による審査手続きの概要



C. 諮問機関の連携

複合資産の推薦

1. 自然および文化の両方の基準に基づいて推薦された資産は、IUCN と ICOMOS による推薦資産への共同ミッションを必要とする。ミッションの後で、IUCN および ICOMOS は、関連基準（上記を参照）に基づいて資産の審査報告書を個別に作成し、それぞれの審査を可能な限り調和させ、整合する。

文化的景観

2. 文化的景観として推薦された資産は、基準(i)から(vi)に基づいてICOMOSが審査する（作業指針の第77段落を参照）。IUCNは、必要な場合、推薦資産の自然の価値および保全や管理について助言を行い、ICOMOSが提起した問題に対処することができる。共同ミッションが必要となる場合もある。

自然と文化の結合

3. 世界遺産一覧表に推薦される資産の多くは、自然と文化の相互作用に関連する管理の側面を含んでいるため、IUCN および ICOMOS は、可能な範囲で、審査の過程でそのような相互作用について討議する。



世界遺産条約の適用に係る 定期報告の書式

- 定期報告の書式は <https://whc.unesco.org/en/periodicreporting> で入手可能
- 定期報告の詳細な指針は作業指針の第 V 章に記載されている
- 情報管理の促進のため、締約国は、英語又はフランス語で、電子書式と印刷物で以下に提出することが求められる

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

E-mail through: <https://whc.unesco.org/en/contacts>

書式

世界遺産条約の適用に係る定期報告

本付属資料では定期報告のオンライン質問票を提示している。完全な質問票は <https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/> で入手可能。

一般要求事項

- 情報は可能な限り正確、具体的かつ簡潔であるべきである。可能な場合は定量化し、完全な参照が必要である。コメントの記載欄は各章に準備されている。
- 意見の表明は、表明した機関への言及と検証可能な事実によって支持されるべきである。

セクション I：締約国による世界遺産条約の適用

セクション I は、締約国に対し、この分野で得られた経験の詳細とともに、締約国が採択した立法および行政規定ならびに本条約の適用のために講じたその他の措置に関する情報を提供または既存の情報を検証することを要請する（世界遺産条約第 29 条 1 項）。

1. 導入

第 1 章では、締約国名及び世界遺産条約の批准または加入年を示し、本報告セクション□の作成に携わる団体及び機関の情報を収集する。

2. 自然遺産及び文化遺産の保全に係る他の条約、プログラム並びに勧告との相乗効果

第 2 章では、多国間環境協定と、他のユネスコの条約、プログラム、勧告との既存及び潜在的な相乗効果に係る情報収集を目的とする。また、締約国は、世界遺産委員会により採択された関連政策をどの程度実施しているかについて情報の提供が求められる。

3. 暫定一覧表

第 3 章は、暫定一覧表の作成プロセス、利用したツール及びガイダンス、暫定一覧表の資産と他の条約との潜在的な相乗効果、並びに世界遺産及び持続可能な開発政策（2015）に沿ったプロセスの持続可能性に係る情報収集を目的とする。

4. 推薦

第 4 章は、世界遺産一覧表記載に向けた資産推薦のプロセス、利用されたツールやガイダンス、世界遺産及び持続可能な開発政策（2015）に沿ったプロセスの持続可能性に係る情報収集を目的とする。

5. 一般政策の立案

第 5 章は、文化遺産及び／又は自然遺産の保護、保全並びに展示に係る法的枠組み、及びその効果に係る情報収集を目的とする。

6. 文化遺産及び自然遺産の目録・一覧表・登録簿

第6章は、国内で重要な文化遺産及び自然遺産の目録・一覧表・登録簿の状態及びそれらの編集プロセスに係る情報収集を目的とする。

7. 保護、保全並びに展示に係る取組の状態

第7章は、自然遺産及び文化遺産の特定、保護、保全並びに展示に向けた締約国内の取組と関係する利害関係者間の協力に係る情報収集を目的とする。

8. 財政状況及び人材

第8章は、文化遺産及び自然遺産の保全及び保護のための財源の利用可能性及び適正性に係る情報収集を目的とする。

9. 能力構築

第9章は、世界遺産能力構築戦略（2011）に沿って、遺産の保全、保護、展示並びに管理の能力構築についての情報収集を目的とする。

10. 世界遺産の政策及び資金調達

第10章は、世界遺産の保護、保全、展示並びに管理のための特定の法令、政策及び施策に係る情報収集を目的とする。

11. 国際協力及び資金調達

第11章では、文化遺産及び自然遺産の分野における他の締約国との協力に係る情報収集を目的とする。

12. 教育、情報発信、意識啓発

第12章は、文化遺産及び自然遺産の保護及び保全について、意思決定者、資産所有者、市民、そして特に若者の意識啓発のための取組に係る情報収集を目的とする。

13. 結論及び推奨される取組

第13章は、本質問票への回答に基づき、セクション□の各項目に係る主な結果を自動的に表示します。締約国は世界遺産条約の履行に関し、実施している取組に係る情報を提供する。

14. 世界遺産条約の履行に係る優れた取組

第14章は、国内で実施されている世界遺産の保護、証明、保全または管理に係る優れた取組みの事例の提供を求める。

15. 定期報告作業の評価

第15章は、定期報告の目的への合致度、作成されたデータの利用方法並びに回答者が利用できる研修やガイダンスを含む、定期報告作業の様式、内容並びにプロセスを評価する。

セクション II：個別の世界遺産資産の保全状況

セクション II は、サイトレベルでの条約の実施に関する情報を収集し、個々の世界遺産ごとに回答する必要がある。この報告の作成には、資産の日常的な管理に責任を持つ人々が関与する必要がある。国境を越えた資産については、関係機関が共同で、または緊密に協力して報告を作成することが推奨される。

1. 世界遺産のデータ

第 1 章では、資産の基本データ（名称、登録年、地理座標、地図、ソーシャルメディアの有無）に係る情報提供、または既存の情報の確定を求めるとともに、報告書のセクション□の作成に関与した機関または組織に係る情報収集を要請する。

2. 世界遺産の保護に係る他の条約・プログラム

第 2 章では、資産に関連する他の条約及びプログラム（ユネスコ及びその他）との相乗効果、及びそれらの条約及びプログラムの中に存在する連携・統合の程度（該当する場合）に係る情報を収集する。

3. 顕著な普遍的価値の宣言及び属性の特定

第 3 章では、顕著な普遍的価値（OUV）の属性、現在の状態並びに前回定期報告以降の状態の傾向に係る情報を収集する。

4. 資産に影響を与える要因

第 4 章では、現在、資産に正負の影響を与えている、または与える可能性が高い様々な要因に係る情報を収集する。

5. 資産の保護及び管理

第 5 章では、管理の実質的な問題と、資産及び顕著な普遍的価値の保護、管理及びモニタリングの有効性に係る情報を収集する。

6. 財源及び人材

第 6 章では、利用可能な財源、管理ニーズに対する予算の適正性、人材確保の状況並びに資産における能力構築の水準に係る情報を収集する。

7. 科学的調査及び研究プロジェクト

第 7 章では、世界遺産資産の価値と属性に関する利用可能な（科学的及び伝統的）知識の適正性、及び管理ニーズ及び／または顕著な普遍的価値の理解向上のための研究プログラムの在り方に係る情報を収集する。

8. 教育、情報発信並びに意識構築

第 8 章では、教育、情報発信、インタープリテーション、意識構築のためのサービス全般とともに、資産における遺産教育及び普及啓発プログラムの在り方と有効性に係る情報を収集する。

9. 訪問者管理

第9章では、資産における観光活動及び訪問者管理に係る情報を収集する。

10. モニタリング

第10章では、資産のモニタリングプログラム及び指標の存在と、資産に関連する委員会決定（該当する場合）の履行に係る情報を収集する。

11. 優先度の高い管理ニーズの特定

第11章では、定期報告の本セクションで取り上げられた、さらなる取組を必要とするあらゆる管理ニーズが自動的に表示される。

12. まとめ及び結論

第12章では、定期報告の本セクションで取り上げられた、最も重要な正負の要因（それぞれ10個まで）に焦点を当てる。

13. 世界遺産としての地位の影響

第13章では、特に「世界遺産と持続可能な開発政策」（2015年採択）に焦点を当て、様々な論点との関連で、世界遺産としての地位の影響に係る情報を収集する。

14. 世界遺産条約の履行に係る優れた取組み

第14章では、各資産で実施されている世界遺産の保護、特定、保全並びに維持に係る優れた取組の事例の提供を求める。

15. 定期報告作業の評価

第15章は、作成されたデータの利用方法や回答者が利用できる研修及びガイダンスを含む、定期報告作業の様式、内容、プロセスを評価する。



国際援助要請書

- 国際援助要請書は、次のウェブサイトから入手し、オンライン上で入力することができる。
<https://whc.unesco.org/en/intassistance>
- 国際援助に関する更なる手引きは、作業指針のセクション VII で確認することができる。
- 要請書の記入に関する添付注釈を参照すること。
- 英語またはフランス語で国際援助要請書を完成し、署名された原本を以下に送付すること。
UNESCO World Heritage Centre
7, place de Fontenoy
75352 Paris 07 SP
France

E メール : wh-intassistance@unesco.org

1. 締約国

2. プロジェクト名

3. 援助の種別

	緊急援助	準備援助	保全および管理
文化			
自然			
複合			

4. プロジェクト所在地：

a) プロジェクトは世界遺産で実施されるのか。

 - はい - いいえ

「はい」の場合、資産の名称を記載する。

b) プロジェクトは現地の構成要素を含むのか。

 - はい - いいえ

「はい」の場合、どこで、どのように含むのか。

c) プロジェクトが世界遺産で実施される場合、その他の世界遺産の利益にもなるのかを示す。なる場合、どの世界遺産で、どのように利益になるのか。

5. プロジェクトが実施される時間枠
(予定か確定かを示す。)

日付： _____

期間： _____

6. プロジェクトは、以下のとおりである。

- 現地プロジェクト
- 国内プロジェクト
- 地域の締約国が数カ国関与する準地域プロジェクト
- 地域のほとんどの締約国が関与する地域プロジェクト
- 異なる地域の締約国が関与する国際プロジェクト

国内、準地域、地域または国際プロジェクトの場合、プロジェクトに参加する／プロジェクトから利益を得る国／資産を示すこと。

7. プロジェクトの価値証明

- a) なぜこのプロジェクトが必要かを説明する。
(緊急援助については、代わりに以下の第8項を記入すること。)

- b) 該当する場合、提出したすべての裏付け資料を列挙する。

8. 緊急援助のみ

a) 資産に影響を与える現実のまたは潜在的な脅威／危機を記述する。

b) 資産の顕著な普遍的価値にどのように影響を与えるのかを示す。

c) プロジェクト案が脅威／危機にどのように対処するのかを説明する。

9. プロジェクトの目的

プロジェクトの具体的な目的を明確に述べる。

10. 期待される成果

a) プロジェクトから期待される成果を明確に述べる。

b) これらの成果の達成を評価するために使用できる指標および検証手段を定める。

期待される成果	指標	検証手段

11. 作業計画（具体的な活動およびタイムテーブルを含む。）

活動	時間枠（月）						
活動							
活動							
活動							
活動							

12. 評価および報告

（プロジェクト完了後 3 カ月以内に世界遺産センターに提出する。）

13. 専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者のプロフィール（プロジェクトがこれらの人々の参加を予測している場合）

（専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者が誰か既にわかっている場合、その氏名を記載し、可能な場合は簡潔な履歴書を含めること。）

14. 研修生／参加者のプロフィールを含む中心的なターゲット層（プロジェクトがこれらの人々の参加を予測している場合）

15. 予算の内訳

a) 以下の表（米ドル）に、プロジェクトの個別要素の詳細な費用内訳を、可能な場合は単価を含んで記載し、様々な財源の間でこれらがどのように分担されるのかを示す。

項目 (プロジェクトに該当する項目を選択)	米ドルでの詳細 (該当する項目について)	締約国 資金 (米ドル)	世界遺産 基金への 要請額 (米ドル)	その他の 財源 (米ドル)	計 (米ドル)
組織 <ul style="list-style-type: none"> ● 会場 ● 事務所費 ● 事務補助 ● 翻訳 ● 同時通訳 ● 視聴覚機器 ● その他 	__米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル __米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル/頁 x __頁 = __米ドル __米ドル/時間 x __時間 = 米ドル __米ドル/日 x __日 = __米ドル __米ドル				
人事/コンサルタント 業務 (料金) <ul style="list-style-type: none"> ● 国際専門家 ● 国内専門家 ● コーディネーター ● その他 	__米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル __米ドル/週 x __週 = __米ドル				
旅費 <ul style="list-style-type: none"> ● 国際旅費 ● 国内旅費 ● その他 	__米ドル __米ドル __米ドル				
日当 <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊 ● 食事 	__米ドル/日 x __人 = __米ドル __米ドル/日 x __人 = __米ドル				
機器 <ul style="list-style-type: none"> ● ● 	__米ドル/台 x __台 = __米ドル/台 x __台 =				
評価、報告および発表 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価 ● 報告 ● 編集、レイアウト ● 印刷 ● 配布 ● その他 	__米ドル __米ドル __米ドル __米ドル __米ドル __米ドル				
雑費 <ul style="list-style-type: none"> ● 査証 ● その他 	__米ドル x __参加者 = __米ドル __米ドル				
計					

- b) 締約国その他の財源から資源が既に提供されているか否か、またはいつ提供される可能性が高いかを明示する。

16. 締約国その他の機関からの現物出資

- a) 国内機関

- b) その他の二カ国間／多国籍組織、ドナー等

17. プロジェクトの実施を担当する機関

18. 締約国を代表する署名

氏名 _____

肩書 _____

日付 _____

19. 付属資料

_____ (要請書に添付された付属資料の数)

注釈

国際援助申請書		注釈																																																																
1.	締約国	国際援助要請を行う締約国名																																																																
2.	プロジェクト名																																																																	
3.	<p>援助の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「保全および管理」には現在、以前の区分が含まれていることに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修、研究に係る援助 - 技術協力 - 教育、情報および意識向上に係る援助 		緊急援助	準備援助	保全および管理*	文化				自然				複合				<p>詳細は、作業指針の第 241 段落を参照。</p> <p>要請する援助の種別およびプロジェクトの対象となる遺産の種別を示す。</p> <p>表の欄を 1 つのみチェックすること。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> - ロックペインティングの研修プロジェクト： <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>- 複合資産の推薦書類の準備：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">X</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>- 熱帯暴風雨による森林保護区の被災後の緊急援助要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急援助</th> <th>準備援助</th> <th>保全および管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然</td> <td style="text-align: center;">X</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		緊急援助	準備援助	保全および管理	文化			X	自然				複合					緊急援助	準備援助	保全および管理	文化				自然				複合		X			緊急援助	準備援助	保全および管理	文化				自然	X			複合			
	緊急援助	準備援助	保全および管理*																																																															
文化																																																																		
自然																																																																		
複合																																																																		
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化			X																																																															
自然																																																																		
複合																																																																		
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化																																																																		
自然																																																																		
複合		X																																																																
	緊急援助	準備援助	保全および管理																																																															
文化																																																																		
自然	X																																																																	
複合																																																																		
4.	<p>プロジェクト所在地</p> <p>a) プロジェクトは世界遺産で実施されるのか。</p>																																																																	

	<p><input type="checkbox"/> - はい <input type="checkbox"/> - いいえ</p> <p>「はい」の場合、資産の名称を記載する。</p> <p>b) プロジェクトは現地の構成要素を含むのか。</p> <p><input type="checkbox"/> - はい <input type="checkbox"/> - いいえ</p> <p>「はい」の場合、どこで、どのように含むのか。</p> <p>c) プロジェクトが世界遺産で実施される場合、その他の世界遺産の利益にもなるのかを示す。なる場合、どの世界遺産で、どのように利益になるのかを示すこと。</p>	
<p>5.</p>	<p>プロジェクトが実施される時間枠 (予定か確定かを示す。)</p>	<p>プロジェクトの開始日案およびその期間を示す。</p>
<p>6.</p>	<p>プロジェクトは以下のとおりである。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地プロジェクト</p> <p><input type="checkbox"/> 国内プロジェクト</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の締約国が数カ国関与する準地域プロジェクト</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の締約国のほとんどが関与する地域プロジェクト</p> <p><input type="checkbox"/> 異なる地域の締約国が関与する国際プロジェクト</p> <p>国内、準地域、地域または国際プロジェクトの場合、プロジェクトに参加する／プロジェクトから利益を得る国／資産を示すこと。</p>	<p>その他の国がプロジェクトから利益を得る場合、当該国からプロジェクトへの支援を得ているのかを記載すること。</p> <p>国境を超えた資産が関係しているかも記載すること。</p>
<p>7.</p>	<p>プロジェクトの価値証明</p>	
	<p>a) なぜプロジェクトが必要かを説明する。 (緊急援助については、<u>代わり</u>に以下の第 8 項を記入すること。)</p>	<p>討議／対処すべき問題または課題を記載する。必要に応じて、適切な場合に行われるべき活動の緊急度を含むこと。</p> <p>必要な場合、確認されたまたは潜在的な資産への脅威の内容を 2 ページ以内で記載する。</p>

		<p>プロジェクトが以下の実施にどのように寄与するのかを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界遺産委員会の決定 - 委員会、議長またはユネスコの要請に応じて行われた国際専門家ミッションの勧告 - 諮問機関の勧告 - ユネスコ世界遺産センターその他ユネスコの部門の勧告 - 資産の管理計画 - 世界遺産基金が支援した以前の活動からの勧告 <p>どの文書に言及しているのかを明確に示す（世界遺産委員会の決定番号、ミッションの日付等）。</p>
	b) 該当する場合、提出したすべての裏付け資料を列挙する。	可能な場合、報告書、写真、スライド、地図等の文書による証拠で価値証明を裏付ける。
8.	緊急援助のみ	
	a) 資産に影響を与える現実のまたは潜在的な脅威／危機を記述する。	<p>緊急援助基金は、大規模災害の発生後自動的に供与されない。この種別の援助は、<u>自然または人為的災害に関連して差し迫った危機が世界遺産の顕著な普遍的価値全体、ならびにその真正性および／または完全性を脅かしている場合に限り、資産への考え得る悪影響を防ぐか、少なくとも大きく緩和するために行われる。</u></p> <p>緊急援助は、例えば大規模災害の結果、差し迫った危機の有無を評価するために行われる場合もある。</p> <p>反対に、災害により遺産の一定の損失が既に生じたが、緊急に対処すべき差し迫った脅威またはリスクがなくなった場合は、その他の援助形態（例：保全および管理に係る援助）がより適切とみなされる。</p>
	b) 資産の顕著な普遍的価値にどのように影響を与えるのかを示す。	緊急援助供与の優先度を証明する際、対処すべき脅威／危機のおそれがあるか否

		か、緩和されない場合、世界遺産の顕著な普遍的価値ならびにその真正性および／または完全性に影響を与えるかを考察する。																		
	c) プロジェクト案が脅威／危機にどのように対処するのかを説明する。	緊急援助プログラムに基づく資金提供の提案は、プロジェクトの範囲およびその活動が世界遺産への脅威／危機をどのように評価するのかを述べ、脅威／危機がどのように効果的に緩和されるのかを示すこと。																		
9.	プロジェクトの目的 プロジェクトの具体的な目的を明確に述べる。	この特定のプロジェクトを実施することにより達成したい目的は何か。																		
10.	期待される成果																			
	a) プロジェクト案から期待される成果を明確に述べる。	期待される成果は、具体的かつ測定可能であること。期待される成果はそれぞれ、一式の指標により測定される（第 10 段落 b を参照）。																		
	b) これらの成果の達成を評価するために使用できる指標および検証手段を定める。 <table border="1" data-bbox="284 1176 817 1424"> <thead> <tr> <th>期待される成果</th> <th>指標</th> <th>検証手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	期待される成果	指標	検証手段										<p>指標は、達成された成果を測定し、プロジェクトの目的に向けた進歩を判断するために使用される。これらは、第 10 段落で定めた期待される成果に基づいており、完了後にプロジェクトを評価するベースとなる。</p> <p>これらの指標は、客観的で、測定可能であり、数値または割合等の定量化できる条件で表現されること。</p> <p>例：</p> <p>準備援助</p> <p>目的：</p> <p>世界遺産センターに提出する完全な推薦書類を準備する。</p> <table border="1" data-bbox="863 1749 1396 2020"> <thead> <tr> <th>期待される成果</th> <th>指標</th> <th>検証手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産</td> <td>●期日までに推薦書を提出する。</td> <td>●書類送付の郵便記録 ●WHC から締約国への報告</td> </tr> </tbody> </table>	期待される成果	指標	検証手段	完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産	●期日までに推薦書を提出する。	●書類送付の郵便記録 ●WHC から締約国への報告
期待される成果	指標	検証手段																		
期待される成果	指標	検証手段																		
完成した推薦書類を 20xx 年 2 月 1 日までに世界遺産	●期日までに推薦書を提出する。	●書類送付の郵便記録 ●WHC から締約国への報告																		

		<p>センターに提出する。</p>											
<p>完成した管理計画を推薦書類とともに提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●期日までに管理計画を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●書類送付の郵便記録 ●WHC から締約国への報告 											
<p>推薦書類が世界遺産センターおよび諮問機関によって完全と判断される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●完全性に関する世界遺産センターおよび諮問機関による審査に合格する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●書類が完全とみなされたことを伝える世界遺産センターから締約国への書簡 											
<p>緊急援助</p> <p><i>目的：</i></p> <p>洪水または地震により被害を受けたばかりの建物の構造を安定化させる。</p> <table border="1" data-bbox="861 1019 1407 1662"> <thead> <tr> <th data-bbox="861 1019 1024 1131">期待される成果</th> <th data-bbox="1024 1019 1219 1131">指標</th> <th data-bbox="1219 1019 1407 1131">検証手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="861 1131 1024 1406"> <p>建物の構造が安定している。</p> </td> <td data-bbox="1024 1131 1219 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急の構造上の問題が特定される。 ●緊急工事の計画が確定する。 ●一時的な安定化措置が実施される。 </td> <td data-bbox="1219 1131 1407 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ●構造の緊急状態に関する構造技術者の報告 ●実施すべき緊急工事の見積案 ●実施された安定化工事の最終報告 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="861 1406 1024 1662"> <p>将来実施するために更なる保全工事の計画が策定されている。</p> </td> <td data-bbox="1024 1406 1219 1662"> <ul style="list-style-type: none"> ●全体的な構造解析が行われる。 ●更なる必要保全工事の見積りが準備される。 </td> <td data-bbox="1219 1406 1407 1662"> <ul style="list-style-type: none"> ●構造の全体的な保全状況に関する構造技術者の報告 ●実施すべき必要な保全工事の見積案 </td> </tr> </tbody> </table> <p>保全および管理に係る援助</p> <p><i>目的：</i></p> <p>世界遺産一覧表に記載された資産の管理を、コミュニティーの関与に特に注意を払って改善する。</p>					期待される成果	指標	検証手段	<p>建物の構造が安定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急の構造上の問題が特定される。 ●緊急工事の計画が確定する。 ●一時的な安定化措置が実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の緊急状態に関する構造技術者の報告 ●実施すべき緊急工事の見積案 ●実施された安定化工事の最終報告 	<p>将来実施するために更なる保全工事の計画が策定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全体的な構造解析が行われる。 ●更なる必要保全工事の見積りが準備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の全体的な保全状況に関する構造技術者の報告 ●実施すべき必要な保全工事の見積案
期待される成果	指標	検証手段											
<p>建物の構造が安定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急の構造上の問題が特定される。 ●緊急工事の計画が確定する。 ●一時的な安定化措置が実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の緊急状態に関する構造技術者の報告 ●実施すべき緊急工事の見積案 ●実施された安定化工事の最終報告 											
<p>将来実施するために更なる保全工事の計画が策定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全体的な構造解析が行われる。 ●更なる必要保全工事の見積りが準備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●構造の全体的な保全状況に関する構造技術者の報告 ●実施すべき必要な保全工事の見積案 											

		期待される成果	指標	検証手段
		資産の統合管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ●現地コミュニティを含む必要部門から参加者を得て、管理計画の策定のために管理計画チームを置く。 ●資産の顕著な普遍的価値の言明を完成する。 ●資産に影響を与える保全および管理の問題を分析する。 ●これらを達成するための明確な目的および戦略が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理計画チームの会合の月次報告 ●資産の管理において直面した各重要課題についてチームのメンバーが作成した討議資料 ●最終的な管理計画書
		現地コミュニティの一定のメンバーを含む管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも2名の現地コミュニティのメンバーを含む管理委員会のメンバーを任命する。 ●少なくとも3回の管理委員会の月次定期会合を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な当局が承認した管理委員会の手続きに関する法令および規則 ●管理委員会の月次報告
		適切な法的地位で承認された管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ●地方政府当局が承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理計画を地域規則として確立する、「官報」に置かれた命令

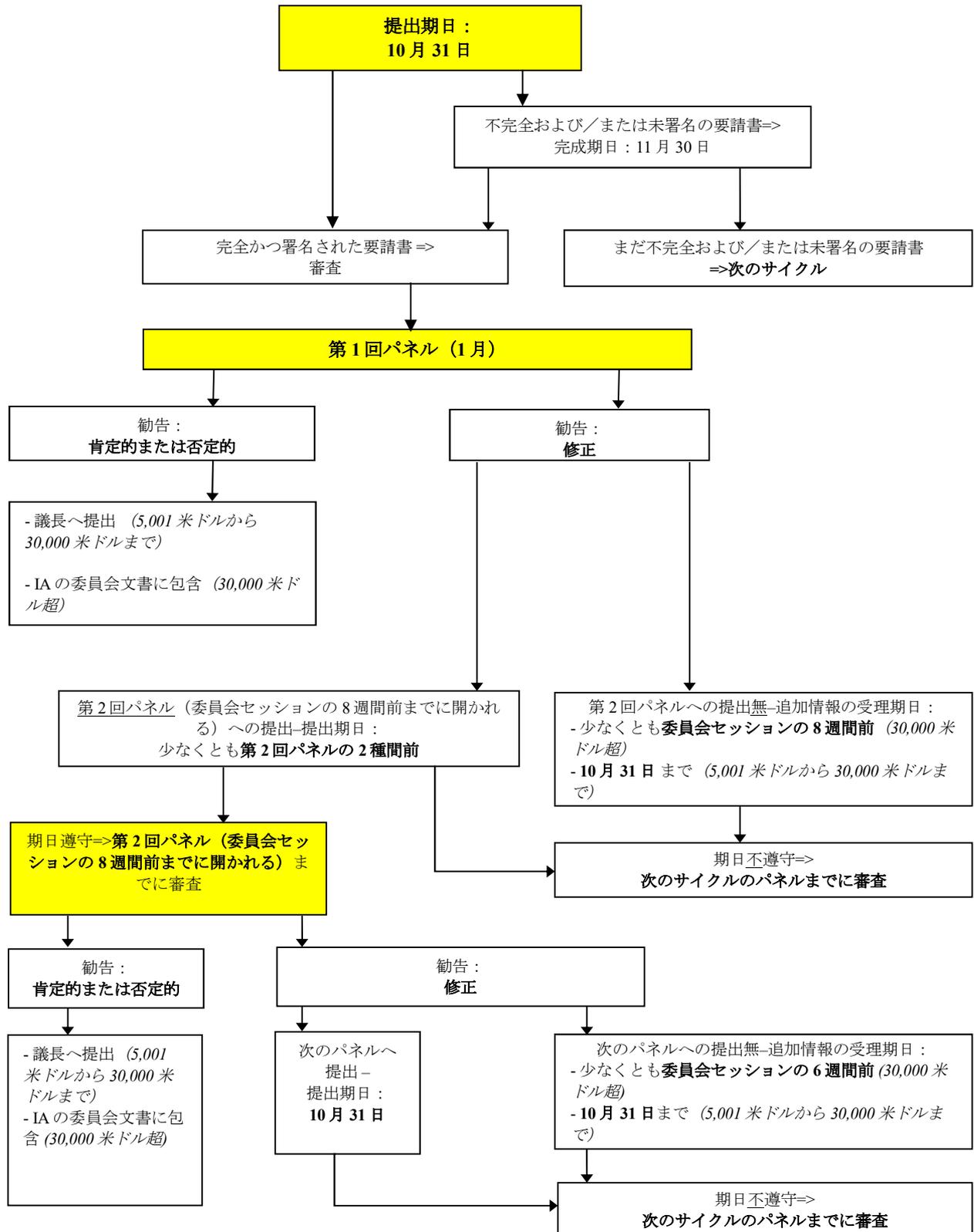
<p>11.</p>	<p>作業計画 (具体的な活動およびタイムテーブルを含む。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	時間枠 (月)							活動								活動								活動								活動								<p>上記第 10 段落で述べた期待される成果に具体的に言及して、行われる活動の作業計画を記述する。各活動の日付、期間を示す。会合および研修活動について、討議すべきテーマ、課題および問題を含む暫定プログラムを提出すること。</p> <p>例：</p> <p>期待される成果 No.1 について：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>期待される成果 No.2 について：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">活動</th> <th colspan="7">時間枠 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td></td><td></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td style="background-color: #0070C0;"></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	時間枠 (月)							活動								活動								活動								活動								活動	時間枠 (月)							活動								活動								活動								活動							
活動	時間枠 (月)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動	時間枠 (月)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動	時間枠 (月)																																																																																																																									
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
活動																																																																																																																										
<p>12.</p>	<p>評価および報告 (プロジェクトの実施完了後3カ月以内に世界遺産センターに提出する。)</p>	<p>最終報告：</p> <p>最終報告は、プロジェクトの実施を担当する当局／個人が準備すること。</p> <p>最終報告は、第 10 段落で定めた期待される成果に従って構成すること。</p> <p>評価：</p> <p>評価は、達成した成果および以下 (例示) に対するその影響に重点を置くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 準備援助後の世界一覧表への資産の記載 - 定期的報告および保全状況 																																																																																																																								

		<ul style="list-style-type: none"> - 緊急援助後の危機にさらされている世界遺産一覧表からの資産の削除 - 戦略的目標（「5Cs」）その他の戦略（グローバル戦略等）を含む世界遺産条約の履行 - 国内および／または地方機関 - 地方職員の能力の構築 - 一般大衆の意識向上 - プロジェクト参加者 - その他の資源の勧誘 - その他 <p>誰がプロジェクトの評価を担当するのかを示す。</p>
13.	<p>専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者のプロフィール（プロジェクトがこれらの人々の参加を予測している場合）</p> <p>（専門家、指導者、技術者および／または熟練労働者が誰か既にわかっている場合、その氏名を記載し、可能な場合は簡潔な履歴書を含めること。）</p>	<p>正確な専門分野および各専門家が行う業務ならびに必要な期間を示す。世界遺産センターおよび諮問機関は、関係締約国が要請した場合、リソースパーソン／指導者を推薦することができる。</p> <p>既にわかっている場合、プロジェクトに参加する専門家の氏名を記載し、可能な場合は要請書別紙として簡潔な履歴書を送付すること。</p>
14.	<p>研修生／参加者のプロフィールを含む中心的ターゲット層（プロジェクトがこれらの人々の参加を予測している場合）</p>	<p>プロジェクトのターゲット層および受益者、その職業、機関または専門分野を示す。</p>
15.	<p>予算の内訳</p>	
	<p>a) 以下の表（米ドル）に、プロジェクトの個別要素の詳細な費用内訳を、可能な場合は単価を含んで記載し、様々な財源の間でこれらがどのように分担されるのかを示す。</p>	<p>表にすべてのプロジェクト関連費用の内訳を示し、様々なドナー（締約国、世界遺産基金その他）の間での費用分担も示す。</p>
	<p>(i) 組織</p>	<p>この欄の項目は、会場費、事務所費、事務補助、翻訳、同時通訳、視聴覚機器その他プロジェクトの実施を成功させるために必要な組織費を含むことができる。</p>
	<p>(ii) 人事およびコンサルタント業務</p>	<p>この欄の項目は、国際専門家、国内専門家、現地または国際コーディネーターその他プロジェクトの実施を成功させるた</p>

		めに必要な職員の費用を含むことができる。
	(iii) 旅費	この欄の項目は、プロジェクトの実施を成功させるために必要な国際または国内旅費を含むことができる。
	(iv) 日当	この欄の項目は、プロジェクトの実施を成功させるために必要な宿泊費、食費および付帯費用を含むことができる。
	(v) 機器	この欄の項目は、プロジェクトの実施を成功させるために必要な機器を含むことができる。
	(vi) 評価、報告および発表	この欄の項目は、評価、報告、編集およびレイアウト、印刷、配布の費用その他プロジェクトの実施を成功させるために必要な費用を含むことができる。
	(vii) 雑費	この欄の項目は、査証費その他プロジェクトの実施を成功させるために必要な少額の費用を含むことができる。
	b) 締約国その他の財源から資源が既に提供されているか否か、またはいつ提供される可能性が高いかを明示する。	資源がまだ提供されていない場合、プロジェクトの開始前に提供されるかを示す。
16.	締約国その他の機関からの現物出資	
	a) 国内機関	詳細に明示する。
	b) その他の二国間／多国籍組織、ドナー等	詳細に明示する。
17.	プロジェクトの実施を担当する機関	プロジェクトの実施を担当する者／機関のほか、その他の参加機関の名称、肩書、住所およびすべての連絡先を提供すること。 プロジェクトに対する締約国の立法上および行政上のコミットメントが得られるかを示すこと（作業指針の第239段落dを参照）。
18.	締約国を代表する署名	氏名 肩書 日付

19.	付属資料	この欄では、要請書に添付された付属資料の数および各付属資料の題名を記載する。
------------	-------------	--

5,000 米ドルを超える保全および管理に係る援助ならびに
準備援助の国際援助要請書の提出手順





国際援助要請の審査基準

国際援助要請を審査する際、諮問機関、世界遺産センターおよび関連する意思決定者（世界遺産委員会の議長、世界遺産委員会または世界遺産センターのセンター長）は以下の考察を行う。

これらの項目はチェックリストではなく、すべての項目がどの国際援助要請にも当てはまるのではない。むしろ、世界遺産基金を通じて利用できる限りある財政支援を適切に割り当てることに関してバランスの取れた判断を行うために、適切な項目は、併せて統合的に検討される。

A. 適格性

1. 締約国は、世界遺産基金への拠出金の支払いに未払いがあるか。
2. 要請は、締約国の授権組織／機関からのものか。

B. 優先的考察事項

3. 要請は、後開発途上国（LDC）、低所得国（LIE）、小島嶼開発途上国（SIDS）または紛争終結国の一覧表に記載された締約国からのものか。
4. 資産は、危機にさらされている世界遺産一覧表に記載されているか。
5. 要請は、世界遺産委員会の戦略的目標（信用性の確立、保存活動、能力の構築および意思の疎通）の1つまたは複数を促進するか。
6. 要請は、資産および／または地域レベルの定期的報告手順を通じて特定されたニーズに応えるか。
7. 要請は、地域または準地域の能力構築プログラムに関連しているか。
8. （求める援助の種別に拘わらず）活動における能力構築の側面はあるか。
9. 活動の教訓は、より大きな世界遺産制度に利益をもたらすか。

C. 活動案の具体的内容に関連する考察事項

10. 要請の目的は、明確に述べられており、達成可能か。
11. 成果を達成するために、実施の時間枠を含む明確な作業計画はあるか。その作業計画は合理的か。
12. 提案を実施する機関／組織は、これを行う能力があるか。また、継続中の契約で確認できる責任者はいるのか。
13. 利用が提案された専門家（国内または国際）は、要請されている業務を行う資格があるか。適切な関与期間を含む、彼らへの明確な委託条件はあるのか。
14. すべての関連当事者（例えば、利害関係者その他の機関等）の関与が提案で考慮されているか。

15. 技術的要件が明確に表現されており、合理的であるか。
16. 成功のための適切な指標を含む、成果の報告および継続的モニタリングの明確な計画があるか。
17. 活動が完了した後の適切なフォローアップについて、締約国のコミットメントがあるか。

D. 予算／財務上の考察事項

18. 全体的な予算は、実施が提案された作業について合理的であるか。
19. 予算は、十分に詳述されており、単価が合理的で、必要に応じて現地費用および／またはユネスコの基準・規則に則していることを確実にしているか。
20. 要請は、その他の資金提供の触媒（増加させるもの）としての機能を果たすか。（その他の財源（現金または現物のいずれか）は明確に特定されているか）。

E. 国際援助の特定種別の考察事項

a) 緊急援助要請

21. 要請の対象となる脅威または災害は、作業指針内の緊急の定義（予測されなかった現象）に適合しているか。
22. 介入案は、実施に関わる者にとって合理的に安全に行うことができるのか。
23. 介入は、資産の保護／保全に関する最も重要な課題に対応しているか。

b) 準備援助要請

推薦書類の準備に係る要請について

24. 資産は、締約国の暫定一覧表に記載されているか。
25. 締約国は、世界遺産一覧表に記載された資産を既に有しているか。有している場合、いくつ有しているのか。
26. 世界遺産一覧表への記載を提案した資産の種別は、世界遺産一覧表に記載されていないか、または十分代表されていないのか。
27. 管理計画の準備、比較分析、顕著な普遍的価値の言明、地図作成等の必要な要素に十分な注意が払われているか。
28. コミュニティの関与に十分留意しているか。

暫定一覧表の準備に係る要請について

29. 手順は、必要な利害関係者および見解をすべて含むように考案されているか。
30. 自然および文化遺産の専門家がいずれも関与することが提案されているか。
31. 締約国は、世界遺産条約の新締約国か。
32. 要請が暫定一覧表の整合化のためである場合、地域または準地域の必要な締約国の代表者がすべて関与しているか。

その他の種別の援助準備に係る要請について

33. 要請がその他の援助要請を準備するためである場合、最終的な要請の必要性は、十分に文書化されているか。

c) 保全および管理に係る援助要請保全作業または管理計画の準備に係る要請について

34. 資産は世界遺産一覧表に記載されているか。
35. 提案されている作業は、資産の保護または安全防護のために優先されるか。
36. 提案されている作業は、最善慣行に適合するか。

研修活動に係る要請について

37. *世界遺産条約*の履行に明確に関連しているか。
38. 世界遺産で行われるか。または世界遺産の訪問／事例研究を含むのか。
39. 世界遺産の保全を担当する者を研修生またはリソースパーソンとして含むのか。
40. 明確に定義された研修ニーズに対応しているか。
41. 研修方法は、学習目標が達成されることを確実にするために適切であるか。
42. 現地および／または地域の研修機関を強化するか。
43. 現地での実際的な適用に関連しているか。
44. 成果および関連研修資料を世界遺産制度のその他の組織に拡散するための規定はあるか。

科学的研究に関する要請について

45. 主題が世界遺産のより優れた保護および安全防護にとって優先的な性質のものであることを証明できるか。
46. 成果が具体的であり、世界遺産制度内で幅広く適用できることを証明できるか。

教育または啓蒙活動に係る要請について

47. ターゲット層の間で*世界遺産条約*をより周知させるか、その関心をより強くすることを助けるか。
48. *世界遺産条約*の履行に関する様々な課題の認識をより高めるか。
49. *世界遺産条約*関連の活動への関与をより促進するか。
50. 特に学童の間で、経験を交換する手段となったり、共同の教育および情報プログラムを促進したりするか。
51. ターゲット層が使用するために*世界遺産条約*を推進する適切な啓蒙資料を作成するか。



顕著な普遍的価値の言明

顕著な普遍的価値の言明および顕著な普遍的価値の遡及的言明の書式

顕著な普遍的価値の遡及的言明は、英語またはフランス語で提出すること。電子版（Word または pdf 形式）も提出する必要がある。

顕著な普遍的価値の言明は、次の書式（A4 で最大 2 ページ）に従うこと。

- a) 資産の概要
- b) 登録基準の説明
- c) 完全性の言明（すべての資産対象）
- d) 真正性の言明（登録基準(i)-(vi)を有する資産対象）
- e) 保護管理の要件

提出期限

委員会の承認が求められる前年の 2 月 1 日²⁷

²⁷ 2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。



世界遺産資産の範囲等の変更

世界遺産の境界の軽微な変更

境界変更は、世界遺産を特定しやすくし、その顕著な普遍的価値の保護を強化すること。

関係締約国が提出した軽微な境界変更案は、関連する諮問機関によるレビューおよび世界遺産委員会による承認を受ける。

軽微な境界変更案は、世界遺産委員会が承認、非承認または照会することができる。

要求される資料

- 1) **資産の面積（ヘクタール）**：a) 記載された資産の面積、b) 変更を提案する資産の面積（または提案する緩衝地帯の面積）を示すこと。（減少は、例外的な状況下でのみ軽微な変更と考えられることに留意すること。）
- 2) **変更内容**：資産の境界変更案の書面による説明（または緩衝地帯案の書面による説明）を提出すること。
- 3) **変更の価値証明**：資産の境界が変更されるべき理由（または緩衝地帯が必要な理由）の概要を、当該変更が資産の保全および／または保護をどのように向上するのかに特に重点を置いて提供すること。
- 4) **顕著な普遍的価値の維持への寄与**：変更案（または緩衝地帯案）が資産の顕著な普遍的価値の維持にどのように寄与するのかを示すこと。
- 5) **法的保護に対する影響**：変更案が資産の法的保護に与える影響を示すこと。追加の提案または緩衝地帯の設定の場合、追加される地域に実施される法的保護に関する情報および関連法令のコピーを提供すること。
- 6) **管理の取決めに対する影響**：変更案が資産の管理の取決めに与える影響を示すこと。追加の提案または緩衝地帯の設定の場合、追加される地域で実施される管理の取決めに関する情報を提供すること。
- 7) **地図**：資産の境界線（当初および改正案）をいずれも明確に示すものと、改正案のみを示すものの2つの地図を提出すること。緩衝地帯を設定する場合、記載された資産と提案された緩衝地帯の両方を示す地図を提出すること。

地図が以下であることを確実にすること。

- 地形図または地籍図のいずれかである。
- ヘクタールでの資産の大きさに適切な縮尺で表しており、現在の境界および変更案の詳細を明確に示すのに十分（かつ、いかなる場合も入手可能な最大の大きさで実用的な縮尺）である。
- 英語またはフランス語で表題および凡例／マーカーが記載されている（可能でない場合は翻訳を添付すること）。

- 地図上のその他の地形と区別できる、はっきりと見える線により資産の境界（現在および改正案）を明記している。
- 明確なラベルが付いた座標格子（または座標の印）がある。
- 世界遺産の境界（および該当する場合は世界遺産の緩衝地帯）を（表題および凡例において）明確に述べている。世界遺産の境界をその他の保護地区の境界と明確に区別すること。

8) **追加情報**：追加を提案する場合、重要な価値および真正性／完全性の状態に関する情報を提供する、追加される地域の一定の写真を提出すること。

テーマ別の地図（例：植生図）、追加される地域の価値に関する科学的情報の概要（例：種一覧表）および裏付ける書誌など、その他の関連資料を提出することができる。

上記資料は、英語またはフランス語で、2通の同一コピー（複合資産の場合は3通）を提出すること。電子版（jpg、tif、pdf等の形式の地図）も提出すること。

期日

委員会の承認を要請する年の2月1日²⁸

²⁸ 2月1日が週末に当たる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT17:00 までに受理されなければならない。



諮問機関による評価に関する
事実誤認提出様式

(作業指針の第 150 段落に則して)

締約国：

遺跡の推薦審査：

関連する諮問機関による審査²⁹：

諮問機関の 審査書のペ ージ、欄、 行	事実誤認を含む文 (事実誤認は太字で強調す ること。)	締約国による訂正案	諮問機関および/また は世界遺産センターの コメント (ある場合)

- 事実誤認提出様式および当該様式の記入見本は、ユネスコ世界遺産センターおよび <https://whc.unesco.org/en/factualerrors> で入手することができる。
- 事実誤認の提出に関する更なる手引きは、作業指針の第 150 段落で確認することができる。
- 締約国は、電子書式または wh-nominations@unesco.org への Eメールにより、この情報を直ちに提出するよう求められる。

英語またはフランス語で記載された事実誤認提出様式の署名された原本は、委員会のセッションが開始する 14 日前までにユネスコ世界遺産センターによって次の住所で受理されること。7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France

²⁹ 複合遺跡の推薦について、いずれの諮問機関の審査にも誤認がある場合、諮問機関ごとに個別の書式を提出し、それぞれがどの諮問機関の審査に言及しているのかを示すこと。



締約国による保全状況報告書の 提出様式

(作業指針の第 169 段落に則して)

世界遺産の名称 (締約国) (識別番号)

1. 報告書のエグゼクティブサマリー

[注：以下に記述した各項目を要約すること。エグゼクティブサマリーは最長で1ページとする。]

2. 世界遺産委員会の決定に対する対応

[注：締約国は、段落ごとに、この資産に関する世界遺産委員会の直近の決定に対処することを要請される。]

危機にさらされている世界遺産一覧表に資産が記載されている場合、

以下に関する詳細な情報も提供すること。

a) 世界遺産委員会が採択した是正措置の実施において達成した進歩

[注：各是正措置に個別に対処し、正確な日付、数字等を含む事実情報を提供すること。]

必要な場合、特定された各是正措置を実施する際の成功要因または困難を記述すること。

b) 是正措置を実施する時間枠は適当であるか。適当でない場合、代替時間枠を提案し、なぜこの代替時間枠が必要かを説明すること。

c) 危機にさらされている世界遺産一覧表 (DSOCR) から資産を削除するために望ましい保全状況に向けて達成した進歩

3. 締約国が特定したその他の現在の保全問題であって、資産の顕著な普遍的価値に影響を与えるもの

[注：これは、世界遺産委員会の決定または世界遺産センターからの情報請求で述べられていない保全問題を含む。]

4. 作業指針の第 172 段落に従って、資産、緩衝地帯および/または通路その他の地域内で予定された主な復元、改変および/または新しい建設の可能性を、当該開発が真正性および完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える場合は記述する。

5. 保全状況報告書への一般大衆の閲覧権

[注：この報告書は、一般大衆による閲覧用に世界遺産センターの保全状況情報システム (<https://whc.unesco.org/en/soc>) にアップロードされる。報告書全体がアップロードされないことを締約国が求める場合、上記(1)に規定した1ページのエグゼクティブサマリーのみが一般大衆による閲覧用にアップロードされる。]

6. 授権者の署名



世界遺産エンブレム の用途表

この表は、世界遺産条約の作業指針の第 VIII 章と、ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令（決議 34C/86）に基づいて作成された。

作業指針の第 VIII 章による世界遺産エンブレムの使用に関する権限および権限の委任に関するリマインダー：

第 262 段落：

「世界遺産委員会は、世界遺産エンブレムの用途の決定及び使用方法に関する政策決定を行う。」

第 276 段落：

「国内機関は、当該事業（国内事業、国際事業）が自国の領域内に存在する世界遺産資産に限られる場合、エンブレムの使用を国内の個人・団体に許可を与えることができる。但し、国内機関の決定は、「指針及び原則」に準拠して行われること。」

第 278 段落：

「その他のエンブレムの使用承認申請については、「指針及び原則」に準拠したエンブレムの使用を許可する権限を有する世界遺産センター長宛てに送付すること。」

「指針及び原則」及び「用途表」にないケースもしくは十分カバーされていないケースについては、センター長は委員会議長に照会することができる。さらに、委員会議長は、最も困難なケースにおいては、最終決定を委員会に照会することができる。」

（ユネスコのロゴを添えた）一体的なロゴとエンブレムの単独の使用に関するリマインダー：

第 262 段落：

「2007 年 10 月にユネスコ総会において「ユネスコの名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令」が採択されて以来、世界遺産エンブレムを使用する場合は、できる限り、ユネスコのロゴを添えた一体的ロゴとすることが強く推奨されている。現行ガイドライン及び「用途表」（付属資料 14）に則って、本エンブレムを単独で使用することも引き続き可能である。」

グラフィック憲章に関するリマインダー：

ユネスコのロゴのグラフィック憲章は以下で入手可能
<http://www.unesco.org/new/en/name-and-logo/graphics/>

作業指針の第 VIII 章の前文によると、世界遺産エンブレム単独の場合は、任意の色またはサイズで使用できる。

ロゴは、承認機関によって（次の表に詳細が示されているように）デジタル形式で提供され、ユーザーが変更することはできない。

製造前に検証のために、予定しているレイアウト案を承認機関に提出することが義務付けられている。

商業利用の定義：

ユネスコの名称、略称、ロゴ、および/またはインターネットドメイン名を伴った世界遺産エンブレムを冠した製品やサービスを主に利益を得るために販売することは、本作業指針では「商業利用」をみなす。そのような利用については、具体的な契約合意（2007年ユネスコロゴ指令、第3条 2.1.3 から採用された定義）によって、事務局長から明確な許可を受けなければならない。

世界遺産センター

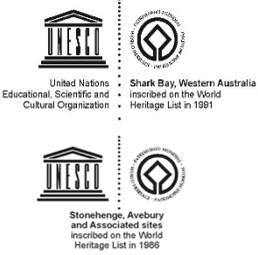
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産センター (WHC) (国際コンテンツ用)	WHC が使用できるロゴの種類	WHC によるロゴ使用の承認機関	WHC が承認可能なロゴの使用者	WHC が承認可能なロゴの種類	WHC が利用および/または承認するロゴ
1) 出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 作業文書 5) 特別なイベントのためのコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 6) 文具	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ	法定使用	委員会を主催する締約国	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage Convention</p>
1) 出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 作業文書 5) 特別なイベントのためのコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 6) 文具	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ	法定使用			 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage Centre</p>

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産センター (WHC) (続き)	WHC が使用できるロゴの種類	WHC によるロゴ使用の承認機関	WHC が承認可能なロゴの使用者	WHC が承認可能なロゴの種類	WHC が利用および/または承認するロゴ
1) 出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベントのためのコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 5) 文具	世界遺産エンブレム	法定使用	1) 世界遺産サイトの管理機関 2) 委員会を主催する締約国	世界遺産エンブレム	
委員会会合	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ+第〇回委員会 (XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session)	法定使用	委員会を主催する締約国	ユネスコ/世界遺産条約のロゴ+第〇回委員会 (XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session)	
外部機関 (民間および公的セクター) とのパートナーシップ	ユネスコ/世界遺産条約のロゴと「With the support of」「In cooperation with」または「In partnership with」のテキスト	法定使用	契約上の取り決めの枠組みにおける事業体	ユネスコ/世界遺産条約のロゴと「With the support of」「In cooperation with」または「In partnership with」のテキスト	
	ユネスコ/世界遺産センターまたは条約ロゴ+パートナーの logo および/またはテキスト			ユネスコ/世界遺産センターまたは条約ロゴ+パートナーの logo および/またはテキスト	

国内委員会または国内機関

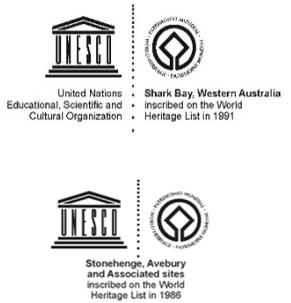
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1. 国内委員会（国内コンテンツ用）	国内委員会が使用できるロゴの種類	国内委員会によるロゴ使用の承認機関	国内委員会が承認可能なロゴの使用者	国内委員会が承認可能なロゴの種類	国内委員会が利用および/または承認するロゴ
1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) Tシャツ、バッグ、傘などのコミュニケーション製品（非商品化、特別なイベントのために例外的に） 5) 文具	ユネスコ/世界遺産ロゴと「World Heritage in... [国名]」のテキスト	法定使用	地方政府機関およびサイト管理機関	ユネスコ/世界遺産ロゴと「World Heritage in... [国名]」のテキスト	

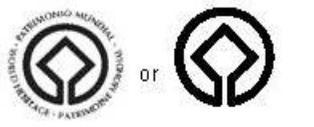
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1. 国内委員会（続き）	国内委員会が使用できる ロゴの種類	国内委員会によるロゴ 使用の承認機関	国内委員会が承認可能な ロゴの使用者	国内委員会が承認可能 なロゴの種類	国内委員会が利用および/または 承認するロゴ
1) スペースに限りがある場合のウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 2) グラフィック要素として、またはスペースに限りがある場合のコミュニケーション製品 3) 文具 4) 作業指針に準拠するその他の該当ケース	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産サイトの管理機関	世界遺産エンブレム	

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1. 国内委員会（続き）	国内委員会が使用できる ロゴの種類	国内委員会によるロゴ 使用の承認機関	国内委員会が承認可能な ロゴの使用者	国内委員会が承認可能な ロゴの種類	国内委員会が利用および/または 承認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に 応じたロゴの選択可：ユ ネスコ/世界遺産ロゴ (ロゴ全体、または下に サイト名を付けて簡略 化)	法定使用	世界遺産サイトの管理機 関	ユネスコ/世界遺産ロゴ (ロゴ全体、または下 にサイト名を付けて簡 略化)	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>Shark Bay, Western Australia inscribed on the World Heritage List in 1991</p> <p>Stonehenge, Avebury and Associated sites inscribed on the World Heritage List in 1986</p> <p>サイト名の下テキストはオプション。 「inscribed on the World Heritage List in」を「World Heritage since」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産サイトの管理機 関	世界遺産エンブレム	
商業利用	ユネスコ/世界遺産ロゴ と「World Heritage in... [国名]」のテキスト	ユネスコ事務局長			 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage in Switzerland</p>
	世界遺産エンブレム	法定使用	国内事業者	世界遺産エンブレム	

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
1. 国内委員会（続き）	国内委員会が使用できる ロゴの種類	国内委員会によるロゴ 使用の承認機関	国内委員会が承認可能な ロゴの使用者	国内委員会が承認可能な ロゴの種類	国内委員会が利用および/または 承認するロゴ
委員会会合	ユネスコ/世界遺産条約 のロゴ+第〇回委員会 (XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session)	世界遺産センター	主催機関 (Organizing authority)	ユネスコ/世界遺産条約 のロゴ+第〇回委員会 (XXth/st/rd/nd World Heritage Committee session)	
世界遺産に関連する1回 限りのイベントへの支援 (例：国または地方レベ ルでの会議、出版物、ま たは視聴覚資料制作活 動)			主催事業者	ユネスコ/世界遺産条約 のロゴと「Under the patronage of the National Commission of xxx for UNESCO」のテキスト	
国家機関との世界遺産関 連のパートナーシップ			国家委員会とのパートナ ーシップを確立した国内 機関	ユネスコ/世界遺産条約 のロゴと「With the support of the xxx National Commission for UNESCO」「In cooperation with the xxx National Commission for UNESCO」または「In partnership with the xxx National Commission for UNESCO」のテキスト	

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2. 指定された国内機関 (国内コンテンツ用)	国内機関が使用できるロ ゴの種類	国内機関によるロゴ使 用の承認機関	国内機関が承認可能なロ ゴの使用者	国内機関が承認可能な ロゴの種類	国内機関が利用および/または承 認するロゴ
1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション 資料 3) ウェブサイト、ソー シャルメディア、ア プリアなど 4) 特別なイベントのた めの非商品化のコミ ュニケーション製品 (Tシャツ、バッ グ、傘など) 5) 文具	ユネスコ/世界遺産ロゴ と「World Heritage in... [国名]」のテキスト	国内委員会または世界 遺産センター			 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>World Heritage in Switzerland</p>
1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション 資料 3) スペースに限りがあ る場合のウェブサイト、ソーシャルメデ ィア、アプリなど 4) 特別なイベントのた めの非商品化のコミ ュニケーション製品 (Tシャツ、バッ グ、傘など) 5) 文具	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産サイトの管理機 関	世界遺産エンブレム	

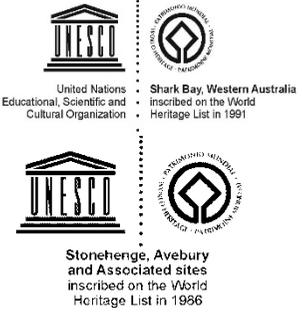
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2. 指定された国内機関 (続き)	国内機関が使用できるロ ゴの種類	国内機関によるロゴ使 用の承認機関	国内機関が承認可能なロ ゴの使用者	国内機関が承認可能な ロゴの種類	国内機関が利用および/または承 認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に 応じたロゴの選択可：ユ ネスコ/世界遺産ロゴ (ロゴ全体、または下に サイト名を付けて簡略 化)	国内委員会または世界 遺産センター	世界遺産サイトの管理機 関	ユネスコ/世界遺産ロゴ (ロゴ全体、または下 にサイト名を付けて簡 略化)	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>Shark Bay, Western Australia inscribed on the World Heritage List in 1991</p> <p>UNESCO</p> <p>Stonehenge, Avebury and Associated sites inscribed on the World Heritage List in 1986</p> <p>サイト名の下のテキストはオブ ション。 「inscribed on the World Heritage List in」を「World Heritage since」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	法定使用	世界遺産サイトの管理機 関	世界遺産エンブレム	 <p>OR</p>

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
2. 指定された国内機関 (続き)	国内機関が使用できるロ ゴの種類	国内機関によるロゴ使 用の承認機関	国内機関が承認可能なロ ゴの使用者	国内機関が承認可能な ロゴの種類	国内機関が利用および/または承 認するロゴ
商業利用	ユネスコ/世界遺産ロゴ と「World Heritage in... [国名]」のテキスト	ユネスコ事務局長	/	/	
	世界遺産エンブレム	法定使用	/	/	

世界遺産サイトの管理機関

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
	世界遺産サイトが使用できるロゴの種類	世界遺産サイトによるロゴ使用の承認機関	世界遺産サイトが承認可能なロゴの使用者	世界遺産サイトが承認可能なロゴの種類	世界遺産サイトが利用および/または承認するロゴ
世界遺産サイトの管理機関（サイト関連コンテンツ用） 1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベントのための非商品化のコミュニケーション製品（Tシャツ、バッグ、傘など） 5) 文具 6) プレート、旗、バナー	ユネスコ/世界遺産サイト特定のロゴ	国内委員会または世界遺産センター	/	/	 <p>「inscribed on the World Heritage List in」を「World Heritage since」に置き換え可。</p>

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産サイトの管理機関 (続き)	世界遺産サイトが使用できるロゴの種類	世界遺産サイトによるロゴ使用の承認機関	世界遺産サイトが承認可能なロゴの使用者	世界遺産サイトが承認可能なロゴの種類	世界遺産サイトが利用および/または承認するロゴ
1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション資料 3) スペースに限りがある場合のウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベントのための非商品化のコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 5) プレート、旗、バナー	世界遺産エンブレム	国内委員会、国内機関または世界遺産センター	/	/	

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産サイトの管理機関（続き）	世界遺産サイトが使用できるロゴの種類	世界遺産サイトによるロゴ使用の承認機関	世界遺産サイトが承認可能なロゴの使用者	世界遺産サイトが承認可能なロゴの種類	世界遺産サイトが利用および/または承認するロゴ
道路標識、高速道路標識	標識の種類と設置場所に応じたロゴの選択可：ユネスコ/世界遺産ロゴ （ロゴ全体、または下にサイト名を付けて簡略化）	国内委員会または世界遺産センター	/	/	 <p>United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization</p> <p>Shark Bay, Western Australia inscribed on the World Heritage List in 1991</p> <p>Stonehenge, Avebury and Associated sites inscribed on the World Heritage List in 1986</p> <p>サイト名の下のテキストはオプション。 「inscribed on the World Heritage List in」を「World Heritage since」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	国内委員会または世界遺産センター			/

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産サイトの管理機関（続き）	世界遺産サイトが使用できるロゴの種類	世界遺産サイトによるロゴ使用の承認機関	世界遺産サイトが承認可能なロゴの使用者	世界遺産サイトが承認可能なロゴの種類	世界遺産サイトが利用および/または承認するロゴ
商業利用	ユネスコ/世界遺産サイト特定のロゴ	ユネスコ事務局長	/	/	 <p>「inscribed on the World Heritage List in」を「World Heritage since」に置き換え可。</p>
	世界遺産エンブレム	国内委員会			/

特定のケース：関連のある資産群、またはいくつかの/さまざまな要素/モニュメント/場所を含む非常に大規模なサイト					
使用と目的	使用		承認		グラフィック図
世界遺産サイトの管理機関（続き）	世界遺産サイトが使用できるロゴの種類	世界遺産サイトによるロゴ使用の承認機関	世界遺産サイトが承認可能なロゴの使用者	世界遺産サイトが承認可能なロゴの種類	世界遺産サイトが利用および/または承認するロゴ
1) 非商業的な出版物 2) コミュニケーション資料 3) ウェブサイト、ソーシャルメディア、アプリなど 4) 特別なイベントのための非商品化のコミュニケーション製品 (Tシャツ、バッグ、傘など) 5) 文具 6) プレート、旗、バナー	ユネスコ/世界遺産サイト特定のロゴ。ロゴの前に「Xxxx [要素/モニュメント/場所の名前] part of (Xxxxの一部)」と記載。	国内機関または世界遺産センター	/	/	Xxxx part of  United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Route of Santiago de Compostela inscribed on the World Heritage List in 1993

世界遺産の諮問機関

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
諮問機関	諮問機関が使用できる ロゴの種類	諮問機関によるロゴ使 用の承認機関	諮問機関が承認可能な ロゴの使用者	諮問機関が承認可能な ロゴの種類	諮問機関が利用するロゴ
1) 非商業的な出版物 2) 非商業的なコミュニ ケーション資料 3) ウェブサイト 4) 非商業的な文具	ユネスコ/世界遺産条約 ロゴ	世界遺産センター	/	/	
1) 出版物 2) コミュニケーション 資料 3) ウェブサイト 4) 文具	世界遺産エンブレム	世界遺産センター	/	/	

後援・賛助 (PATRONAGE)

使用と目的	使用		承認		グラフィック図
後援・賛助	/	/	ユネスコ事務局長が承認可能なロゴの使用者	ユネスコ事務局長が承認可能なロゴの種類	承認するロゴ
1 回限りの活動 (会議、展示会、フェスティバル、出版物、または視聴覚作品)			主催機関	ユネスコ/世界遺産ロゴと「Under the patronage of」のテキスト	



アップストリームプロセス 要請書

1. 締約国

2. 世界遺産センターまたは諮問機関から要請されたアドバイスの対象 (該当するボックスにチェック)

暫定一覧表の作成、改訂、調整

将来の推薦 – 該当する場合は資産名

3. サイトの概要 (該当する場合は、サイトの事実に関する情報と質についての概要)

4. アップストリームプロセスの実施のために予想される時間枠

5. サイト訪問の必要性 Yes No

6. 要請を実施するための資金の利用可能性

(アップストリームプロセス要請の実施に関連するコストをどのようにカバーするつもりかを示すこと。また、資格がある場合は、世界遺産基金からの支援を申請する予定であるか (国際援助メカニズムまたは諮問ミッションの予算)、別の資金源からの支援を申請する予定かどうかを示すこと。)

7. 提供したい追加情報

8. 責任機関の連絡先 (名前、肩書、e-mail、電話番号)

9. 締約国代表の署名

アップストリームプロセス要請書の署名済み原本は、英語またはフランス語で次の宛先に送信すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Telephone: +33 (0)1 45 68 11 36

E-mail: wh-upstream@unesco.org

世界遺産の参考文献

世界遺産センター文書のデータベース

<https://whc.unesco.org/en/documents/>

ユネスコ世界遺産センターのオンラインで検索可能な文書コレクション「公式記録」により、世界遺産委員会および条約の締約国会議の報告に含まれる情報の検索が可能である。

基本文書

UNESCO. 1972. *Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage*. (World Heritage Convention).

<https://whc.unesco.org/en/conventiontext>

UNESCO General Assembly of States Parties to the Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. 2014. *Rules of Procedure*. WHC-14/GA/1 Rev. 4 (as of 14 November 2014)

<https://whc.unesco.org/en/ga/>

UNESCO Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. 1995. *Financial Regulations for the World Heritage Fund*, Paris. (WHC/7, August 1995).

<https://whc.unesco.org/en/financialregulations/>

UNESCO Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. 2013. *Rules of Procedure*, WHC-2013/5

<https://whc.unesco.org/en/committee>

UNESCO World Heritage Centre. 2017. *Basic Texts of the 1972 World Heritage Convention* (2017 Edition). Paris, UNESCO.

<https://whc.unesco.org/en/basictexts/>

UNESCO World Heritage Centre. *Properties inscribed on the World Heritage List*.

<https://whc.unesco.org/en/list>

UNESCO World Heritage Centre. *Tentative Lists*.

<https://whc.unesco.org/en/tentativelists/>

戦略文書

UNESCO World Heritage Committee. 1992. *Strategic Orientations*. in Annex II of the Report of the 16th session of the World Heritage Committee (Santa Fe, 1992) (WHC-92/CONF.002/12).

<https://whc.unesco.org/en/documents/940>

UNESCO World Heritage Committee. 1994. *Report of the Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List* (20-22 June 1994) (WHC-94/CONF.003/INF.6)

<https://whc.unesco.org/archive/global94.htm>

UNESCO World Heritage Committee. 1994. *Nara Document on Authenticity*.

<https://whc.unesco.org/archive/nara94.htm>

UNESCO World Heritage Committee. 1996. *Report of the Expert Meeting on Evaluation of General Principles and Criteria for Nominations of Natural World Heritage sites*. (WHC-96/CONF.202/INF.9).

<https://whc.unesco.org/archive/1996/whc-96-conf202-inf9e.htm>

UNESCO World Heritage Committee. 2001. Global Training Strategy for World Cultural and Natural Heritage, adopted by the World Heritage Committee at its 25th session (Annex X of WHC-

01/CONF.208/24)- Update of the Global Training Strategy (Doc WHC-09/33.COM/10B).
<https://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-24e.pdf>
<https://whc.unesco.org/archive/2009/whc09-33com-10Be.pdf> - See update in 2011

UNESCO World Heritage Committee. 2002. *Budapest Declaration on World Heritage*. (Doc WHC-02/CONF.202/5).
<https://whc.unesco.org/en/decisions/1217/> - See update in 2007. *The “fifth C” for “Communities”*.

UNESCO World Heritage Committee. 2004. *Evaluation of the Global Strategy for a representative, balanced and credible World Heritage List (1994-2004)*. (Doc WHC-04/28.COM/13)
<https://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13e.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2005. *Vienna Memorandum on World Heritage and Contemporary Architecture – Managing the Historic Urban Landscape*. (Doc WHC-05/15.GA/INF.7).
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-15ga-inf7e.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2007. *Strategy for Reducing Risks from Disasters at World Heritage Properties*. (Doc WHC-07/31.COM/7.2)
<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-72e.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2007. *The “fifth C” for “Communities”*. (Doc WHC-07/31.COM/13B).
<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-13be.pdf>

UNESCO World Heritage Centre. 2008. *Policy Document on the Impacts of Climate Change on World Heritage Properties*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-397-2.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2010. *Reflection on the Trends of the State of Conservation*. (Doc WHC-10/34.COM/7C).
<https://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-7Ce.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2011. *Presentation and adoption of the World Heritage strategy for capacity building*. (Doc WHC-11/35.COM/9B).
<https://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

UNESCO World Heritage Committee. 2013. *Revised Partnerships for Conservation (PACT) Initiative Strategy*. (Doc WHC-13/37.COM/5D).
<https://whc.unesco.org/archive/2013/whc13-37com-5D-en.pdf>

UNESCO General Assembly of States Parties to the Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. 2015. *World Heritage and Sustainable Development*. Resolution 20 GA 13. (Doc WHC-15/20.GA/15).
<https://whc.unesco.org/archive/2015/whc15-20ga-13-en.pdf>

世界遺産テーマ別プログラム

World Heritage Cities Programme. 2001.
<https://whc.unesco.org/archive/2001/whc-01-conf208-19e.pdf>

World Heritage Sustainable Tourism Programme. 2012.
<https://whc.unesco.org/archive/2012/whc12-36com-5E-en.pdf>

Small Island Developing States Programme. 2005.
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf> p14

World Heritage Marine Programme. 2005.
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf>. p16

Thematic Initiative on Astronomy and World Heritage. 2005.
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-05e.pdf>. p18

Initiative on Heritage of Religious Interest. 2011.
<https://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-5Ae.pdf>

World Heritage Earthen Architecture Programme (WHEAP). 2007.
<https://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-21Ce.pdf>

世界遺産リソースマニュアル

<https://whc.unesco.org/en/resourcemanuals/>

UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2010. *Managing Disaster Risks for World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/managing-disaster-risks/>

UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2011. *Preparing World Heritage Nominations*. (Second edition). Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/preparing-world-heritage-nominations/>

UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2012. *Managing Natural World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/managing-natural-world-heritage/>

UNESCO, ICCROM, ICOMOS and IUCN. 2013. *Managing Cultural World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/managing-cultural-world-heritage/>

世界遺産レビュー

<https://whc.unesco.org/en/review/>

World Heritage is a quarterly review produced in English, French and Spanish by the UNESCO World Heritage Centre, featuring in-depth articles on world heritage-related issues and inscribed sites. 93 issues published since 1996.

世界遺産ペーパーシリーズ

<https://whc.unesco.org/en/series/>

UNESCO World Heritage Centre. 2002. *Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Manual 1.)
<https://whc.unesco.org/en/series/1/>

UNESCO World Heritage Centre. 2002. *Investing in World Heritage: past achievements, future ambitions*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 2.)
<https://whc.unesco.org/en/series/2/>

UNESCO World Heritage Centre. 2003. *Periodic Report Africa*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 3.)
<https://whc.unesco.org/en/series/3/>

- Hillary, A., Kokkonen, M. and Max, L. (eds). 2003. *Proceedings of the World Heritage Marine Biodiversity Workshop*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 4.)
<https://whc.unesco.org/en/series/4/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2003. *Identification and Documentation of Modern Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 5.)
<https://whc.unesco.org/en/series/5/>
- Fowler, P. J., (ed.), *World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 6.)
<https://whc.unesco.org/en/series/6/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2003. *Cultural Landscapes: the Challenges of Conservation*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 7.)
<https://whc.unesco.org/en/series/7/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2003. *Mobilizing Young People for World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 8.)
<https://whc.unesco.org/en/series/8/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2004. *Partnerships for World Heritage Cities: Culture as a Vector for Sustainable Urban Development*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 9.)
<https://whc.unesco.org/en/series/9/>
- Stovel, H. (ed). 2004. *Monitoring World Heritage*, Paris, UNESCO, World Heritage Centre. (World Heritage Papers 10.)
<https://whc.unesco.org/en/series/10/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2004. *Periodic Report and Regional Programme Arab States 2000-2003*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 11.)
<https://whc.unesco.org/en/series/11/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2004. *The State of World Heritage in the Asia-Pacific Region 2003*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 12.)
<https://whc.unesco.org/en/series/12/>
- de Merode, E., Smeets, R. and Westrik, C. 2004. *Linking Universal and Local Values: Managing a Sustainable Future for World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 13.)
<https://whc.unesco.org/en/series/13/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2005. *Caribbean Archaeology and World Heritage Convention*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 14.)
<https://whc.unesco.org/en/series/14/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2005. *Caribbean Wooden Treasures*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 15.)
<https://whc.unesco.org/en/series/15/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2005. *World Heritage at the Vth IUCN World Parks Congress*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 16.)
<https://whc.unesco.org/en/series/16/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2005. *Promoting and Preserving Congolese Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 17.)
<https://whc.unesco.org/en/series/17/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2006. *Periodic Report 2004- Latin America and the Caribbean*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 18.)
<https://whc.unesco.org/en/series/18/>

- UNESCO World Heritage Centre. 2006. *American Fortifications and the World Heritage Convention*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 19.)
<https://whc.unesco.org/en/series/19/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2006. *Periodic Report and Action Plan, Europe 2005-2006*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 20.)
<https://whc.unesco.org/en/series/20/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2007. *World Heritage Forests - Leveraging Conservation at the Landscape Level*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 21.)
<https://whc.unesco.org/en/series/21/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2007. *Climate Change and World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Reports 22.)
<https://whc.unesco.org/en/series/22/>
- Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008. *Enhancing our Heritage Toolkit. Assessing management effectiveness of Natural World Heritage sites*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 23.)
<https://whc.unesco.org/en/series/23/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2008. *Rock Art in the Caribbean*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 24.)
<https://whc.unesco.org/en/series/24/>
- Martin, O. and Piatti, G. (eds). 2009. *World Heritage and Buffer Zones, International Expert Meeting on World Heritage and Buffer Zones*, Davos, Switzerland, 11–14 March 2008. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 25.)
<https://whc.unesco.org/en/series/25/>
- Mitchell, N., Rössler, M. and Tricaud, P-M. (authors/eds). 2009. *World Heritage Cultural Landscapes: A handbook for Conservation and Management*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 26.)
<https://whc.unesco.org/en/series/26/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2010. *Managing Historic Cities*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 27.)
<https://whc.unesco.org/en/series/27/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2011. *Navigating the Future of Marine World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 28.)
<https://whc.unesco.org/en/series/28/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2011. *Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments (HEADS)*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 29.)
<https://whc.unesco.org/en/series/29/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2011. *Adapting to Change: the State of Conservation of World Heritage Forests in 2011*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 30.)
<https://whc.unesco.org/en/series/30/>
- Albert, M.-T., Richon, M., Viñals, M.J. and Witcomb, A. (eds). 2012. *Community development through World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 31.)
<https://whc.unesco.org/en/series/31/>
- Church, J., Gabrié, C., Macharia, D., Obura, D. 2012. *Assessing Marine World Heritage from an Ecosystem Perspective*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 32.)
<https://whc.unesco.org/en/series/32/>

- UNESCO World Heritage Centre. 2012. *HEADS 2: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Africa*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 33.)
<https://whc.unesco.org/en/series/33/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2012. *World Heritage in a Sea of Islands - Pacific 2009 Programme*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 34.)
<https://whc.unesco.org/en/series/34/>
- Dingwall, P., Kawakami, K., Weise, K. 2012. *Understanding World Heritage in Asia and the Pacific - The Second Cycle of Periodic Reporting 2010-2012*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 35.)
<https://whc.unesco.org/en/series/35/>
- Joffroy, T., Eloundou, L. (eds.). 2013. *Earthen Architecture in Today's World*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 36.)
<https://whc.unesco.org/en/series/36/>
- Falzon, C., Perry, J. 2014. *Climate Change Adaptation for Natural World Heritage Sites*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 37.)
<https://whc.unesco.org/en/series/37/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2014. *Safeguarding Precious Resources for Island Communities*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 38.)
<https://whc.unesco.org/en/series/38/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2014. *HEADS 3: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Asia*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 39.)
<https://whc.unesco.org/en/series/39/>
- Brown, J., Hay-Edie, T. 2014. *Engaging Local Communities in Stewardship of World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre. (World Heritage Papers 40.)
<https://whc.unesco.org/en/series/40/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2015. *HEADS 4: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in Eurasia*. Paris, UNESCO World Heritage Centre (World Heritage Papers 41)
<https://whc.unesco.org/en/series/41/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2015. *HEADS 5: Human Origin Sites and the World Heritage Convention in the Americas*. Paris, UNESCO World Heritage Centre (World Heritage Papers 42)
<https://whc.unesco.org/en/series/42/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2016. *Understanding World Heritage in Europe and North America Final Report on the Second Cycle of Periodic Reporting, 2012-2015*, Paris, UNESCO World Heritage Centre (World Heritage Papers 43)
<https://whc.unesco.org/en/series/43/>
- Freestone, J., Laffoley, D., Douvère, F., Badman, T. 2016. *World Heritage in the High Seas: An Idea Whose Time Has Come*. Paris, UNESCO World Heritage Centre (World Heritage Papers 44)
<https://whc.unesco.org/en/series/44/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2016. *The Future of the World Heritage Convention for Marine Conservation. Celebrating 10 years of the World Heritage Marine Programme*. Paris, UNESCO World Heritage Centre (World Heritage Papers 45)
<https://whc.unesco.org/en/series/45/>

一般のおよびテーマ別の文献

- Badman, T., Bomhard, B. and Dingwall, P. 2008. *World Heritage Nominations for Natural Properties: A Resource Manual for Practitioners*. Gland, Switzerland, IUCN.
<http://cmsdata.iucn.org/downloads/whmanagement.pdf>
- Batisse, M., Bolla, G. 2005. *The Invention of World Heritage*. Paris, UNESCO.
- Cameron, C. 2005. *Background Paper for the Special Expert Meeting of the World Heritage Convention: The Concept of Outstanding Universal Value*. Kazan, Republic of Tatarstan, Russian Federation.
<https://whc.unesco.org/archive/2005/whc05-29com-inf09Ae.pdf>
- Cameron, C., Rössler, M. 2013. *Many Voices, One Vision: The Early Years of the World Heritage Convention*. Farnham, Ashgate.
- Galla, A. (ed.). 2012. *World Heritage – Benefits Beyond Borders*. Paris/Cambridge, UNESCO Publishing/Cambridge University Press.
- Feilden, B.M. and Jokilehto, J. 1993. *Management Guidelines for World Cultural Heritage Sites*. (First edition). Rome, ICCROM.
- Francioni, F. (ed). 2008. *The 1972 World Heritage Convention: A Commentary*. Oxford Commentaries on International Law, UK.
- ICOMOS. 1965. *International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (The Venice Charter 1964)*. Paris, ICOMOS.
https://www.icomos.org/charters/venice_e.pdf
- ICOMOS. 2004. *ICOMOS Analysis of the World Heritage List and Tentative Lists and Follow-Up Action Plan*. Paris, ICOMOS.
- ICOMOS. 2005. *The World Heritage List: Filling the Gaps – An Action Plan for the Future*. Paris, ICOMOS.
http://www.international.icomos.org/world_heritage/gaps.pdf
- ICOMOS. 2005. *Xi'an Declaration on the Conservation of the Setting of Heritage Structures, Sites and Areas*.
<http://www.international.icomos.org/charters/xian-declaration.pdf>
- ICOMOS. 2008. *Compendium on Standards for the Inscription of Cultural Properties to the World Heritage List*.
<https://whc.unesco.org/en/sessions/32COM/documents/>
- ICOMOS. 2011. *Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties*. Paris, ICOMOS.
http://openarchive.icomos.org/266/1/ICOMOS_Heritage_Impact_Assessment_2010.pdf
- ICOMOS technical and thematic studies
<http://www.icomos.org/en/documentation-center>
- IUCN. 2006. *Enhancing the IUCN Evaluation Process of World Heritage Nominations: A Contribution to Achieving a Credible and Balanced World Heritage List*.
<https://www.iucn.org/sites/dev/files/import/downloads/vilm2005.pdf>
- IUCN. 2006. *The World Heritage List: Guidance and Future Priorities for Identifying Natural Heritage of Potential Outstanding Universal Value*.
http://cmsdata.iucn.org/downloads/ouv2006_english.pdf
- IUCN. 2008. *Outstanding Universal Value – Standards for Natural World Heritage, A Compendium on Standards for Inscriptions of Natural Properties on the World Heritage List*.
http://cmsdata.iucn.org/downloads/ouv_compendium_english.pdf
- IUCN Technical and Thematic Studies:
<https://www.iucn.org/theme/world-heritage/resources/publications>

- Pressouyre, L. 1993. *The World Heritage Convention, twenty years later*. UNESCO, Paris.
<https://whc.unesco.org/en/280/?id=564&>
- Stovel, H. 1998. *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage*. Rome, ICCROM.
https://www.iccrom.org/sites/default/files/ICCROM_17_RiskPreparedness_en.pdf
- Swiss Federal Office of Culture, Martin, O., Gendre, S. (eds). 2010. *UNESCO World Heritage: serial properties and nominations*. Bern. Switzerland.
<https://whc.unesco.org/document/124860>
- UNESCO World Heritage Centre. Education Kit. 2002. *World Heritage in Young Hands*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/educationkit/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2003. *World Heritage 2002 - Shared Legacy, Common Responsibility*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/activities/563/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2007. *World Heritage – Challenges for the Millenium*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/challenges-for-the-Millennium/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2007. *Case Studies on Climate Change and World Heritage*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/activities/473/>
- UNESCO World Heritage Centre. 2012. *African World Heritage – A Remarkable Diversity*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
- UNESCO World Heritage Centre. 2013. *Celebrating 40 years of the World Heritage Convention*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/celebrating-40-years>
- UNESCO World Heritage Centre. 2013. *Report of the 40th Anniversary of the World Heritage Convention*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/report-40th-Anniversary>
- UNESCO World Heritage Centre. *Patrimonto's World Heritage Adventures*. Paris, UNESCO World Heritage Centre.
<https://whc.unesco.org/en/patrimonito/>
- von Droste, B., Plachter, H. and Rössler, M. (eds.). 1995. *Cultural Landscapes of Universal Value: Components of a Global Strategy*, Jena (Germany), Fischer Verlag.
- von Droste, B., Rössler, M. and Titchen, S. (eds.). 1999. *Linking Nature and Culture*, Report of the Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25-29 March 1998, Amsterdam, The Netherlands, UNESCO/ Ministry for Foreign Affairs/Ministry for Education, Science, and Culture, The Hague.
<https://whc.unesco.org/archive/amsterdam98.pdf>
- World Commission on Protected Areas (WCPA) Best Practice Guidelines
<https://www.iucn.org/theme/protected-areas/resources/best-practice-guidelines>
- *National System Planning for Protected Areas, 1998*
 - *Economic Values of Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers, 1998*
 - *Guidelines for Marine Protected Areas, 1999*
 - *Indigenous and Traditional Peoples and Protected Areas, 2000*
 - *Financing Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers, 2000*
 - *Transboundary Protected Areas for Peace and Co-operation, 2001*
 - *Sustainable Tourism in Protected Areas: Guidelines for Planning and Management, 2002*

- *Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas: Protected Landscapes/Seascapes, 2002*
- *Guidelines for Management Planning of Protected Areas, 2003*
- *Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation, 2004*
- *Forests and Protected Areas: Guidance on the use of the IUCN protected area management categories, 2006*
- *Sustainable Financing of Protected Areas: A global review of challenges and options, 2006*
- *Evaluating Effectiveness: A Framework for Assessing Management Effectiveness of Protected Areas, 2006*
- *Identification and Gap Analysis of Key Biodiversity Areas, 2007*
- *Sacred Natural Sites: Guidelines for Protected Area Managers, 2008*

ウェブアドレス

UNESCO

<http://www.unesco.org>

UNESCO World Heritage Centre

<https://whc.unesco.org>

UNESCO World Heritage Centre publications

<https://whc.unesco.org/en/publications/>

UNESCO World Heritage Review

<https://whc.unesco.org/en/review/>

UNESCO World Heritage Map

<https://whc.unesco.org/en/map/>

ICCROM

<http://www.iccrom.org>

ICCROM publications

http://www.archivalplatform.org/resources/entry/iccrom_publications/

ICOMOS

<http://www.icomos.org>

ICOMOS publications

<http://www.icomos.org/en/documentation-center>

IUCN

<http://www.iucn.org>

IUCN publications

<https://www.iucn.org/resources/publications>

World Commission on Protected Areas (WCPA) Best Practice Guidelines

<https://www.iucn.org/theme/protected-areas/resources/best-practice-guidelines>